

令和元年

第4回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和元年6月18日

閉会：令和元年6月20日

福岡県東峰村議会

令和元年 第4回東峰村議会定例会

招集年月日 令和元年6月18日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和元年6月18日 9時30分
議長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 令和元年6月20日 11時05分
議長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	欠
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	○
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

9名

欠席議員

2番 梶原光春議員

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	澁谷 博 昭	副 村 長	高 橋 英 治
教 育 長	佐々木 孝		
総務課長	眞 田 秀 樹	企画政策課長	日 野 正
住民税務課長	室 井 英 信	農林観光課長	梶 原 浩 二
保健福祉課長	岩 橋 一 成	建設水道課長	大 塚 健 司
教育課長	伊 藤 勝 枝	災害対策室長	野 寄 和 秀

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	城 辰也		

村長提出議案の題目

議案第 2 2 号	東峰村森林環境譲与税基金条例の制定について
議案第 2 3 号	東峰村定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 4 号	東峰村簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 5 号	東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について
議案第 2 6 号	村道路線区域の変更について
議案第 2 7 号	令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について
報告第 1 号	平成 3 0 年度東峰村繰越し繰越計算書報告
報告第 2 号	平成 3 0 年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告
同意第 3 号	東峰村教育委員会委員の任命について
議案第 2 8 号	東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について
議案第 2 9 号	工事請負契約の締結について
議案第 3 0 号	損害賠償の額を定めることについて
議案第 3 1 号	損害賠償の額を定めることについて

議員提出議案の題目

請願第 1号	建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書
発議第 2号	天皇陛下御即位を祝す賀詞について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則125条)
7番 長澤貞義議員 8番 大蔵久徳議員

第4回 東峰村議会定例会会議録

令和元年6月18日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和元年 第4回東峰村議会定例会議事日程

令和元年6月18日開議

開会宣言

議事日程報告

- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第22号 | 東峰村森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第23号 | 東峰村定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第24号 | 東峰村簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第25号 | 東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第26号 | 村道路線区域の変更について |
| 日程第11 | 議案第27号 | 令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 報告第 1号 | 平成30年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告 |
| 日程第13 | 報告第 2号 | 平成30年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告 |
| 日程第14 | 同意第 3号 | 東峰村教育委員会委員の任命について |

日程第15 請願第 1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済
基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求
める請願書

日程第16 発議第 2号 天皇陛下御即位を祝す賀詞について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、令和元年第4回東峰村議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 長澤貞義議員、8番 大蔵久徳議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和元年第4回東峰村議会定例会の運営につきましては、6月10日に議会運営委員会を開きました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の制定が3件、指定管理者の指定が1件、村道認定が1件、補正予算が1件、報告が2件、同意が1件、請願が1件、発議が1件、予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日18日から25日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に一般質問を予定しております。</p> <p>19日には、引き続き一般質問を行い、20日には、議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたしまして、報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日18日から25日までの8日間といたしたいと思っております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、6月18日から6月25日までの8日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長</p>

	(事務局長議案上程報告)
議 長	事務局長から議案の上程報告が終わりました。
日程第 4	
議 長	日程第 4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、令和元年第 4 回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、ご参集を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>さて、一昨年 7 月の痛ましい九州北部豪雨災害から、やがて 2 年目を迎えようとしております。この間、多くの皆様のご支援並びにご厚情により、村民の皆様が苦難を乗り越え、元気に頑張っている姿を見るたびに、改めて甚大な被害の大きさに心を動かされます。</p> <p>今年も、未だに九州北部は梅雨入りの発表もなく、一昨年と酷似した気象状況に大きな不安を感じる次第です。今年も 1 人の犠牲者も出さず、この梅雨を乗り切るために、万全な体制で防災対策を行い、村民の皆様が安全・安心で梅雨を乗り切れる対策に全力を挙げて取り組む決意ですので、議員の皆様にもご協力をよろしく願います。</p> <p>また、日田彦山線の復旧に関しても、鉄道での復旧を求める村民の心からの願いに対し、JR九州は、民間会社になったということで、利益追求の姿勢を露骨に表し、継続的な運行を盾に、私たちの声には耳を塞ぎ、鉄道での復旧をないがしろにしようとしております。</p> <p>いずれにいたしましても、村民の皆様方が、住んでよかったと思える村づくりに、今後ともご協力をよろしく願いをする次第です。</p> <p>それでは、本定例会に執行部から提案をしております各議案について、説明を申し上げます。</p> <p>本定例会には、条例の制定について 3 件、指定管理者の指定について 1 件、村道認定 1 件、補正予算について 1 件、報告について 2 件、同意案件について 1 件、合計 9 件の議案を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>議案第 2 2 号、東峰村森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、森林環境譲与税の創設に伴い当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理し、運用するために、東峰村森林環境譲与税基金条例を制定するものです。</p> <p>議案第 2 3 号、東峰村定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、定住促進住宅として中原団地を新規に設置するため、東峰村定住促進住宅条例の一部を改正するものです。</p> <p>議案第 2 4 号、東峰村簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東峰村簡易水道事業の事業経営変更認可に伴い、計画給水人口等に変更が生じたため、東峰村簡易水道設置条例の一部を改正するものです。</p> <p>議案第 2 5 号、東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定につきましては、東峰村特産物加工施設の指定管理者が、指定期間の満了前の平成 3 1 年 3 月 3 1 日で指定の取り消しを申し出たことにより、新たに指定管理者を指定するものです。</p> <p>議案第 2 6 号、村道路線の変更につきましては、平成 2 9 年九州北部豪雨により橋梁が被災を被ったことに伴い、その区間を除いて、道路法第 1 0 条に基づく路線の変更に伴い、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、村道路線変更となることから、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第 2 7 号、令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）につつまし</p>

	<p>ては、歳入歳出それぞれに8,958万8千円を追加し、歳入歳出総額を53億6,664万6千円とするものです。うち災害関係は、5,008万8千円となっております。</p> <p>歳出では、災害関連として、被災した光ケーブルの移設事業771万3千円、公共土木災害復旧4,237万5千円を計上しております。</p> <p>また、災害関連以外としては、伝説の桜公園銘板設置99万8千円、電算業務委託808万9千円、消費税増税対応のためプレミアム付商品券事業427万円、排水路工事452万6千円、荒廃森林再生事業843万円、商工振興対策のためのプレミアム付商品券事業274万円、中原団地建設工事694万5千円、などを計上しております。</p> <p>歳入としては、森林環境譲与税、分担金、繰入金、村債を計上しております。</p> <p>報告第1号、平成30年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告につきましては、平成30年度東峰村繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものです。</p> <p>報告第2号、平成30年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告につきましては、平成30年度東峰村事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。</p> <p>同意第1号、東峰村教育委員会委員の任命につきましては、東峰村教育委員会委員の任期満了となるが、引き続き和田亜矢子氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。</p> <p>以上、提案理由の概要を申し上げましたが、いずれも今後の村政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決等いただきますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。</p>
議長	村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第14までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第22号「東峰村森林環境譲与税基金条例の制定について」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>議案書の13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第22号「東峰村森林環境譲与税基金条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年6月18日提出、東峰村長名です。</p> <p>提案理由といたしましては、森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理し、運用するために、東峰村森林環境譲与税基金条例を制定するものでございます。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>14ページが、基金の条例の案でございます。</p> <p>東峰村森林環境譲与税基金条例</p> <p>第1条は、設置目的で、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、東峰村森林環境譲与税基金を設置する。</p> <p>積立て、第2条ですが、基金として積み立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与</p>

	<p>税に関する法律第27条の規定により譲与される額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。</p> <p>この財源につきましては、森林経営管理法に対応する財源に充てるところでございます。</p> <p>金額につきましては、補正予算に出てまいりますので、その中で説明を行いたいと思います。</p> <p>それから、第3条から第7条につきましては、他の特定目的基金条例と同様の条文となっておりますので、説明は省略させていただきます。以上です。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第23号「東峰村定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>16ページ目をお願いいたします。</p> <p>議案第23号「東峰村定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年6月18日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、定住促進住宅を新規に設置するため、東峰村定住促進住宅条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>17ページ目をお願いいたします。</p> <p>東峰村定住促進住宅条例の一部を改正する条例</p> <p>東峰村定住促進住宅条例の一部を次のように改正する。</p> <p>下に新旧対照表を付けておりますけれども、変わっているところだけご説明さしあげます。</p> <p>入居の手続き、第9条第3項、村長は、入居決定者が前2項の規定する期間内に第1項の手続きをしないときは、定住促進住宅の入居の決定を取り消すことができる。ただし、応急仮設住宅東峰村団地から入居した者は、この限りではない。</p> <p>家賃の決定及び変更、第12条第3項、村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、基準家賃を変更することができる。</p> <p>第4号、平成29年7月九州北部豪雨により被災し、応急仮設住宅東峰村団地に入居した世帯の主な世帯員。</p> <p>表、第3条関係でございます。</p> <p>中原団地、所在地、東峰村大字宝珠山263番地の1、1棟から5棟、全16戸を記載しております。</p> <p>備考のほうに、中原団地につきましては、応急仮設住宅東峰村団地から入居した者は、この限りではないというふうにですね、条例を改正したいと思っています。以上で終わります。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第24号「東峰村簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>20ページ目をお願いいたします。</p> <p>議案第24号「東峰村簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年6月18日提出、東峰村長名でございます。</p>

	<p>提案理由、東峰村簡易水道事業の事業経営変更認可に伴い、計画給水人口等に変更が生じることから、東峰村簡易水道設置条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。</p> <p>前回、平成26年度に小石原浄水系統の拡張計画に伴い一部変更しておりましたが、今回、平成29年災害を受けて、竹浄水場系統の水源を変更することに伴うものでございます。</p> <p>21ページ目をお願いいたします。</p> <p>東峰村簡易水道設置条例の一部を改正する条例 東峰村簡易水道設置条例の一部を次のように改正する。 新旧対照表を付けております。 変わっている部分だけご説明さしあげます。</p> <p>表、第2条関係。</p> <p>小石原浄水場系統、計画給水人口550人、計画1日当たり給水量400m³。 22ページ目をお願いいたします。</p> <p>鼓浄水場系統、計画給水人口155人、計画1日当たり給水量80m³。 千代丸浄水場系統、計画給水人口1,086人、計画1日当たり給水量730m³。 竹浄水場系統、計画給水人口182人、計画1日当たり給水量91m³でございます。 以上でございます。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第25号「東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について」 補足説明を担当課長に求めます。 農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>24ページになります。</p> <p>議案第25号「東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について」 次のとおり、東峰村特産物加工施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>令和元年6月18日提出、東峰村長名です。</p> <p>指定管理施設の名称及びび所在ですが、名称は、東峰村特産物加工施設です。</p> <p>所在は、東峰村大字宝珠山4029番地2、岩屋駅の横にあるものでございます。</p> <p>指定管理者、福岡県朝倉郡東峰村大字福井2994番地、農事組合法人 東峰村農業生産組合 代表理事 室井勉でございます。</p> <p>指定期間は、令和元年7月1日から令和6年3月31日までの約5年、正確には4年と9カ月になります。</p> <p>提案理由といたしましては、東峰村特産物加工施設の指定管理者が、元JA筑前あさくら宝珠山支店でございます。指定期間の満了前の平成31年3月31日で、指定の取り消しを申し出たことにより、新たに指定管理者を指定するものです。</p> <p>この件につきましては、4月22日から5月17日の間公募を行いまして、東峰村農業生産組合より応募がっております。</p> <p>そして、6月6日の日に指定管理者選定委員会を行いまして、承認を得ているものでございます。以上です。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第26号「村道路線区域の変更について」 補足説明を担当課長に求めます。 建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>25ページ目をお願いいたします。</p>

	<p>議案第26号「村道路線区域の変更について」</p> <p>村道路線の区域を下記のとおり変更したいので、道路法第10条第3項で準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>令和元年6月18日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、平成29年九州北部豪雨により橋梁が被災等被ったことに伴い、その区間を除いたので、道路法第10条に基づく路線の変更に伴い、同法第8条第2項の規定に基づき村道区域変更として認定するため。</p> <p>1、村道路線区域を変更する路線</p> <p>路線番号31、下鶴・栗木野線、起点 東峰村大字宝珠山3694地先、終点 東峰村大字宝珠山3756-2地先。</p> <p>今回変更に伴いまして、起点 東峰村大字宝珠山3709-5地先、終点 東峰村大字3756-2地先。</p> <p>路線番号367、砥石渡橋線、変更前、起点 東峰村大字福井331-1地先、終点 東峰村大字福井2643-1地先。</p> <p>変更後、東峰村大字福井331-1地先、終点 東峰村大字福井2638-2地先。</p> <p>参考までにですね、A3版で1枚、図面をお配りしております。</p> <p>裏表で付けておりまして、下鶴・栗木野線の変更図でございまして、変更後の起点が変わっております。</p> <p>位置につきましては、下鶴・栗木野線につきましては、阿弥陀堂橋、宝珠山川の阿弥陀堂橋の下流に位置しておりました下鶴橋に伴うものでございます。</p> <p>裏をご覧ください。</p> <p>こちらのほうは砥石渡橋線の変更図でございまして、こちらにつきましては、大肥川の国道211号に架かる砥石渡橋の被災に伴いまして、こちらも落橋に伴うもので、区間の減と言いますか、その分の変更になってございます。以上で終わります。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第27号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案の26ページをお願いいたします。</p> <p>議案第27号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）」</p> <p>元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度東峰村一般会計歳入歳出予算の名称を令和元年度東峰村一般会計歳入歳出予算とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。</p> <p>令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,958万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,664万6千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。</p> <p>令和元年6月18日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>27ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正でございます。</p>

歳入につきましては、地方譲与税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、村債において、合計8,958万8千円の補正額を計上させていただいております。

詳細につきましては、事項別明細書の中で説明させていただきます。

28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費、農林水産費、商工費、土木費、教育費、災害復旧費において、総額8,958万8千円の補正の計上を行っているところでございます。

29ページをお願いします。

第2表、地方債の補正でございます。

地方債の補正につきましては、起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額についてご説明を申し上げます。

方法、利率につきましては、変更がありませんので省略をします。

過疎対策事業債、補正前が3,020万円、補正後が3,430万円、これにつきましては、光情報通信関係の光増幅工事の200万円、商工のほうのプレミアム商品券で210万円の変更をしております。

合併特例事業債、補正前2億2,750万円、補正後2億3,400万円、650万円ですね、公営住宅、定住促進住宅の補正の予算につきまして、起債の限度額の変更をしております。

一般補助施設整備等事業債、補正前で1,690万円、補正後で1,850万円、160万円について、竹地区の農産加工場と岩屋キャンプのコテージ分についてですね、設計費が起債の対象になるということでございましたので、その分について限度額を増額しているものであります。

30ページをお願いします。

災害復旧事業債1億5,660万円、補正後が2億2,890万円、7,230万円の増になっております。これにつきましては、公共債のですね、設計費等について、当初予算で起債の協議ができておりませんでした。起債の協議が整いまして、今回6月補正でですね、7,230万円という起債の額をですね、増額で計上をさせていただいているものでございます。

33ページをお願いいたします。

事項別明細書の詳細について、まず歳入からご説明申し上げます。

歳入、2款4項1目森林環境譲与税421万5千円につきましては、先ほど基金条例のですね、提案がございました。これに基づく、今年度からですね、創設される森林環境譲与税の項目でございます。

9款1項1目農林水産業費分担金10万円、農村環境整備事業、6款1項6目農村環境整備事業の事業に充てる分担金でございます。

11款2項1目総務費国庫補助金、プレミアム付商品券事業補助金427万円、これは、消費税10%に対応します低所得者層、子育て世代層への支援策として、プレミアム付商品券事業を行うにあたっての、国の補助金になっております。

6目土木費国庫補助金、土木費国庫補助金48万7千円、社会資本整備総合交付金、がけ地近接の事業を歳出で計上させていただいております。この分の国庫分で、2分の1になっております。

12款2項4目農林水産費県補助金、農業費県補助金230万8千円、農村環境整備事業補助金226万2千円、これにつきましては、排水路工事が農業費のほうで計上されておりますので、それに係る県の補助金でございます。

戸別所得補償制度推進事業費補助金4万6千円、6款1項4目農業振興対策費の事

	<p>業に充てる県の補助金でございます。</p> <p>6目土木費県補助金、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金24万3千円、これにつきましては、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金に対し、県費としてですね、4分の1が入ってくるものでございます。</p> <p>12款3項7目教育費県委託金、教育費県委託金40万円、福岡県道徳教育推進事業委託金、これは、10款1項8目小中一貫教育推進事業費に充てる県の補助金でございます。</p> <p>15款2項1目財政調整基金繰入金、減の1、115万円になっております。</p> <p>34ページをお願いいたします。</p> <p>21目森林環境譲与税基金繰入金421万5千円、森林環境譲与税基金繰入金、これにつきましては、先ほど譲与税の中でですね、入りました森林環境譲与税につきまして、一旦基金に繰り入れるという形で、今回計上をさせていただいております。</p> <p>18款村債、1項村債、1目総務債360万円、光地域情報通信設備整備事業200万円、一般補助施設整備等事業160万円、5目商工債210万円、プレミアム付地域商品券事業、6目土木債650万円、公営住宅建設事業、中原団地分でございます。</p> <p>災害復旧事業債で7、230万円、これは、先ほど説明しました公共災のですね、設計費等の分に係る分の歳入の計上でございます。</p> <p>35ページをお願いいたします。</p> <p>歳出につきましては、総務課の所管の部分を説明させていただきます。</p> <p>2款1項5目財産管理費99万8千円、伝説の桜公園銘板設置工事、これにつきましては、いずみ館の川の反対側ですね、東峰自然公園に28年から29年にかけて、いろいろな国内外の有名人の方から桜の苗木を寄附していただいて、それを植樹した部分で、一応仮設の簡易な表示板はついていたんですが、きちんといたものを付けるということの事業として考えていたんですが、災害等がありましてちょっと取りかかりが遅くなっておりまして、今回ですね、99万8千円という形で、材質としてはステンレスの銘板を桜の箇所と入り口に、ちょっと大きめの銘板を付けようということで、予算を計上しております。</p> <p>14目電算事務費808万9千円、これについては、子育て支援の関係の幼児教育の無償化に係るシステムの改修分と、もう1つが、住基ネットのですね、番号制度等も絡んでおりますが、住基ネットのサーバーの入れ替え時期が来ているということで、その2つの事業についてですね、今回補正予算で計上をさせていただいているものでございます。</p> <p>総務課の関連につきましては、以上です。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>35ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項22目光地域情報通信費979万2千円の補正でございます。</p> <p>まず、光増幅器取付工事、これは、東峰村ケーブルテレビの視聴で、4K対応機種への更新工事を当初予算で計上しておりますが、この工事に伴ってテレビ視聴の出力レベルが低下し、テレビが視聴できなくなる地域が発生する恐れがあるということで、その対応策として、光出力レベルの増幅器を設置するものです。</p> <p>次に、東峰村ケーブルテレビ災害3期工事、九州北部豪雨災害により被害に遭った光ケーブル施設の復旧工事です。現在仮設しているものを本復旧するものでございます。</p> <p>次に、宝珠山駅前橋梁架替に伴う光ケーブル移設工事でございますが、これは、架け替え工事に伴う光ケーブルの移設工事ということで、工事につきましては、県より</p>

	<p>規定に基づいて補填される予定でございます。</p> <p>次に、28目まち・ひと・しごと創生事業費、これは地方債、一般財源の財源の組み替えでございます。設計監理業務でございます。以上です。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>35ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項31目プレミアム付商品券事業につきましては、10月からの消費税、消費税率等の10%引き上げが低所得者、子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を10月から販売を行うための準備に必要な経費を、補正を行うものでございます。</p> <p>また、この事業は、国からの全額補助で行うものでございまして、プレミアム付商品券の購入限度額は、該当者1人当たり、額面としまして2万5千円の販売額が2万円。プレミアム付与額が5千円の20%の付与となっております。</p> <p>13節の委託料の162万円は、プレミアム付商品券事業に対するためのですね、電算システムの改修費、それと19節負担金、補助金、交付金の265万円につきましては、プレミアム付商品券の作成また販売を東峰村商工会で行っていただきたいというふうに考えてございまして、その経費の補正を行うものでございます。以上です。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>同じく35ページですが、6款1項4目農業振興対策費です。</p> <p>経営所得安定対策等事業費ということで4万6千円です。これは、推進事業費に事務費が一部上乘せされたことによりまして、4万6千円補正するものでございます。</p> <p>同じく6目の農村環境整備事業ですが、これは、栗松地区の尾崎水路でございます。県道八女香春線の改良工事以降、豪雨時には排水路がですね、毎年越流しているということで、排水路を広げるものでございます。排水路と申しますか、用排水路でございます。</p> <p>次に、2項の8目荒廃森林整備事業ですが、委託料として421万5千円、積立金421万5千円ですが、これは、森林環境譲与税によるもので、一旦基金に積み立てまして繰入を行った後、委託料として支出するものでございます。これは、森林経営管理法に基づく事業に、東峰村としては充当する計画でございます。</p> <p>参考までに、この森林環境譲与税の金額について、補足いたしますと、森林環境譲与税は、市町村の森林面積によるものが10分の5、農林業センサスによる林業就業者によるものが10分の3、国勢調査による人口によるものが10分の2の割合で、配分率が決められております。</p> <p>今回、令和元年から令和3年までが421万5千円という算定になっております。</p> <p>それ以降につきましては、令和4年から令和6年が632万3千円、約1.5倍になります。それから、令和7年から令和10年が895万8千円ということで、さらに1.4倍ほどになります。そして、令和11年から令和14年が1,159万3千円、令和15年以降が1,422万7千円ということで、譲与されるところでございます。</p> <p>次に、36ページをお願いいたします。</p> <p>7款1項1目商工振興費ですが、2019年度プレミアム商品券の助成金でございます。発行総額は3,300万を予定しております。</p> <p>プレミアムの300万円のうち10%あるわけですが、7%が村の負担となります。3%が県の補助金で入ってまいります。その額が210万円でございます。</p> <p>それから、事務費につきまして64万円ですが、これは、商工会に委託する金額でございます。前年と同額となっております。</p>

	<p>それから、プレミアム商品券の利用期間ですが、これは、本年の10月から翌年の3月までとするものでございます。</p> <p>理由といたしましては、10月から消費税が上がるわけですが、消費増税前の駆け込み利用を防ぐためと、そういった目的で10月からの利用ということでございます。以上です。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>36ページ目をお願いいたします。</p> <p>8款土木費、土木総務費、補正額97万5千円、19節負担金補助及び交付金97万5千円、これにつきましては、先ほど歳入のほうでもご説明ありましたが、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金という形ですね、なるものでございまして、こちらにつきましては、がけ崩れなどの危険がある区域にお住いの既存の住宅を除去しまして、安全な場所に移転する人に対してですね、国、県及び市町村が一体となって移転費用の補助を行うものでございます。国が2分の1、県が4分の1、自治体が4分の1となっております。</p> <p>8款土木費、2目住宅建設事業費でございますけれども、こちらにつきましては、補正額694万5千円、13節委託料で694万5千円となっております。</p> <p>こちらにつきましては、補足説明の、1枚資料をお手元に配布しておりますので、そちらも合わせてご説明さしあげたいと思っております。</p> <p>右肩のほうに令和元年6月第4回東峰村議会建設水道課参考資料というものが、1枚配布させていただいております。</p> <p>一番上段につきましては、2018年度予算額、2019年度予算額ともに当初合わせてかせていただいております、2018年度当初予算が2億2,966万4千円、2019年度当初予算が2億3,949万1千円で進めているところでございます。こちらにつきましては、定住促進住宅16戸を整備するとしてですね、いただいております。</p> <p>これを合わせて当初協定締結としまして、2番目の表でございますけれども、2018年9月に協定を結びまして、2018年度が2億2,671万3千円、2019年度が2億3,861万9千円の、合わせて4億6,533万2千円ですね、当初協定を福岡県と結んでいるところでございます。</p> <p>それ以降、埋蔵文化財の調査等の変更協定をしまして、最終的に2018年度精算協定変更ということで、上から4つ目の表でございますけれども、2018年度工事請負がですね、1億8,750万6,068円ということですね、こちらにつきましては、備考欄に書かせていただいておりますけれども、施工業者へのですね、前払い減等のですね、出来高精算による変更が伴いまして、減となっております。</p> <p>それと併せて、今回6月時点でございますけれども、2019年度の工事請負のほうでございますけれども、こちらのほうが、前年度</p>
議長	ちょっと説明の途中ですが、高倉議員。
建設水道課長	<p>すみません。失礼しました。</p> <p>2018年度の分ですね、精算変更に伴ってですね、今回6月時点としましては、2019年度、備考欄に書いておりますけれども、施工業者への支払い精算の見込みをですね、反映した形になってございまして、工事請負が2億4,094万560円、となっております。</p> <p>一番下段の、下から2行目でございますけれども、2019年6月補正額としましては、計上させていただいております694万5千円をですね、計上させていただきたく思っております。</p> <p>なお、当初想定事業費との比較と書いておりますけれども、当初協定を結んだ時点で</p>

	の金額4億6,533万2千円に對しまして、約3,000万弱のですね、コスト縮減と言いますか、今進めているということもご報告させていただきます。以上でございます。
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>同じく36ページの下段、11款1項2目公共土木施設災害復旧費、13節委託料、測量設計委託料としまして、単災・小規模災害4,237万5千円の増でございます。こちらにつきましては、平成29年災のものすべてでございまして、今年度実施分となります。</p> <p>中ほどのですね、財源の内訳のところ、地方債7,230万円、それから一般財源2,992万5千円の減、補正のですね、財源の地方債の補正の説明等で、財源の組み替えということになっております。以上です。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>36ページをお願いいたします。</p> <p>10款教育費、1項教育総務費、小中一貫教育推進費ですが、これは、東峰学園が福岡県の道徳教育推進事業の指定校となりまして、今年度推進事業を行うものです。歳入のほうで、33ページのほうで、県支出金で教育費県委託金ということで、40万を上限に補助金が来るもので、それに伴います歳出を組んでいるところです。</p> <p>8の報償費ですが、これは、外部講師の謝金です。</p> <p>9の旅費につきましては、先進地視察の分です。</p> <p>需用費につきましては、印刷製本費としまして、報告書印刷費です。</p> <p>あとは消耗品として1万9千円上げております。以上です。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 報告第1号「平成30年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>37ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号「平成30年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」</p> <p>地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度東峰村繰越明許費繰越計算書を、次のように報告する。</p> <p>令和元年6月18日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>以下に表がございます。</p> <p>表につきましては、款、項、事業名、また、その横にですね、繰越明許費設定額とあります。ここにつきましては、30年度の補正予算において、繰越明許費として設定をさせていただいた額になっております。</p> <p>すみません、この中で10款教育費の文化財費、文化財事業費につきまして、設定についてはですね、補正予算では139万5千円となっておりますので、100万分をですね、ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。繰越しの額等につきましては、また、ご説明をさせていただきます。</p> <p>その横の列が翌年度繰越額、ここにつきましては、最終的に令和元年度にですね、繰り越す予算額でございます。</p> <p>その右につきましては、左の財源内訳、翌年度繰越額の財源内訳になります。</p> <p>既収入特定財源につきましては、既に30年度で分担金等を収入している場合に、ここに計上がありますが、今回の繰越しの計算書につきましては、全項目ですね、既収入の特定財源はございません。</p> <p>あと、未収入特定財源については、それぞれ国県支出金、村債、その他について、事業を執行したときに繰越明許費としてですね、令和元年度事業執行したときに特定</p>

	<p>財源として収入が見込まれる分の予算額でございます。</p> <p>その最後の、右の一般財源については、必要な一般財源を数字として計上させていただきます。</p> <p>内容につきましては、まず、2款1項総務管理費、大行司駅舎新築工事、これにつきましては、繰越明許費設定額1,694万円でしたが、設計が終了したことによる出来高払いを107万2千円行っておりますので、最終的な繰越額として1,586万8千円をですね、令和元年度に繰り越しているものでございます。</p> <p>次、総務費のまち・ひと・しごと創生事業、これは、ゲストハウスと農家レストラン等に係る部分で、これは、設定額と繰越額が変わっておりませんので、繰越額のみですね、1億2,456万5千円の繰越しを行っております。</p> <p>7商工費、復興支援地域商品券発行事業、これも361万2千円を繰り越しております。</p> <p>8款水源地域整備事業一般経費、これは、共同利用施設の建設事業でございますが、2,618万9千円を全額繰り越しております。</p> <p>土木費、村道改良舗装事業、奥竹線に関する分ですが、これについても1,200万円をですね、翌年度に繰り越すという形になっております。</p> <p>続いて土木費、河川管理一般経費、これは、河川改良の設計等を数カ所行っておりますが、これについても1,300万円、設定額の全額を繰り越しております。</p> <p>次、土木費の公営住宅補修費、猿喰第2住宅が被災を受けたところの建て替えている事業でございますが、これについても2,400万円、全額繰り越しております。</p> <p>9款消防費、屋椎地区防火水槽整備事業1,000万円、教育費、東峰学園空調設備設置工事4,730万円の全額繰越しでございます。</p> <p>10款文化財事業費、これにつきましては、設定額は139万5千円でしたが、100万円ですね、次郎坊・太郎坊の磨崖仏群史跡整備工事の部分が、年度内に完了いたしましたので、その分については翌年度に繰り越しませんので39万5千円、地がけ単県の起債事業になりますが、この部分についてはですね、翌年度に繰り越すものでございます。</p> <p>11款災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、これは、13億円の設定額でしたが、一部前払い金等をですね、お支払いしている分がありますので、9億5,034万2千円を翌年度に繰り越すものでございます。</p> <p>続いて災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧事業、2億円の設定費に対しまして、1億9,705万円の繰越しを行うものでございます。</p> <p>災害復旧費、林道施設災害復旧事業、5,100万円の全額を翌年度に繰り越すという形になっております。</p> <p>総計、一般会計の計として、繰越明許費の設定額、これがですね、18億3,000万1千円という形になります。</p> <p>翌年度繰越額が14億7,532万1千円、この金額がですね、平成30年度から令和元年度に繰越明許費という形で繰越しをするものでございます。</p> <p>すみません、繰越明許設定額の一番最後の、先ほどの合計ですね、これが100万円が足されるということで、訂正をお願いするもので、1830001000ですね、金額に訂正方をよろしく願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
日程第13	
議長	<p>日程第13 報告第2号「平成30年東峰村事故繰越し繰越計算書報告」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>

<p>総務課長</p>	<p>38ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号「平成30年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告」</p> <p>地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成30年度東峰村事故繰越し繰越計算書を、次のように報告する。</p> <p>令和元年6月18日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>平成30年度東峰村事故繰越し繰越計算書につきまして、下に表がございます。</p> <p>表につきましては、款、項、事業名、その横に支出負担行為額、これは、30年度に支出負担行為を起こした金額になります。</p> <p>その中から内訳として、30年度内に支払いをしたもの、支出済額、その残額ですね、支出未済額、次に支出負担行為予定額、これは、繰り越した後にですね、特に災害等は、変更設計とか追加の部分がありますので、その部分について、負担行為の予定額、あくまで予定額ということで計上させていただいています。</p> <p>その横が翌年度の繰越額、これが平成30年度の明許繰越等から令和元年度の事故繰越しの予算にですね、繰り越す額でございます。</p> <p>その額の財源内訳として、左の財源内訳で、内容につきましては、先ほどの表と同じ読み方でございます。</p> <p>あと最後に説明、事故繰越しの説明を記載しているところでございます。</p> <p>2款総務費、旧大蔵邸解体工事につきましては、負担行為で125万7,660円の負担行為でございます。その中で、翌年度に繰り越す額、翌年度繰越額につきましては、村として千円単位で行っているという事情がございまして、翌年度繰越額については125万8千円の繰越しを行うところでございます。</p> <p>説明で、理由といたしまして、土地・家屋等の移転登記手続きのときに抵当権等が入っておりまして、その処理等に想定以上の時間を要しまして、ちょうど年度内に完成が、完了ができなかったということで、事故繰越しとして手続きをしているものでございます。</p> <p>11款以降は災害復旧費になります。</p> <p>農地・農業用施設災害復旧費、負担行為額が2,025万円、支出済額が809万9,800円、支出の未済額は1,215万200円、負担行為の予定額で300万800円で、翌年度繰越額が1,515万1千円の繰越しを行っているところです。</p> <p>理由といたしましては、災害復旧費につきましては、同じ理由にはなりますが、29年災、災害復旧工事の工期の遅れによる事故繰越しの手続きをしているものでございます。</p> <p>次に、林道施設災害復旧事業、負担行為額が9,135万6千円、支出はございませんので、支出未済として9,135万6千円、行為予定額として1,546万5千円、翌年度繰越額1億682万1千円の繰越しの計算をしているところです。</p> <p>地域防災がけ崩れ対策事業、負担行為額2億6,083万5,120円、支出済額として8,650万7千円、支出未済として1億7,432万8,120円、支出負担行為予定2,067万1,880円、翌年度繰越額2億2,500万円の繰越しでございます。</p> <p>地がけ等につきましては、事故繰越しのですね、補助金等の協議がっておりますので、その同額をベースにですね、翌年度に繰り越しておりますので、この金額が実際には令和元年度で、概ねこの数字で推移すると思っておりますが、あと変更契約等がありましたら、その中で負担行為の増額を行って、事業を行うという形になっておるところでございます。</p> <p>一般会計の計で支出負担行為額3億7,369万8,780円、支出済額が9,460万6,800円、支出未済額2億7,909万1,980円、予定額で6,91</p>
-------------	--

	<p>3万7,680円として、最終的な翌年度の繰越額が3億4,823万円を30年度から令和元年度に事故繰越しという形で、予算の繰り越しを行ったものでございます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 同意第3号「東峰村教育委員会委員の任命について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>教育課長</p>
教育課長	<p>同意第3号「東峰村教育委員会委員の任命について」</p> <p>下記の者を、東峰村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>令和元年6月18日提出、村長名でございます。</p> <p>住所 朝倉郡東峰村大字小石原鼓2443番地</p> <p>氏名 和田亜矢子</p> <p>生年月日 昭和49年3月7日</p> <p>任期 令和元年6月25日から令和5年6月24日まで</p> <p>理由 東峰村教育委員会委員の任期満了となるが、引き続き和田亜矢子氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。以上です。</p> <p>略歴書は、40ページのとおりでございます。</p>
議長	<p>補足説明を終了します。</p>
休憩	
議長	<p>10時50分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時35分)</p>

再 開 議 長	<p>休息前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時50分)</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 一般質問を行います。</p> <p>一般質問は、6名の議員より申し出がっております。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め60分以内となっております。</p> <p>通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待をいたしております。</p> <p>なお、泉議員のほうから水の持ち込みの申し出がっておりますので、これを許可をいたしております。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>4番 泉守議員の質問を認めます。</p> <p>4番 泉 守議員</p>
4 番	<p>質問時間1時間ということでございますので、執行部の方には簡単に、私がお尋ねしたことだけのみを発言していただきたいと思っております。</p> <p>まず、1番にですね、村長にお尋ねしますが、村長になってから、村長、村民のために一生懸命やろうという気持ちが今でもございますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村民のために一生懸命やろうと思って頑張っておりますが、まだまだ不十分なところがあるかと思っております。今後とも頑張っていきたいと思っております。</p>
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>村長と同じ質問でございますが、総務課長にお尋ねしますが、総務課長もやはり村民のために一生懸命やろうと思っておりますか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>そうですね、村の職員といたしまして、村長の下村民のため、村のためにですね、自分のできる職務の中で一生懸命頑張っておりますし、また、今後とも頑張っていきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>村長、総務課長、議員、私ども共々ですね、やはり公務員としての奉仕の心ですね、汗を流しながら村民のためにならなければならないというふうに思っております。後で、そのことについては質問をいたしたいと思っております。</p> <p>今回ですね、道の駅の横の第2の展示場につきましてはですね、貸しておられますが、これについては、村民に対してどのように説明があり、公募されたのか、総務課長にお伺いをしたいと思います。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>第2販売所の件につきましては、当初ですね、道の駅の第2販売所という形で公募したという形では伺っております。</p> <p>今回の議員質問に件についてはですね、その部分で経緯といたしまして、道の駅の第2販売所については、元々ですね、地元食材や地域特産物等の販売を希望する個人または法人として公募いたしたという経緯はございます。</p> <p>その中で、結果的に出店者の決定には至らなかったというところは伺っているところでございます。</p> <p>その後ですね、村長をはじめ村内各団体に対しまして出店の打診等も行ったということではございますが、希望者がなかったということになっております。</p>

	<p>その建物の活用を考えている状況の中で、被災直後から復興支援として、村内で憩いの場所を提供していただいております事業者からですね、第2販売所敷地全体をカフェや情報発信拠点として借用したいという旨の申し出があったところでございます。</p> <p>これにつきまして執行部、村長はじめ村等でですね、内部で協議を行いまして、その事業につきまして事業内容等の提案を受け、小石原地区及び道の駅周辺にとっての活性化のための事業であるというところを踏まえ、その提案を受け入れて、道の駅第2販売所について賃貸借契約と言いますか、お貸しをしたという経緯でございます。以上です。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>この元々ですね、道の駅の第2店舗につきましてはですね、農林観光課長が説明したときにはですね、第2販売所におけるこの趣旨を、道の駅があるんですけどね、道の駅が発展をしておると。それで、この道の駅の趣旨に鑑み、村内外の来訪者のくつろぎの場として、また、地元食材の地域特産品販売の地域産業振興にするため、その出店を募集をいたしますということであったんですね。</p> <p>これはもう村長も、私は出店の会を申し込んでおったから、説明会をいただきまして、村長もおりました。担当課長5、6人おったんですがね、これはですね、まさにですね、借り賃は2万4千円なんですね、借地代の今度新しいのは2万4千円ね。</p> <p>これにね、30万円ね、30万円、売り上げ上げても上げんでも30万があるから5万2千円ぐらいになりゃせんですか。30万円の10%ですね、3万円ですね。3万円と2万4千円です。そして、全くテナントの前は使っては、車置くことはできない、中も火を使ってはいけないし、洗うだけならいいけどね、できないと。</p> <p>こういう中でね、ちょっと5万何千円でテナントの前も使えん、車持ってくるとも上げられん、あそこはですね、テントをですね、3棟張るようにしておると。テントを3棟張ると。テントはですね、1棟が1万円、1張りが1万円、そして3万円のですね、3%。こういうものは検討をされたんですかね。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>この辺りにつきましては、最初道の駅のほうから村のほうに移管と言いますか、村のほうがお貸しするという話のときにですね、元々の流れが、道の駅については、出品ですね、道の駅に出すときの手数料があるということで、売り上げについても道の駅のほうとの協議の中で、歩合という形で売り上げの10%を道の駅のほうに納めるという形で、募集をかけたというふうには聞いております。</p> <p>今回の総務課のほうでお貸しした分につきましては、元々がそういう村の観光発信等の機能も非常に持ち合わせるということで、小石原地域全体のPR等にもなるのではないかということで、この分についてですね、村が歩合という形で、そういう金額を徴収ということは通常やっておりますので、建物の賃貸の料金のみで契約を結んだという形で、その辺りの経緯でそういう形になっております。以上です。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>今、総務課長さんからね、道の駅に検討したと言われますけどね、1回も検討してないんですよ、道の駅にやるからね、管理はできますかと言われた。</p> <p>だから、何も話は聞かないからですね、管理がどういうものか分からんから、管理は分からんから要らないということで、お金が要らないんじゃないんですね。管理がどの程度かと言って分からないんです。</p> <p>そして、私が仮に村長ね、道の駅の森山社長、阿波駅長、そして担当課長、そして泉担当課長補佐ですかね、これだけ説明されたんです。</p> <p>そういう中でね、例えば、ぐるっとまる180度変わっているじゃないですか、そ</p>

	のやり方が。道の駅やらんならやらんで本体だけをやるということは、村民に対してですね、村民に対してチラシを配って、たとえ借り手がないとするなら、第三者を入れておりますけど、趣旨と全く違う方向はどういうことですか。
議 長	総務課長
総務課長	元々の道の駅から借りる部分につきましては、ちょっと私詳細は存じ上げておりませんので、回答のしようがございませんが、180度変わったところについては、ちょっとそこについては、自分の理解のほうは足りないのかなというふうには思いますが、と言いますか、普通財産という形で村の財産をお貸しするときに、これまでいろんな施設をいろんな団体にお貸ししておりますが、それについては公募という形を、これまでも取ったことはないということが事実でございます。以上です。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>そういうことがなかったと言われますけどね、ないことはありませんよ。</p> <p>それはね、今先ほども聞いた。あなた方は村民のために汗を流してやる気があるかと聞いたんですよ。全然ないじゃないですか、ね。</p> <p>道の駅建てた、最初は道の駅小石原に貸す、小石原の住民に貸して小石原の物を売るといのが前提じゃないですか、ね。</p> <p>それをね、そういうことで最初は出した。全く180度変わったやり方、これは住民に知らせないかんとと思いますが、もう一度総務課長、答弁を願います。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>目的につきましては、先ほど泉議員も申しましたが、道の駅小石原等ですね、東峰村の基幹産業である窯業及び農林業の発展と地産地消の推進、また、観光立地としての魅力をアップさせることを目的に設置したという部分で、観光立地についてはですね、この部分で合致するのではないかなというふうには思っております。</p> <p>住民の方にですね、これの施設について知らしめたかという話につきましては、もうそれまでの状況の中で公募していたという話と、ちょっと公募していたときの状況と、今村がお貸ししている状況が変わった部分というのはご理解いただいていると思うんですが、その中で、その村が、団体が申し入れがあったときに、そういったときに広く知らしめていなかったことについて、質問をいただいていると思っておりますが、先ほどのお答えの繰り返しになりますが、これまで普通財産をお貸しするときに、そういう公募という形で手続きを取った例は、自分の記憶の中にはございませんので、この手続きについてはですね、そういう形で総務課のほうで進めさせていただいた。</p> <p>その最終的な判断につきましては、課の中ではできませんので、村長等の協議の中で方針を決めたということになっております。以上です。</p>
議 長	村長
村 長	<p>補足説明をさせていただきます。</p> <p>先ほどから泉議員がおっしゃっておりますように、当初は、道の駅第2販売所ということで応募者等を募って、そして村といたしましても、応募が1者ありました。</p> <p>その中で、決定に至らなかったのも、村の業者さん等にもいろいろ応募してございましたけれども、結果的に希望者がなかったということでもあります。</p> <p>そういったことで、このようなことは今回初めてでございますので、いろいろご指摘をいただいておりますけれども、今後はこのようなことがないようにですね、普通財産貸付けにつきましても、慎重に行っていきたいと思っております。</p>
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>村長が、今、ご答弁いただきましたようにね、それが本当ですよ。</p> <p>そういうことで、村民に募集してですね。募集がなかったら第三者を、他を入れて</p>

	<p>でも結構だと。</p> <p>村民の方ですね、びっくりしているんです。「あれ、何ができるんですか」、私は頭が悪いからですね、英語で書いとるから、何ができるか、何ができるか分からんねと、みんな小石原の人は、喫茶店とかそばなことができるなら栄えますけど、英語で書いてあるもんやけん、何があそこはできるっちゃろうかというような、びっくりしとるのがその有り様でございます。</p> <p>そのことはそのこととして、今、先ほど村長が言われますように、二度とそういうことがあってはならないと、私は思っておるところでございます。</p> <p>それでは、次に行きますがね、コンテナはね、あそこの家を貸した部分ですね、家を貸したということで、5万2千円ぐらいが2万4千円、1棟になったと。それで、2棟貸したということだけど、コンテナですね、コンテナ、そういうものはどういふことで貸したんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現在の事業者の方からのご提案等を受けておまして、広場ですね、建物の前の広場、そこにコンテナを置くご提案等も受け、そして平面図等も私どもは承知しております。</p> <p>しかしながら、コンテナという大きさの感覚がちょっと私どもと違っておりましたので、住民の方からのご指摘もいただきましたし、コンテナの移設、そういったところを業者の方をお願いをいたしまして、現在のところにコンテナを移していただいたということになっております。</p>
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>もう村長がご承知のようにですね、あそこにコンテナを持って来ましたね。</p> <p>そしたらね、あのコンテナを持って来たことによって、南の原、道の駅に多数お年寄りの方が行くとが、見えんごとなったというんですね。</p> <p>「泉さん何とかしてくれんですか、見えんごとなって危ない」、あそこは信号が変わるわけじゃないしね、もう押し信号やから、車の通りが危ないとね、歩道にいっぱい最初お出でましたから。</p> <p>そしてですね、せっかく診療所はですね、駐車場を早くつくってくれというたのは、警察の跡地を解体してもらって広くなったんでね、そしてバス停をつくっていただいた。今、特に高齢者の免許の問題は問題化しておりますね。</p> <p>そのバス停をつくってもらったのはいいんですね。ところが、あのコンテナを置いて全く見えなくなった。バス停はですね、歩道から2m下がっています。コンテナは歩道いっぱい置いてあります。歩道のあそこに。</p> <p>そうするとお年寄りのバス停はですね、向こうから、鼓のほうから上って来るバスは分かります。鼓のほうから来ましてですね、小石原のバス停まで、終点まで乗るには、ほとんど100%ないんです。小石原の終点から下るほうに乗る者が100%ですね。そうしますと全く見えません。</p> <p>今までバス停がなかったけど、傘さして待ったり、台風のときは傘は濡れてね、お年寄りの方は待ってた。せっかくバス停ができて、こっちから、反対側にあってもバスが来よるとが見えんけん、濡れるとは走って行けばちょっとですね。</p> <p>こういうのがね、全く見えなくなった。これは、こういうところの、南の原から出て来る、バス停が横にあるということを考えていただいたんですか、総務課長。</p> <p>全部総務課長が印鑑押して契約したというが、総務課長が答えてくださいよ。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員おっしゃるとおりだと思います。これにつきましても先ほどと同様に、非常に私ども現地のほうを、やっぱり確認と言いますか、想像できなかった。そういった点</p>

	<p>については、深くお詫びを申し上げたいと思っております。</p> <p>先ほどの、総務課長が単独でやったのではありません。これは、普通財産貸付というのは、村長の許可が要ります。</p> <p>したがって、事前に村長への決裁をいただいた後、総務課のほうで契約をするという形になっているところでもあります。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>村長がですね、決裁した後、総務課長がしたならね、村長に責任がある。</p> <p>でもね、今まで私が聞いたとは、総務課長が1人でやったと。印鑑も預けとったから総務課長が1人でやったというふうに、私は聞いております。</p> <p>これは、村長が決裁して、総務課長がやったんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>あくまでも村長決裁が先であります。その後、公印、角印ですね。</p> <p>角印につきましては、総務課長が管理をしておりますので、村長決裁が終わった後は、総務課長が角印を押して、契約等の行為は行うということになっております。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>そういうことでね、この件も、確かにですね、現地を見ましてどうなのかと、ここに置いていいのかということをよく調べていくことが、今、先ほど私が言うごと、村長が村民に対して、一生懸命汗を流してやっているということにはならないと思います。私はね、こういうことじゃ。</p> <p>だから、これはこれで、村長がそういうことでね、今後二度と、やっぱり気を付けてやるということだからですね、このことはこれを進めてですね。</p> <p>このコンテナはですね、何のために置いたんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>事業者からの説明によりますと、休憩所という形でコンテナを置かせてほしいということでしたので、休憩所という形であればということで、コンテナについては設置を認めたということになっております。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>あなたはですね、休憩所とか言うけど、喫茶店をさせると、ね。喫茶店をさせてコーヒーを出すと、ね。</p> <p>村長は、私に見せたのは、家族でコーヒーやら飲みよるところの写真を僕に見せたんです、ね。うちで見せたんです。</p> <p>そして、元々きちっとしてね、契約書は喫茶店をするという、何て書いてあるんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>契約書のほうの用途指定につきましては、観光等情報発信及び物販施設として使用というところで書いてあります。</p> <p>(「何ですか、ちょっともう1回」の声あり)</p> <p>もう1度申し上げます。</p> <p>観光等情報発信及び物品販売施設として使用するということです。</p> <p>申し訳ありません。</p> <p>普通財産貸付の協議書のほうでは、カフェ及び観光案内所ということで使用目的。コンテナの部分につきましては、観光案内所及び休息施設として仮設コンテナを設置するためということになっています。</p> <p>この一番最後に言ったことが、コンテナのほうの部分です。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	元々ね、村長自体私に言ったんですよ。

	<p>あそこでね、コーヒーはね、水は使えんから、あそこで作ってコーヒーを持って来て、喫茶店をあそこですと、そういうことを村長が言われた。私は、嘘は言いませんね。</p> <p>特にね、私が調べたんです。県の土木事務所へ行きました。保健所も行きました。法務局も行きました。</p> <p>ところがですね、物を出したり人を入れたりすることはできないということは、どういうことでできないか、ご存じですか。</p>
議 長	村長
村 長	ちょっと反問権をよろしいですか。
議 長	再度の趣旨を聞くということですね。
村 長	そうです。
議 長	はい。
村 長	もう1度、詳しくその辺りをお願いいたします。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	あのコンテナでですね、どうして村長が、考えることができないということがですね、なぜできないか、コンテナの辺りでそういうことができないか、ということをご存じですかということです。
議 長	村長
村 長	コンテナの中で喫茶店が、なぜできないかということでしょうか。 コンテナの中では喫茶店はやらないということを知っていて、事業者の方からは聞いております。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>私はですね、あなたの方のために何日か一生懸命動いて回りました。</p> <p>ところがですね、コンテナはですね、コンテナです。家じゃないんです。私のところもね、できると思ってコンテナを買って来てやった。</p> <p>そしたら役場から来て、基礎をしなきゃ食堂はできませんよということをね、役場の方々は知ってるんですよ、それを。コンテナは家じゃないんですよ。</p> <p>基礎をして、土木事務所の設計課にこういう基礎をしまして、こういうことでコンテナをこの上に上げて、アンカーボルトをいろいろ何本か取って、これは技術的にですね、その基礎をしなければですね、家としてみなさないで。</p> <p>人を入れたらいけないんですよ、これ、家じゃないから。ブロックでつくって、それを置いて人を入れて、ケガしたときは、もし台風やら来てひっくり返ったときには、どなたが責任を取りますかって、私のほうに責任がありますと、県の土木事務所は言うんです。保健所も。</p> <p>だから、永久的にブロックとかそういうものは基礎をつくらない限り、永久的に人を入れることも図書もできない、観光もできない。あなたたちはね、これだけおってね、そのくらい分からないんですか。</p> <p>僕は3日くらいかけて全部調べて、総務課長にですね、あそこは喫茶店はできんよと。喫茶店ができんならね、あそこで休憩所をつくと。夕方になったら図書をつくと、何で村の図書はあそこにあつてつくんですか。</p> <p>そしてね、人も入れられん、今後どうしていくんですか、村長。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>泉議員、前もってちょっとご相談いただいたときに、保健所等には連絡をしてみました。</p> <p>聞いたところでは、テナントの部分とコンテナを別に考えなきゃいけないという部分で、テナントのほうについては、喫茶店の許可の申請を出しているということで確</p>

	<p>認しております。</p> <p>コンテナにつきましては、事業者のほうには確認は取りました。そちらのほうについては、喫茶店としての利用はしない。休憩所と図書と言いますか、観光パンフレットですね、等を置いて観光発信を行うというふうに、自分としては伺っているところでございます。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>元々ね、喫茶店は、あそこの家は当然できますよね、第2テナントは出せるね。しかし、その計画自体が、あそこにね、何でそういうことをしなきゃいかんのか。計画が違ったことについては、業者に引き取ってもらってね、置くことが大事じゃないですか、総務課長。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>先ほどの質問の件につきましては、先ほど村長のほうが答弁いたしました。</p> <p>全体的な計画の中で、一体的な活用という形で提案をいただいていた部分のコンテナを活用で、たぶん喫茶の部分と休憩、情報発信の部分と分かれていたというふうに推察はいたします。</p> <p>その中で、村長の答弁にもありましたが、その景観上のもので、大きさ等の問題で住民の方からいろんな意見をいただいて、ちょっと移動していただきたいという形で、あそこに移動したという経緯につきましては、これはちょっと政治的な判断のほうになりますので、自分のほうからはそういう事実関係の説明等はできますが、それから詳しい部分につきましては、ちょっと自分のほうでは答弁をしかねるということで、よろしく願いいたします。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>あなたね、そう言われるけど、今度のコンテナをあそこに、診療所の横にコンテナを持っていってますね。あのコンテナの中には、半分は炊事場とか全部つくってるんですよ。コーヒーやら出せるごと。水は使わなくてもね、つくっているんですよ。</p> <p>最初からね、あなた方が、ここでは喫茶店はできませんよと言うとけば、問題なかったんじゃないですか。あなた方がそれを、喫茶店をすることを認めて、あそこに置いたんだ。こっちで運んで来て、こっちでしますということをね。すべてあなた方の話は聞いているんです、僕は。</p> <p>聞いた上でね、向こうに炊事場もつくって、これね、そういうのがね、あなたが言うごと、休憩所に行って、あそこに休憩所に行く人がね、おると思いませんか。</p>
議長	村長
村長	<p>これは、私も実際1度だけコンテナハウスのほうに入って確認をしております。</p> <p>休息ですから、くつろげるスペースと、それから東峰村のパンフレット、そういった置くのが一番奥にありました。</p> <p>ただ、泉議員言われますように、水関係の炊事場ですね、そういったものについては、確認がしておりません。ちょっとそういうことであれば、再度確認をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>あのね、村長ね、言い換えをしますけどね、総務課長か誰か知らんけどね、あそこで喫茶店をするんだと。そして水はどうするとね、水はね、こっちからホースで引っ張っていく、ホースで引っ張っていく。それは診療所の横を通ることを許可いただいておりますと言った。総務課長やった。</p> <p>完全に向こうに、もう水道は引くね、結局基礎がないからそういうものはできないと。喫茶店もできないところですね、ブロックで置かせとる。そして例えば、そういうことをしよって、もし事故があったときにはどうされるんですか、村長。</p>

議 長	村長
村 長	許可をしたという経緯については、村のほうに責任があるかと思います。 ただ、どういう事故が想定されるのかということもありますけれども、いずれ事故が起きた段階におきましては、やはり今の事業者といろいろお話をしながら、問題解決には努めていかなければならないと思っております。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	あのね、村長、ただ簡単に考えてはいけませんよ。 今ね、コンテナを診療所の横に置いていますよね。あそこにね、東峰村の公用車をね、20台ぐらいあったかな、20台ぐらいずっと並べとると思います。小石原におる人は分かるけど、20台ぐらい並べとる。並べとったでしょう、コンテナのところに。 そしたら今、避難所の中央公民館の前に、全部持っていったらいいですね。回るころはないですね、もう短いから。車持って行って回るころがないですね。選挙のときを見たら分かるじゃないですか。出て行ったら入れん、()。先に出たら回れん、車がケースの中に全部入るとるんだから、枠の中には役場の車が、村の車が入っている。20台ぐらいずっと、こっちから全部入ってますよ、入口から。 そうしたときにですね、中央公民館はですね、避難所ですよ。 それは前もってね、前もって何月何日に地震がありますよ、台風、雨が降りますよと言えいいですよ。皆さんがね、台風、地震、いつ来るか分からない。そのときにですね、避難所に避難せれと言ったってね、近所のおばあちゃんを乗せて行っても、車は入れないですよ。ふとん持って行く、車で行かな、ふとん持って行く、やっぱり水持って行く、ちょっと生活できるような、そういう水をね、近所のおばあちゃんも持って行ってやるんです。 降ろさせない。車がつかえて降ろされない。この場合どうするんですか。
議 長	村長
村 長	議員おっしゃるとおりに、そういったところが想定をできると思います。 ただ、地震の場合、これはいつ来るか分かりません。ただ、台風、雨等につきましては、事前にちょっと予測はできるかと思います。 そういったところについては、事前に対応させていただきたいと思っておりますが、議員言われるようなことにつきましても、十分考えられますので、今後については、そういった点は役場のほうもきっちりと認識をしながら、対応をしていきたいと思っております。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	ぜひですね、コンテナをののかせてもらうことがですね、あのコンテナを置いて価値はないんですよ。あそこにね、散歩に来て、あそこに来たり買い物に来た人があそこの中に入って行けますか。若い女の人は恐ろしくて入って行けませんよ。窓は、ピシヤットしたのがあるなら怖くない。窓は空気穴、鉄骨、ああいうコンテナの中にね、休憩してゆっくりですね、休む人はまずおらないと思うんですよ。 うち辺りの家内来た、あの中にコーヒーやら飲みよって、バーンと戸を閉められたらそれまでやないなど。今、ちかんやらおるし、やっぱり人間というのは分からないしですね。 だから、そういう使い道があったとしてもね、喫茶店はできない、休息できない、何もできない、そういう中で、ぜひとも村長にですね、どこかに移動させてほしいと思う。いうふうに村長にお願いをしておきたいと思っております。 そして、この問題は終わりたいと思っておりますが、別個の問題で村長にお尋ねします。このコンテナを貸していただきたいということは、村会議員の誰かが業者の人と一

	緒に来たことはございませんか。
議 長	村長
村 長	業者の方と一緒に村会議員も、数回みえられたと記憶をしております。
議 長	村長
村 長	もう一度申し上げます。 業者の方ですね、打ち合わせのときに数回、村会議員の方もご一緒していたと記憶しています。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	どなたが来られたんですか。
議 長	村長
村 長	これは、29年度の豪雨災害以降、つづみの里で仮設の施設等でお世話をしていたのがきっかけでございますと思いますけれども、高倉寛視議員が一緒に来ていただいていたということです。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	それはね、いろいろ村長も、用事で来られたと言われますけどね。 やはりですね、業者とですね、他の災害のことについて来ることはないわけですし、そのことに女の経営者について来られて、圧力みたいなものはなかったんですか。
議 長	村長
村 長	議員のほうから発言はなかったと記憶をしております。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	ただですね、何も言われなくてもね、女の経営者か何か知りませんがね、女の方が貸してくれと言う。そこに村会議員の方がおらっしゃる。これは好ましいことじゃないですね。 後で、「あその業者は私の知り合いだから、村長、よろしゅう頼んどきます」というようなことは、私もあったかと思う。 しかし、何十年と私はしてきましたけども、業者がいっぱい「泉さん、村に行って頼んでくれんですか」とか「町に行って頼んでくれんですか」とか言われることはいっぱいあるんです。 しかしね、業者とね、来ることは好ましくない、というふうには思っております。村長はどのように思いますか。
議 長	村長
村 長	泉議員のおっしゃるとおりだと思っております。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	ぜひともですね、私も時間の都合でね、時間がございませんので、胸に溜まっておることはいっぱいございます。 でもね、やはり村民のために、先ほども言いましたように、私ども議員はですね、自ら村民のためにですね、汗を流し、血を流すと言えば大げさかもしれないけど、汗流し、血を流し、一生懸命にやるのが村会議員にもかけられた仕事でございます。 執行部でもなお一層、このようなことについては、十分ね、いろんな問題を考えていただいて、ああいうものを置いていただくと笑われもんですよ、ああいうコンテナ。ぜひとも、そして村長に、できるものならのかしていただくと。こういうことで、ぜひとも努力方お願いをしたいと思います。 次に移らせていただきます。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	いろいろ村長も努力していただくということでございますので、それでは次に移らせていただきたいと思います。

	<p>いつも黒川議員からも梶原議員からも、道の駅から皿山に行くほうの問題はですね、何回となく一般質問でも質問が出たかと思います。</p> <p>私も今回ですね、あそこの道路も近いうちに改善されるような話はね、一般質問でも聞いておりますけども。</p> <p>この測量はですね、あそこの測量は平成20年7月14日にですね、測量しておると思いますが、間違いありませんか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	登記上は平成20年7月14日付で登記が終えられております。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>これは法務局に行って調べたんですね。</p> <p>あその場所というのは、もう起点ができていますからね、道路の起点ができていますから、それから300分の1、字図が300分の1だから300分の1で引けば、すぐ境は出ているんですよ。</p> <p>この境についてはですね、境についてはもう以前からそれぞれの、役場の職員の方も知っとる方も多いかと思います。</p> <p>この点についてはどのように考えておりますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この件について、私は、記憶では昨年、泉議員から聞いたのが初めてだと思っております。</p> <p>それで、一応建設水道課のほうには指示をいたしまして、はっきりさせてくださいということで、お願いをしておりました。</p> <p>また、本年3月の定例会議のときに、梶原伯夫議員のほうからも、このご質問等いただいておりますので、そういったところで、本年3月に、これは地籍図とかそういったものがですね、完全に再測量をやりまして、場所等が分かりましたので、これにつきましては、現在お持ちの地権者の方との話もさせていただいております。</p> <p>先ほど泉議員言われましたように、あそこの道路から一本杉という通常のところまでのですね、道路拡張についての要望書等も29年2月だったと思いますけれども、要望書をいただいております。</p> <p>いずれにいたしましても、民陶祭等であそこを行き交う、それから通行する。非常に危険な状態となっておりますので、村としても予算を議会のほうにお願いをしておりますね、まず用地交渉、そういったところから今後進めていきたいと思っております。</p>
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>時間も刻々となつてまいりましたのでね、やっぱり測量の起点が分かりましたらですね、これは石垣を村が崩す必要はないですよ。元の時点に、今の持ち主に崩させて、それからの話です。</p> <p>あんな石垣をですね、崩すと言っても、また議会じゃね、問題になると思うんですよ。村がですね。</p> <p>向こうがついたんだからね、向こうがついたんだから、向こうが崩さないかんでしょう。そして、それから改めて村がですね、どういう道をつくるのかということの話です。</p> <p>これですね、普通の村民じゃないんですよ、彼たちね。村で飯食ってる業者じゃないですか。簡単じゃないですか、言うこと。こんな甘いこと言うちゃいかんですよ、村長。仕事やらんでもね、きちっとその改善をですね、向こうがついたものは向こうが崩さないかん。そしてこれをね、今度、今、村長が申しあげましたように、今度、狭いからね、今度ホテルもできるようでございますし、貸し切りバス等がすぐ出入り</p>

	<p>ができるようするために、本来言うたら17年から20年ですよ。村がしょっちゅう崩せて、1年に1回ぐらい請求出すのが当たり前ですよ。</p> <p>なーにもしない、あんたたちは僕が言うごとね、本当に村のために血を流せ、汗を流せてね。なっていないじゃないですか、全然。こういうことじゃ今後ね、改めてですよ、私はね、皆さんに指摘しますけど、本当に村民のために、ね。今、こういう水害もあったから大変だと思いますけどね、もっとこれからね、私ども、あなただけじゃないですよ、私ども議員も自らですね、汗を出しながらやっぱり東峰村を良くするというようなことにね、全力を挙げて頑張りたいと思います。</p> <p>私、これをもちましてね、長い時間ありがとうございました。</p>
議長	村長
村長	<p>泉議員言われるように、やっぱりこの村、子どもや孫に残せるような立派な村につくっていかねばなりません。</p> <p>そのために私も汗をかいておりますし、今、議員言われるように、議員の皆様方にも汗をかいていただいて、やはり二元代表制の議会と執行部でございます。そういった点については、議会の皆さん方には更なるご協力をお願いしたいと思っておりますし、また、今いろいろとご指摘をいただいたところにつきましてははですね、本当に私ども執行部としては、誠に申し訳なく思っております。</p> <p>今後こういったことがないように、十分注意をしております、また、議員の皆さんと一緒に、いいモノづくりに邁進していきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いをしたいと思います。</p>
休憩	
議長	<p>これで、一般質問を終了します。</p> <p>午後1時まで休憩をします。</p> <p style="text-align: right;">(11時48分)</p>
再開	
議長	休憩前に引き続き、一般質問を再開します。
議長	1番 梶原伯夫議員の質問を認めます。
1番	<p>私は、まず、同僚議員が午前中に言っていましたように、住民の皆さんからですね、いろいろ言われたことなどについて、自分が答えきれなかったようなこともありますので、そういうところについて伺います。</p> <p>まず、職員の異動について、伺います。</p> <p>職員の異動が定期的にあっているようなんですが、どのような趣旨で行っているのか、お答えをお願いします。</p>
議長	村長
村長	職員の人事異動につきましては、職員の今後の職務それから能力等を勘案してですね、適材適所で異動を行っているというところであります。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>自分がですね、ある村民から聞いたところによりますと、役場にいろんな質問事項で電話とかをするとですね、ここは係じゃないとかいうようなことで、電話をいろいろ回されると、他の人にですね。だから、結局時間もかかるということで聞きましたので、そういうふうに定期的に異動とかあつてればですね、ある程度は全体のことも分かっているのじゃないかと、私は思うんですが。専門的なことは別ですよ、ある程度のことについては分かるかなと、自分は思うんですが。</p> <p>そういうところで、全体的な仕事内容についての把握とかは、もう変わったら忘れましていいのかどうかをお願いします。</p>
議長	村長

村 長	<p>言葉尻をとらえるわけじゃないですけども、変わりました、あとは知りません。そういう職員はですね、いないと思っています。</p> <p>やはり新しい部署にいきますと、それなりの経験があったのか、なかったのかによって違うかと思います。</p> <p>そういった中で、今質問を受けておりました、通常たらい回しですね、そういったことはぜひとも避けたいと思っております。そのために総合窓口等もつくっておるわけでございますけれども、その担当職員が、回された職員が、また初めての職務であれば、当然、前回の職務者に聞かざるを得ないと思っております。</p> <p>そういったときも、やはりそういうお断りをして、再度こちらのほうから電話をかけるとかですね、方法等はあろうかと思っておりますので、住民の皆さんには迷惑をかけないような形で、協議それとかブレスト会議、職員等には周知徹底を図っていきたくと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>そこのところでお伺いしたいんですが、そういうふうで質問とかして電話をしていると。電話をして、後でお答えしますとか、何か答えがあっているらしいんですが、なかなか後でとか言っとって、全然答えが返ってこんという村民の話があったんですが、そういうところはどのように指導してますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>これは、後で答えますと言って、答えないということは、それは言語道断だと思います。</p> <p>したがって、そういった点については、また、議員のほうからも、聞かれた方にはお断りをしてほしいんですが、私としてはそのようなことがないようにはですね、今後、再度職員を含め指示を出していきたいと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>そこのところのご指導と言いますか、そのあれをよろしくお願ひしときます。</p> <p>それとですね、ちょっとこれ同じことで聞いていいのかわかりませんが、動物の死骸とかですね、あったそうです。電話したときも、片付けてほしい旨を伝えたにもかかわらず、電話を2回か3回まわされた。それで結局は遅れてしまってますね、電話をした方の息子さんが後片付けをしたそうです。</p> <p>そういうことがあったと言われてるんですが、どこの課が係で、どのようにやっているかというのは、大体全員と言ったらおかしいんですが、ある程度の方は分かっているかというのではないかと思うんですが、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほどの質問についてはですね、住民税務課が担当課だと思います。</p> <p>どういう具合にやっているかにつきましては、住民税務課長のほうから答弁をさせます。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>動物死骸の処理につきましては、基本的にはですね、その土地の所有者が処理を行うようお願いをしております。</p> <p>また、村道とか林道にですね、その死骸につきましては住民税務課が処理を行いますが、死骸の処理方法としましては、死骸の連絡があった場合、その現地に行き死骸を引き上げて、保冷庫に入れてですね、村が委託している処理業者に依頼して焼却処分をしております。</p> <p>また、国県道の死骸につきましては、県のほうで処理を行うため、死骸を確認に行き、交通に支障のないところに移動させて、朝倉県土整備事務所のほうに連絡をして、処理をしていただいております。以上です。</p>

議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>大体分かってはいたんですが、そういうところをですね、もう少し徹底をして、全職員に周知のほどをよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>だから、何と言いますかね、住民からできるだけ苦情の出ないようにですね、していただきたいと思ひます。</p> <p>職員の皆さんもですね、いろいろ災害等で疲れているとは思ひます。逆に村民の皆さんもそうであるのではないかと思ひますので、そこのところをよろしくお願ひいたします。</p> <p>それとですね、職員の皆さんがですね、いろんな話をしているときに、何かにつけ何々かなと、最後に「かな」が付くそうです。いろんな話をしているときに、「こう思ひます。だから、こうしました。これでいいのかな。」というような感じですね。</p> <p>だから、何と言いますか、はっきりした言い回しじゃない、なんかこうあやふやな言い回し、という言葉を使っているそうです。</p> <p>自分も何回か聞いたことはありますけど、そこのところを村長ないし管理職の皆さんは、言葉遣いですね、そういうところはどうかお考えですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>確かに、すべて把握をしているわけではありませんので、「かな」ということが出ることあるかも分かりませんが、役場職員であれば、どの業務についてはどの課というのは、新入職員辺り以外についてはですね、把握はしていると思っておりますので、今後そのようなご指摘を受けまして、また、指導徹底等を図っていきたく思ひます。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>できるだけさっき言いましたように、そういう苦情が出ないようにですね、指導のほうをよろしくお願ひします。</p> <p>それと、また再雇用の話になるんですが、役場を課長職で辞められたと。またそのまんま別の課にでもですね、再雇用されたときに、課長で辞めている人は、辞めてまた再雇用されても、まだ課長だそうです。本人がですよ。職務は違うんですけど、本人がそう思っている、職員も大変だろうと思っただけですよ。課長で辞めて、ああスッキリしたと思ひよるのに、また上から来てガンって言われるとかですね。</p> <p>そういうことも大変だと思ひますが、そういう人間性、いろいろな人がおらっしゃるけんですね、いろいろ見極めるのは大変だと思ひますが、もし、そういう話も聞くから、そういう方を雇わないかんとですかね。ちょっとそこところをお願ひします。</p>
議 長	<p>梶原議員、質問の通告にないような質問になっておりますので、その辺は気を付けてください。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>再任用という件につきましては、これは法律で決まっているそうでございますので、本人の意思があれば再雇用というものは行っていかなければなりません。</p> <p>ただし、再雇用された後はですね、やはりいくら課長でありましても、ちゃんと自分が自覚をしていただいて、その職務のほうには、やはり取り組んでいただきたいと思っております。</p> <p>いろいろ人によっては、なかなか癖が抜けきらない等あるかと思ひますけれども、この辺りについても再度、何名か再任用している人はいますので、注意をさせていただきたいと思ひます。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>今、議長から言われましたけど、職員の異動について関係あるかなと思ひて、ちょ</p>

	<p>っと広げすぎましたが、伺いました。</p> <p>今のように、そこをよろしくお願ひしたいんですが、次に移ります。</p> <p>村道の管理について、皿山集落の中のタイルがですね、まだ剥がれているという住民からの指摘もあります。管理・点検はどのように、どれくらいの周期でやっているのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>管理・点検等につきましては、職員がその辺りを通行するときとか、それとか、あと地域の方からの通報とか、そういったところで行っているところでもあります。</p> <p>また、軽微なものにつきましては職員自らがやっておりますし、どうしても業者に頼まないかんところは業者のほうに頼み、適宜判断をしながらやっているというところでもあります。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>今、地元の方からの通報とか言われましたけどですね、そこをの村民の方に言わせれば、見には来ているそうですね。でも、その近くの人には聞いてないという苦情だったんです。</p> <p>だから、いつ頃、どうして、どれくらいの周期で見に来ているのか聞いてくれと言われたわけなんですよ。</p> <p>だから、地元の人が言ったら、その人に聞くが一番早いと思うんですよ。</p> <p>おそらくそれをやってないと思うんですよ。言われたから行って、自分たちで探したと、なっているのかなと思うんですが、そこをの場所をちょっとお願いします。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>うちの課がそういう皿山集落であればですね、所管している課でございます。</p> <p>うちの課としましては、もちろん先ほど村長が言われましたように、軽微なものについては職員自らやっていますし、また、うちの部下と言いますか、そういう常々ですね、日々やれることはやろうということで、通報とか連絡があった場合には、個別に対応してきていると思います。</p> <p>今、ご指摘のある方からの情報が、ちょっとうちの課の担当に来ているのか、私の耳に来ているのかはちょっと定かではありませんけれども、そういった対応をしてきているというふうには、自負はしております。</p> <p>ただ、今の具体的な場所がですね、ちょっと情報があがってきてないと思いたいところなんですけど、そこをの場所がないようにですね、今後努めていきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>分かりました。そのところを、さっきから何度も言いますように、苦情の出ないようによろしくお願ひします。</p> <p>次にですね、奥畑・稗畑のほうの村道ですね、あれについて伺いたいんですが。</p> <p>災害の後始末と言われればそこで終わってしまうんですが、やっぱりダンプの数が尋常じゃないんですよ。</p> <p>あそこに、土砂捨て場にダンプが行くのですね、もう少しどうか考えられないのかなと。村道を通らなくても国道から、極端な話作業道をつくってもらうとか、そういう対策はできなかったのでしょうか。と、また、そのまんまもしやるとすればですね、村道はある程度簡易舗装じゃないですか、完全舗装にし直してやるとか、どちらかできなかったのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員ご指摘の土捨て場の件につきましては、4月の区長会議、それから6月の区長会議等でも、その地区の区長さんのほうから、いろんなご指摘等はいただいていると</p>

	<p>ころであります。</p> <p>これが、県が許可した土捨て場という形になっております。そういった関係で県にも伝えておりますし、それから、実際その管理をやっている村内の業者の方にも、いろいろとお願いはしているところであります。</p> <p>ただ、今、議員が言われるように、専用の道路をつくるのかどうかにつきましては、これは、当然また、村が言えると言いますか、お願い等しかならないかと思っているところであります。</p> <p>その理由といたしましては、やはり許可をしたのは県でありますし、そういったところを含めると、業者さんがいかに地区内の方々に配慮をして通行していただくとか、そういった処置を講じるのかなど。</p> <p>ちょっと村としては、なかなかその件については、管理者ではないというところを、ご察知をお願いしたいと思っております。</p> <p>ただ、村の住民の方が困っているという事実はありますので、その件につきましては、先ほど申しましたように、業者の方それから県のほうにも、お話をさせていただいているというところであります。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>できるだけですね、県のほうにもそういうお願いをしていただきたいと思います。</p> <p>自分たちもですね、通るときに、大体地元車優先とか書いてあるわけですね。でも、どんどん、どんどん続けて来るからですね、待っとく時間が長いわけですよ。行けないわけなんですね。</p> <p>近くには電動車椅子の方もいらっしゃるんですが、全然通れないという苦情が出ていますので、できるだけそういうことで、県のほうにも強く指導をしてくださいという要望なりをしていただきたいと思います。よろしくお願ひしときます。</p> <p>そういういろんな苦情を含めてですね、この前2日の日に知事が来られてあんまり、何と言いますか、でき上がってない遅くなっている、工事の遅いところはあんまり見てないということがあったんですが、そういうところは、今言ったように、ダンプの話でもですね、そういうときにでも言えたのかなとは思わんことはないんですが、県知事の視察に関して、ちょっと違うかもしれませんが、村長はいかがお考えですか。</p>
議長	村長
村長	<p>6月の2日だったと思います。知事がみえられました大きな目的は、被災者の仮設住宅、その件でございました。その後、JR日田彦山線についてですね、村長室で知事と1時間余りいろいろと話をさせていただきました。</p> <p>目的が2つでございましたし、直接知事にいろんな話をできないことはないんですけども、当然、この件につきましては、朝倉県土整備事務所から県のほうに、本庁のほうに上げていただくというような対応を取られていると思っております。</p> <p>そのところについては、担当課長のほうから、ちょっとその経緯を説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>行政の指導という観点でいくとですね、村のほうからは、先ほど議員のほうからもご指摘がありました、看板を付けているけどもとあったんですけども、そういった更なる徹底ということですね、直接業者のほうにはですね、私のほうから申し入れております。</p> <p>具体には、もちろん更なる見えやすいところに置くとか、そういったところもございましょうし、あと、土捨て場を管理する側としては、いろんな工事業者がダンプで往来して来るんですけども、そちらのほうの元請けのほうにですね、こういった地元</p>

	<p>が困っているという旨をちゃんと文書で伝えて、そういった低速走行または地元車優先とか、そういったことを徹底してほしいということですね、管理会社のほうから元請けの運搬業者のほうに出すとかですね、そういった指導というか、そういった改善策を行ってほしいということは、申し添えてはいるところでございます。以上です。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>だから、そのこのところをですね、県のほうに要望を、できるだけ強くやっていただきたいと思います。</p> <p>次にですね、小石原川の復旧について、伺います。</p> <p>合坂住宅のちょっと奥になります、小石原川の水道の取り口のところです、あそこは通称ガニが淵というんですが、あそこはですね、上流のほうは結構川幅は広いんですね。ガニが淵に落ちたら急に狭くなると。</p> <p>今度の災害にしても、そこから水がそんなふうで流れなかった、要するに水がはけなかったということで、元山の茶屋付近ですね、あそこが浸水をしたということなんです、そのこのところ、ガニが淵から下、百丁原橋って国道500号のところにあるんですが、あそこら辺ぐらまではちょっと川幅を広げるとか、そういう要望はできないのですかね。</p> <p>上の原から奥畑、原、南の原、それから恵比須川、全部集まってガニが淵のところに来るわけですね。</p> <p>だから、なかなか今言う水の量が多くて、はけきらんとは思うんですよ。だから、そういうふうで浸水も起きるといことになれば、川幅を広げるというような要望は県にできないのか、お答えください。</p>
議長	村長
村長	<p>議員、先ほど言われましたように、小石原川につきましては、ほとんどの小石原地域ですね、その水が集まって、先ほど言われましたガニが淵ですか、そこを流れているというところであります。</p> <p>昨年度、国道211号線に架かっています吉の瀬橋ですか、これから上流につきましては浚渫が終わっております。今年度6月、もう終わっていると聞いておりますけれども、それから、吉の瀬橋から下流側についてもですね、浚渫が終わったという報告を受けております。</p> <p>県のほうに聞いたところ、流量に対する河川の断面ですね、これは確保されているということでもあります。計画流量は流れると言っておりますので、河川改修等の計画はないということ、報告を受けております。</p> <p>したがって、一昨年の豪雨災害につきましては、やはり河川の浚渫ができてなかった。それによって流下能力が非常に低下していた。今回の場合は、それが一応解消されて、河川の断面的にも流下能力は確保されているということであればですね、もう少し時間をいただいて、検証なりそういったところをさせていただきたいと思っています。</p> <p>また、ガニが淵ですか、そこは職員のほうも実測をしておりますけれども、やはり狭隘になっているところは、私どももつかんでおります。</p> <p>したがって、今後また同じような形になるのであればですね、県のほうにもまたそういったところは、要望等はさせていただきたいと思っていますところ。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>できるだけそのこのところの計画なり、見積りのほうとか、見積もりと言いますか、改修のほうですね、できるのであれば、要望のほうも村からしていただきたいと、地元にも言っていましたので、よろしく願いしときます。</p> <p>それとですね、結局今度こういう災害は、自分の身は、自分の命は自分で守れとい</p>

	<p>う、いろんな方面からも言われますし、わが身はどう行動すべきかというのは、自分たちでやらなければいけないと思うのは分かっているんですが、何と言いますか、逃げる訓練はやっていますよね。でも、逃げなくていいというところもあるじゃないですか、その場所によっては。だから、逃げなくていいところも逃げる訓練に参加してま</p> <p>すよね。</p> <p>だから、逆に言えば、逃げなくていい訓練と言ったらおかしいんですが、今言ったように、ガニが淵のところでも広げれば、水がざあっと行って浸水もしないと。できるだけそういう要望をしてくれということは、それに関連して言ったんですが、そういうふうになれば逃げなくてもいいわけですよ。</p> <p>だから、逃げなくていいような村をつくるということを、村長はどのようにお考えでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今回、今年度からレベル1からレベル5までの基準に改正がなりました。</p> <p>それで、レベル3・4で、避難準備情報、高齢者避難、それから避難指示はレベル5辺りで出すわけでございますけれども、やはり避難、その基準からいきますと、ちょっとこれは違うかなと思いますけど、安全なところに確かに住んでおられる方はいるわけですよ。ただ、その基準からいきますと、全部避難してくださいよということになっております。</p> <p>当然、小石原地区の小石原川についての、今、質問でございますので、小石原地区で考えますと、浸水はするけれども、土石流とかです。そういったところについては、さほど深刻に考えなくてもいいんじゃないのかなと思っております。</p> <p>ただ、一昨年の豪雨災害でも、先ほど議員のほうからも申されましたように、浸水というのは結構あっておりますので、そういったところは、今後県のほうにも要望していくというのは、先ほどの質問ですが、今、今年度取り組もうとしているのがマイタイムラインですね。自分だったらどういうスケジュールによって、避難場所等へ避難をするのかというところを詰めております。</p> <p>やはり先ほど議員言われますように、最終的には自分の命は自分で守るというのが行きつくところでありまして、そういった促しと言いますか、そういったことは、やはり行政としては、きっちりとやっていかなければならないと思っております。</p> <p>そういった点から考えますと、一応基準でありますレベル4によって、全員避難という形になりますと、やはり避難をしていただきたいというのが、今、行政からお願いすることになるかと思っております。</p>
議 長	1番 梶原伯夫議員
1 番	<p>ちょっと広げて、災害の訓練のことにも入って申し訳ないんですが。</p> <p>確かに自分たち一人ひとりがですね、わが家の防災専門官と言いますか、になっておけば、いろいろ近所のことも分かるし、そういうふうには村長も、安心・安全で暮らせる村づくりということも言っていますので、そこのものでできるだけ考えて、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>自分としては最後の質問になるんですが、小石原庁舎のところの問題ですが、泉議員が午前中質問をいたしました。</p> <p>私としてはですね、そこにトレーラーを置かせるということは、そのトレーラーの置いてある部分の借地料はいただいているんですか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>コンテナのところの件だと思います。</p> <p>そこにつきましては、庁舎管理規則の中で駐車場の部分に仮設の建物を置くということで、村長が特に許可するものという形で、許可を出しているところでございます。</p>

	借地料の件につきましては、庁舎内の施設を目的外利用をすることに対して、これまで徴収ということをやっております。また、流れからいって、村長、先ほどの答弁の流れでもですね、元々の設置している場所から移動したという経緯もございまして、村としては、借地料はいただいているところでございます。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	その経緯は分かるんですが、あそこに置かせて、結局泉議員が言っていたように、元置いていた村の車が上に行っている。 言ったように、大型バス2台分ですね、ちょうど白線2台分占領しているわけですよ。だから、そここのところで、大きさとか、いろんな見間違いがあって、あそこに移してもらったと言いますが、だから、その契約の内容をちょっとまたお聞きしますが、いつ頃までにですね、だったらトレーラーをのかせてくれと言われるんですかね。
議長	村長
村長	先ほど泉議員の質問のときにも若干は触れたかと思いますが、このコンテナの使用につきます契約は1年となっております。 そういったところで、再度事業者の方とは協議をさせていただいて、方向性は決めさせていただきたいと思っております。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	さっき泉議員もおっしゃっていましたように、なんかちゃんと基礎をして動かないようにしないと、人は入れられないということが、もしあればですね、それは早急にかしていただきたいとは思いますが。 だから、今言ったように、1年間の契約と言われてはいますが、もうこれだけいろいろ言われていますが、もう1年以内に、要するに更新はしないようにできますか。
議長	村長
村長	まずは事業者の方との協議をさせてください。そして可能であれば、今、議員の言われるようなこともできるかと思っております。 それと、あくまでも仮設的な考え方に、私は理解をしているわけでございますけれども、建築基準法上ですね、そういった問題等があればですね、またそれは、県の建築指導課等にも一応尋ねさせていただきまして、事業者の方とは協議をさせていただきたいと思っております。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	言ったように、そんなにバスが来ると、来んやったらいかんとですけどね。 せっかくあそこに大型バスの駐車場をつくってありますので、できるだけ早急にかしてほしいとは思いますが。 言ったように、いろんな契約の縛りもありましょうし、そここのところで、どこまではっきり言われるか、その、のかすのがですね、どこまではっきり言われますでしょうか。
議長	村長
村長	やはり物事につきましては契約行為等がありますので、それは、その契約行為というのは尊重しなければならないかと思っております。 ただ、事業者の方と協議によってですね、早く撤去できるということになれば撤去させていただきたいと思っておりますし、今のところ先ほども言いましたように、契約期限がこのコンテナにつきましては1年でございますので、これも協議になるかと思っておりますけれども、考え的にはその契約書のとおりの方で進ませていただきたいと思っております。
議長	1番 梶原伯夫議員

1 番	<p>その契約と言いますか、これは農林商工課が募集していたときに書いてあったんですが、合わなくなったら切ると。切るというよりも、何と言いますか、契約を解除できるというようなことも書いてあったように思うんですね。要するに、いろんな条件に合わない場合ですね、村の言う。</p> <p>だから、そういうことも鑑みてお話し合いと言いますか、話し合いをしていただきたいと思いますし、実際今ですね、看板とか置いているわけですね。あれ風で飛ぶんですね、おもりとか付けてないから。そういうのも含めてですね、危険でない指導もですね、やっていただきたいと思います。</p> <p>私は、そこのところの指導とかですね、していただければいいのかなと思っているので、そこのところのお考えをお聞きしまして、私の質問は終わらせていただきます。</p>
議長	村長
村長	<p>泉議員それから梶原議員からいただきました案件等につきましては、十分事業者の方と詰めさせていただきまして、できるだけ村民の皆様方に迷惑がかからないような形では取り組んでいきたいと思っております。</p>
休憩	
議長	<p>1時50分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(13時42分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、一般質問を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時50分)</p>
議長	<p>8番 大蔵久徳議員の質問を認めます。</p> <p>8番 大蔵久徳議員</p>
8 番	<p>今回はですね、大きく4問について、質問いたしたいと思います。</p> <p>まず、大行司駅の建設、集落の整備、災害復旧、また商工業の振興について、質問をしたいと思います。</p> <p>まず、大行司駅の駅舎の再建について、質問をしたいと思います。</p> <p>一昨年の豪雨災害におきまして、大行司駅舎は斜面崩落によりまして全壊いたしました。</p> <p>幸いなことに善意のライオンズクラブさんですかね、高額の寄附をいただいて、また、保険金で再建ができるようでございますけれども、また片や、一方でJR日田彦山線は、まだ復旧が叶わない状況でございます。執行部におきましても、私たち議会におきましても、鉄道での復旧をめざしていかなければならないと考えておるところでございます。</p> <p>しかしながら、JRが今言うことは、赤字の自治体にですね、その赤字の補填をしてくれとか、なかなか厳しいことを言うわけでございます。今後も交渉を続けていくことでございますけれども、なかなか厳しい交渉になってくるんだろうと思います。</p> <p>その中で、まだ鉄道での復旧が叶わないうちから、この駅舎の建設を行うのか、まずそこをお聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>議員ご指摘のようにですね、鉄道での復旧というのは、まだ第4回の復旧会議の中でも決まっておりません。</p> <p>当然これは、議員の皆さん方にもお願いをしているところでもありますけれども、やはり村民挙げてですね、JRの復旧というのはやっぱり要求をする。当然のことであると思っております。</p> <p>しかしながら、ライオンズクラブさんからご支援をいただきました寄附金等1,000万ありますし、保険金等も建てないと残の額しか出てきません。</p>

	<p>そういった中で、ライオンズクラブさんのほうは、今年の10月ぐらいからですね、本来ですと着工にかかる予定であったんですけども、ご承知のように、裏山と言いますか、線路の向こうの復旧工事がなかなか終わりませんで、3月中までかかりましたもんですから、ライオンズクラブさんのほうも役員改選等控えてですね、やっぱり急いでおりますので、近々中にはこの大行司駅舎、復旧の一つのシンボルとしてですね、そういう位置付けも私考えているわけでございますけれども、JRの動向が分かりませんが、この着工はやっていきたいと思っております。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>JRのほうとですね、鉄道での復旧を要求していくことは、私たちも当然やっていかなければならないと思うわけでございますけれども、なんせ交渉相手が強硬というかですね、厳しい相手だと思っております。</p> <p>建物はできた、しかしながら、最終的にですね、JRが鉄道では復旧できなかったという、将来なった場合ですね、そこ辺でちょっと住民の賛同を得られるのかと思うところがありましてですね、こんなに早くする必要はあるのかと思うわけでございますけれども、その辺りはどうお考えでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>JR、なかなか強硬であります。</p> <p>ただ、度々申し上げておりますように、やはりJRが民営化になる時点ですと、衆議院、参議院、それぞれの国土交通委員会の中で、青柳社長が何と答弁をしておりますね、民営化になったのか。これは、やはりきっちりと、私どもは国及び県等にはですね、それから、JR九州にも確認をして、今言っているところであります。</p> <p>そういった中で、このJRの復旧を待って、建設という形になりますと、どうしても大きなご支援をしていただくことになっておりますライオンズクラブさんのほうのことも考えますと、どうしても近々中のやっぱり発注と、この大行司駅舎を建て替えていくということは、ちょっと避けて通れないかなと思っておりますので、これはまた切り離れた形で、どうしても整理をしなきゃいかんというような形で思っているところであります。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>寄附をいただいたライオンズクラブさんのほう、本当にありがたいことでございますけれども、やはり寄附をして、この額で最大の効果を上げていただきたいという気持ちで出してくれているんだろうと思います。</p> <p>そういった中で、何度も言いますが、将来鉄道での復旧が叶わなかった場合、そういったこともライオンズクラブさんとですね、そこ辺詳しく話をされているのかですね。無駄にならんように、後のほうでつくことはできませんかとかですね、そういった話がライオンズクラブさんとされておったのか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>ライオンズクラブさんのほうとは原形復旧をやるということで、それにおいてライオンズクラブさんのほうも、そういったことで支援をしていただくということでございますので、現時点では、やはりそのライオンズクラブさんの意向を受けた形ですと、大行司駅舎というのはつくっていきたく思っております。</p> <p>将来的にどうなるのかということがありますけれども、現在のところ、やはりJRの復旧というのが一番目的でもありますので、その件については、現在、考え的には持っておりません。</p> <p>ただ、最悪の場合ですね、どうなるのかというのも、やっぱり今後きっちりと考えていかなければいけないかなと思っております。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員

8 番	<p>村長、最悪のときは考えなくちゃいけないということでございます。</p> <p>大行司地区からですね、こういった大行司駅に併設する公民館を建ててほしい要望書を上げております。大行司公民館におきまして、一昨年の豪雨災害におきまして公民館が全壊いたしました。</p> <p>そして今回、あそこの河川が拡張するというので、あそこの撤去は行っていただけるようでございます。その後から大行司地区ですね、大行司公民館建設委員会を立ち上げて、公民館を再建したいという話ができまして、その中で大行司駅舎に併設するような公民館をつくれれば、何ですか、有効に、駅舎でもし使われなくてもですね、駅舎ができてJRが通れば一番いいんですけども。</p> <p>そういったふうに、総合的な建物であればですね、住民の方も納得できるんじゃないかなと思って、大行司としては、これには詳しく内容を書いてですね、要望書を出してございましたけれども、こういった大行司公民館を併設するような再建というのは難しいんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>区長さんはじめですね、大行司地区から数名来ていただきまして、その要望等についてはお聞きをしているところであります。</p> <p>ただ、今の駅舎の大きさではですね、大行司地区の公民館としての機能にはちょっと不足するというのでありまして、いろんな横の土地の話とかですね、いろんなご提案をお聞きしたところであります。</p> <p>しかしながら、何せJRとの土地の問題等もありますしですね、それから、公民館等の建設にあたりましては、村のほうでもほとんどの部分についてですね、支援と言いますか、ことはできますので、実際奥畑の集会所等はですね、そういった形で土地と、それから地域の1割負担という形でできております。</p> <p>そのときも申させていただいたんですが、まずは土地等ですね、選定をしていただいて、そして実際的にどのくらいかかるのか、協議等をしていただければ、早く実現できるのではないかなと思っております。</p> <p>土地の問題等が非常に難しいかと思っておりますけれども、まずはその辺りを、やっぱり協議を大行司地区の方にですね、協議をしていただきたいと。これは、前時点でも申し上げておりますけれども、そういったことで公民館等の建設については、進んでいただければいいかなと思っております。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>公民館を建てる場合、9割が村負担で1割が地元負担、当然知っておるわけでございますけれども、駅舎との併合ということになれば、若干それよりも、私たちとしては安くできるのかなと、ちょっと思ったわけでございますけれども。</p> <p>何べんも言いますが、そういった2つの、何ですか、駅舎でありながら公民館の役割を果たす総合的な建物であれば、住民からの納得が得られる。そういったことで、そういった部分も先ほどのライオンズクラブにですね、こういった復興のシンボルとして、公民館も流れた、駅舎もつぶれたけど、ライオンズクラブさんのお金を使わせていただきまして、その公民館のほうもですね、それは当然村のお金も入りませうけれども、それで建てましたということになれば、大きなアピールになるんじゃないかなと私は思いますけれども、村長、どうでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>再度申し上げますけれども、支援をしていただくライオンズクラブのほうのご意向等もございまして、原形復旧という形でございますので、ちょっとそれは、確かに一つ考える余地というのは十分ありますけれども、現在はあくまでも原形復旧という形で進めさせていただいているところであります。</p>

議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>ライオンズクラブさんとはですね、再度そういった話で進めていただきたいと思います。</p> <p>大行司としてはですね、あそこであればですね、非常に助かると思っておるところでございます。</p> <p>大行司地区の人はですね、今年の6月9日にもですね、環境美化活動を行いました。「日田彦山線の完全復旧を願って」と副題を付けてですね、40人が集まって、あそこの草刈り、樹木の剪定を行っております。大行司地区の人も駅舎ができてほしいと思っているわけです。JRが復旧してですね。</p> <p>そういったこともありますので、ぜひともですね、ライオンズクラブの方とも話していただきまして、どうか、今のところ原形復旧というところでございますけれども、公民館を併設した復元がですね、できるように要望して、次の質問に移ります。</p>
議 長	村長
村 長	<p>大行司地区の区長さん、並びにですね、来られた方々がどう受け止めたかは分かりませんが、その時点で私としては、公民館の用地をやはり確保していただいて、そして大行司地区の公民館を新設するような形でお願いをしたいという話は、言わせていただいております。</p> <p>実際問題、大行司の駅舎につきましても、昨日入札が終わったそうでございますので、ちょっともうそれは不可能だと思っておりますので、大行司地区として、まず場所の選定をですね、再度考えていただきたいと思います。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>ちなみに、あそこに駅舎ができてもう入札しておるといふなら、トイレ等々はあるんでしょうか。それと、その管理はどうするのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>トイレは設置していないということでございます。</p> <p>また、管理につきましても、以前事業者の方も入っておられましたし、こういったところについては、どうするのかですね、今後検討させていただきたいと思っております。</p> <p>そして昔と言いますか、災害以前のような状態にもっていこうとすれば、また公募等を行ってですね、事業者等は決定をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>大行司地区、今、村の善意で森林組合を使わせていただいております。残念ながら階段がある、トイレがないということで、大行司地区非常にお年寄りが多いわけでございますけれども、そういった活動も今なかなか行われないうような状況でございます。次のコミュニティ関係でも言いますけれども、そういった地域の力が落ちているんだろうと思います。</p> <p>だから将来ですね、持続可能な村のためにも、大行司地区の今から盛り上がりも考えていくためにも、公民館の建設が急務でありまして、今、村長が言われるように、まだライオンズクラブとの話があるということであればですね、その話を進めていただいて、また公民館ができれば、トイレもあるわけですね、そういった意味で考えていただきたいと思います。</p> <p>これで、今回は、大行司駅についての質問は終わります。</p> <p>次のコミュニティについて、質問をいたします。</p> <p>東峰村、残念ながら人口減が続いております。防災等々も含めて地域コミュニティのですね、充実が図られるところでございます。図っていかなければならないと思っておるところでございます。</p>

	<p>村はですね、今、地域コミュニティ助成事業ですかね、いろいろありますね、ソフト面、ハード面、そういったことをやっておりますながら、しておりますけれども、今後、また地域コミュニティの充実がですね、今以上に必要であろうと思うわけでございますけれども、今後の対策等々があるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員言われますように、人口減少が続く本村においてはですね、やはり地域力の維持、アップというのは避けて通れないところであります。</p> <p>したがって、地域のコミュニティをですね、どう維持または向上させていくのかと、これは喫緊の課題でございます。</p> <p>そういった中で、地域協働の村づくりの基金等につきましてはですね、いろんな方がご利用していただきまして、地域のために、またそしてコミュニティづくりを行っていただいているところにつきましては、非常に感謝を申し上げたいと思っております。</p> <p>どのような地域コミュニティをつくったらいいのかということで、これにつきましては区長会のほうでですね、やはりいろいろ問題提起なり議論等はさせていただいております。</p> <p>そういった中で、去年は鹿児島県ですね、祁答院というところに、区長さんたち視察に行きまして、そしてこの地域コミュニティ協議会によるですね、どういう活動をやっているのか、そういったところ予算等もつきまして、研修をしてきたところでもあります。</p> <p>近くで言えば朝倉市の旧杷木町の松末コミュニティですね、これも非常に活発に活動されているところでもありますので、やはり行く行くはですね、私のこれは私案なんですけれども、旧大字単位でのコミュニティをするのか、あとは神社がありますよね。高木神社とかいろいろありますので、そういった単位でのコミュニティを築くのか、そういったところは、やはり地域コミュニティというのは、しっかりとつくっていかなくやいかんやないかなと思っております。</p> <p>そして、そのコミュニティに対しまして資金を与えてですね、そしてコミュニティ活動を、やっぱりそのコミュニティごとに計画を作っていただいて、やっていただくということが、最終的にはやはり望ましいのかなと。</p> <p>そういったところにおきましては、やはり専門の行政職員等をですね、やっぱり派遣する、そういった形での地域コミュニティづくりをやっていく。</p> <p>これは、確か議員も一緒におられたと思いますけど、島根県雲南町ですね、これはもうかれこれ10年近くなるんでしょうけど、取り組んでいっておいりましたので、行く行くはやはり過疎化、それから人口減少していく状況の中では、そういったコミュニティが必要になるかと、これは、思っているところであります。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>佐々木議長も含めてですね、そういったところ、雲南町ですか、視察に行きまして、非常にすばらしいやり方をしているなと思って、今回もそれを言おうと思いましたが村長のほうから言われましたのでですね、そういった事例がありますので、そういったことができないかということで、今、行政職員がいなければ、あそこも行政職員が入ってするようございました。</p> <p>今回、東峰村におきましても、村長は答弁の中でよく言いますけれども、地区担当職員が入って地域コミュニティを充実するというようなことでありますけれども、この前、大行司地区環境美化活動を行いました。それとか河川愛護を行えば地区担当職員来て、若いからですね、非常に頑張ってもらえます。</p> <p>そういったことも大事だけれども、そういったふうに村長言われたように、地域に</p>

	<p>入って、コミュニティの中核に入って、そこでどういったやり方をしましょう。結局行政職のほうが詳しいわけですね。</p> <p>そういった部分を地区担当職員が行っているのか、そういった働き具合はですね、村として把握しておるのか、そこ辺をお聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>地区の行事等にはですね、積極的に参加をしていただいていると、これは、先ほど議員もおっしゃったとおりでございます。</p> <p>それから、また地区の要望等ですね、こういったことについても、パソコンを打って提出をする。そういったところもやっているかと思います。</p> <p>しかしながら、地区担当職員と言いましても、その地区におられる方と、それから、居住地がどうしても村外の方ということになっております。</p> <p>今、なかなかですね、村内での職員の採用率というのはなくてですね、その辺りが一番頭が痛いところでございますけれども、なんとか村内のほうにそういった住める場所と言いますかね、そういったものも確保していかなければならないかなど。</p> <p>それと、やはりどうしても結婚等をやりますと、夫婦関係の仕事の関係とかですね、いろいろありまして、なかなかこれは、強制はできないわけがございますけれども、家がある人が外に出ているというような状況もございますので、そこら辺りについても、いろいろは申させていただいているんですけども、なかなか実行ができてないというのが現状であります。</p> <p>そういった中で、先ほどの地域コミュニティの話とも関連してきますけれども、いずれですね、やっぱり区長会の中でも、もう区長になられる方がですね、高齢化して、なかなか選ぶのが大変だという地域もあります、実際。</p> <p>したがいまして、そういったことにつきましても、今後議会の皆さん方と議論をしながらですね、やはりそういった方向性を見出していかなければならないかと思っておりますので、また、そういったところにつきましては、ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>地域コミュニティ、村長言われるように、若干格差があるのかなど。活発にやっているとところないところがある。そう言っちゃ悪いのかもしれませんが、どうしても人数が少なくなればできないわけですね。</p> <p>先ほど言いましたように、地区担当職員が、私、その地域の職員じゃなくて、よその地区の職員が来たほうがいいと思うんですよ。こういった良いやり方をやってますよ、よそは。こういったふうに良い前例がありますのでやりませんかとかですね、区長とか分館長あたりにですね、言えばまた全体の底上げができるんじゃないかなろうかと思っておるところで、ぜひともその地区担当職員をですね、作業とかじゃなくて、そういった中に入った計画づくりとか、そういったところにもですね、かてていただきたいと思うところでございます。</p> <p>また、あと1つ、先ほどちょっと出しましたけれども、集落支援員、結局この人たちも、大体できた当初、大体仕事は何をするのかとかいう話があって、選ばれた人たちにとってもちょっとかわいそうなことであると思っておりますけれども。</p> <p>そういったふうで、地域で何をやりましょうという話にかたって、仕事をするようなことはできないのか、その辺をちょっとお聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>集落支援員制度につきましては、ご承知のように、国からの補助金でできます。</p> <p>そういった中で、今、5名の集落支援員がいるわけがございますけれども、極端な言い方をすればですね、各集落に1人ずつでも集落支援員が選出できればという気持</p>

	<p>ちもあります。</p> <p>当然何をやるにいたしましても、なかなかボランティアですね、できるというところは限りがあるかと思えます。そういった中で少しでも代価が頂けるような形を取れば、それとなかなか難しいかと思えますけれども、その地区でやはり集落支援員という自負があつてですね、お世話ができれば、これはまた、いい事だなと思っております。</p> <p>集落支援員、今のところちょっとまだ増やす考えは持っておりませんが、いずれこの時代は必ずやって来るかと思っておりますので、そういった点もまた今後検討をさせていただきますと思っております。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>そういったふうで検討したいところと、あと1つ足しますと、いきいきサロン辺りですね、やっているところとやってないところがあるんだろうと思えます。この辺りですね、行政担当者なり集落支援員なりがですね、こういったことができますよということをですね、やっていただければありがたいのかなと思っておりますので、ぜひともよろしく願います。</p> <p>続きまして、災害復旧について、質問をいたします。</p> <p>ダンプに土砂を満載した大きなトラックが何台も連なつてですね、村内を走っているのを見て、村民の方から言われました。「あれは大体どこに行っているんですか」と、「どこの土ですか」とか言われたりしました。</p> <p>中には東峰学園のところを通過して、どんどん入って、山の中に入っているところもありましてですね、土捨て場だという話は聞きましたけれども、土捨て場が村内にどれくらいあつて、どんなふうですね、現状としてあるのか、そしてまた安全性はあるのか。</p> <p>先ほど同僚議員が質問しておりましたけれども、その土捨て場ですね、これについて関心を持っている村民の方もあると思えますのでですね、村内に大体どのくらいの土捨て場があつて、安全性等々を把握しておるのか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>土捨て場につきましては、民間の事業者がやられている土捨て場と、それから村が設置している土捨て場という分類に分かれると思えます。</p> <p>まず、民間の土捨て場でございますけれども、村内では2カ所ございます。先ほど梶原議員のほうからも申されました小石原地区に1カ所、それから今、大蔵議員の質問等の中でありました宝珠山地区に1カ所ということでもあります。</p> <p>それから、村の土捨て場につきましては岩屋地区と言いますかね、中尾土捨て場ですね、それから、古城原のほうの土捨て場、2カ所持っております、中尾地区にいたしましては一応今、もっと捨てられるような対策を講じているところであります。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>先ほど同僚議員の質問のときに、県の許可があれば土捨て場が開場できるわけですね。</p> <p>私聞きたいのは、安全性が図られておるのか、その辺りが聞きたいんですが、安全性また運用状況、その辺りを分かれば教えてください。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>土砂処分に係る安全性につきましては、許可権者であります福岡県による土捨て場として許可した際に、許可条件として交わした内容がきちんと対応できているか否か、定期的に梅雨前パトロールとして現地を赴いて、実際確認しているということでした。</p> <p>今月につきましては6月の3日の日にですね、実施されておまして、随時現地の</p>

	<p>状況を確認されております。</p> <p>現地確認等の結果、許可条件に即していない場合につきましては、行政指導等やまた防災のための停止、懲役や罰金に処されまして、悪質な場合などについてはですね、許可取り消しなどの対応の措置を図っているということでした。</p> <p>また、定期的なパトロールだけではなくて、支障が生じているなどの通報等がございましたらですね、その都度現地で確認するというのもですね、要請に応じて状況確認もしているということでした。</p> <p>また、運営状況につきましては、運営業者のほうから6カ月、半年ごとにですね、福岡県担当部局のほうに提出されておまして、どのくらい土を持って来ているのかということは定期的に報告をしていると、報告を受けているということでした。</p> <p>村のほうには直接報告は上がってきておりませんが、県から運営状況など逐次情報等は得ようということではですね、大丈夫かと、得られると思っております。以上です。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>未曾有の災害でありましたからね、たくさんの土砂があるんだろうと思います。</p> <p>そういった関係で、安全性は確保されておるんだろうと思っておりますが、こういった土捨て場が今後増えていくのか、その辺りが分かれば教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>民間のほうは把握をしておりますけれども、今聞いているところではですね、2カ所以外の話は聞いておりません。</p> <p>また、村といたしましても2カ所持っておりますけれども、これを今のところ増やす考えは持ってありません。</p> <p>ただ、今、議員おっしゃいましたように、この九州北部豪雨災害の土捨て場についてですね、やはり県と言いますか、被災したところは非常に苦慮しているところは十分周知はしております。</p> <p>しかしながら、このダンプの多さにはですね、やはり私としてもいろんな疑問等ですね、持っているところであります。</p> <p>それと、この前もあったんですけども、交通ルールをですね、守ってないダンプもいるんですよ。当然こちらは青になったんで行きますと、当然向こうは赤になろうと思うんですけども、それを進入してくると。</p> <p>これにつきましては、私も腹立ちましたので、すぐ、県道は確か黄色ですもんね、運転席のところ看板を付けておりますけど、それで朝倉県土の災害対策室のほうには電話をかけさせていただいて、周知をするということだったんですけども。</p> <p>やはり先ほど梶原議員の質問等もありましたように、地元の方を優先をしていたかないと、やはりこれは許されるべきことじゃないかと思っておりますので、また、そういった点につきましては、事業者等にはですね、また話をきっちりさせていただいて、そういったやむを得ない状況であってもですね、交通ルールそれから地元の方に迷惑をかけないとか、そういったところは要請をしていきたいと思っております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>ちなみに災害の土砂は村外、村内かわらず、どこの土砂も引き受けておるのか、そこ辺はどうでしょうか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>どの土砂を受け入れる、受け入れないという相談も来てないわけですけども、土捨て場ごとに土砂だけとかですね、木片も含むとか、いろんな条件でですね、周知と言いますか、営業と言いますか、そういったことをされていると思っておりますので、特に村</p>

	内だけとか村外だけとかいうところじゃないかとは思っております。
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	分かりました。 これは、村の土捨て場なのかはっきり分かりませんが、迫から上って行ったところに、城ヶ迫線がありますね。あそこの途中に土砂を捨てますね。なんか上っていくでしょう。そして城ヶ迫線に出ます。 左に行ったところに捨てるところがありますね。そして、あそこに行くと土砂も捨てますね。あれは大体どこの土捨て場なのか、お聞きします。
議長	災害対策室長
災害対策室長	迫からフェンスを開けて上がって、林道の城ヶ迫線と合流接道します。そこを左に曲がりますと、林道開設の折に広く取ったところがございます、そこを近くの集落の方が土砂の処理できる場所というところですね、土砂の処理として置いているところがあるかと思えます。 先日そこが、流木等が集積されて、そこが広く使える状態ではなかったので、その整理というようなことですが、関係の、近くの集落の方が快適に使ってらっしゃるように聞いております。
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	心配することはですね、そこに捨てた土砂が下に、雨が降ったときに流れていかないか。その辺りの確認等々を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
議長	災害対策室長
災害対策室長	当然下流域への影響があるようであればですね、現地を確認の上その対応は取っていききたいと思います。 何にせよ、現地を確認した上でやっていききたいと思います。
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	そういった確認をぜひともお願いして、次の質問に行きます。 商工業の振興について、お聞きします。 今月の10月にはですね、消費税の引き上げが予定されております。一部では、もしかしたら年金もなくなるんじゃないかとかいった話もありますけれども。それに向けて政府はカード決済とか軽減税率に合わせたレジの補助とか行っておるわけですが、 今回村は、何ですかね、今回プレミアム商品券を出すようでございますけれども、増税に合わせて村としての対応はどんなことがあるのか、お聞きします。
議長	村長
村長	今、報告を聞いているところでは、昨日ですね、総務省、経済産業省から軽減税率対策補助金及びQRコード、ポイント還元等のキャッシュレス、それから、消費還元事業等の補助金についての説明会が開催されて、商工会のほうで対応を進めているということを聞いております。7月中にはですね、村内事業者向けの説明会を開催するという事も聞いております。 村といたしましては、導入する過程でどうしても費用負担等がかかってきます。そういったところを調査をいたしまして、他の自治体等の動向等も勘案しながら、どのような助成ができるのかというのは、検討してまいりたいと思っております。 また、詳細についてはですね、担当課長のほうに説明をさせます。
議長	農林観光課長
農林観光課長	先ほど大蔵議員のおっしゃいました国の補助金について、私のほうから把握している限りでございますが、簡単にご説明したいと思います。 まず、今回の増税では、軽減税率対象品と対象外ということで、8%、10%の消

	<p>費税が発生するわけですが、基本的にはですね、食料品が8%と考えてよろしいかと思えます。</p> <p>そういった複数の税率に対応するために、レジの購入があります。そもそもレジが複数税率対応であればいいわけですが、そうでない場合には、その購入費の補助を国が行うようになっております。今、ちょうどテレビでコマーシャルでもあっているようですけど、補助の上限は1台当たり20万円ということでございます。</p> <p>それから、軽減税率の導入によって、経理処理が煩雑になると。そういったことで、パソコン購入とかですね、レジの購入について、税制の優遇措置や融資制度を受けることができるということでございます。</p> <p>それから、もう1点のキャッシュレス、消費者還元事業、ポイントですね、そういった事業についても補助金があるようでございます。</p> <p>これにつきましては、キャッシュレスの決済端末、それから必要な付属機器、システムの利用料、設置費用、タブレットとかスマートフォンとか、そういったものを利用できるようにするための費用、それについて国が費用を助成するようです。</p> <p>費用負担については、国が3分の2で、残りの3分の1については決済事業者が負担するという制度のようでございます。</p> <p>ただ、これについては、レジの購入補助を受けるか、この決済端末の補助を受けるか、いずれかを選択するようになるということでございます。</p> <p>私も、これはホームページのほうで得た情報でございまして、昨日商工会のほうでどういった説明を受けたかというのは、まだ把握しておりません。</p> <p>それで、村長の答弁にもありましたように、7月中に事業所向けの説明会を行うということでございますので、村内事業者の方はですね、複数税率対応等があるようであれば、ぜひその説明会に参加していただいて、こういった制度を利用していただければと思っております。以上です。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>大変複雑で、商工業を営んでいる人たちが若いなら対応できるのかもしれませんが、個人商店等々が果たしてレジの導入、また、キャッシュレス、そういったことを果たして取り組んでいけるのか、ほんとに弱小小売店等々にとって、この消費税アップというのは相当な打撃であろうと思うわけでございます。</p> <p>そういったITとかですね、そういった部分じゃないアナログ的なですね、何か支援があればいいかなと思うわけでございますけども。</p> <p>私も、村にとって財源が豊かにあるわけでもなし、そんなのは難しいかもしれませんが、村長が今後よその自治体等調べてから、何ができるかということでございますので、それを期待していきたいところでございます。</p> <p>そして、次の質問に移ります。</p> <p>5月24日に商工会の総会がありました。私も商工会員でありますので、ずっと見るわけでございますけれども、もうギリギリのところですね、活動をやっておると思うわけでございます。こうした商工会の運営が厳しい中で、何か支援施策があるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>商工会の支援と言いますか、助成等につきましては、26年度から申し上げますと、26年度では660万、27年度でも560万、28年度が650万ということで、また、プレミアム商品券の手数料等、28年には640万、29年度には610万、それから、ちょっとさかのぼりますが、27年度からは操業塾ということですね、50万ずつ補助等を出しているわけでございます。</p> <p>議員ご承知のように、少子高齢化の中でですね、どのところにつきましても、やは</p>

	<p>り売り上げが減ってきたりとかですね、それから、やっぱり後継者不足、商工会もたぶんそうでございましょうけど、会員の減少とかですね、いろんな問題等が今後もまた出てくることは、これは否定できないと思っております。</p> <p>そういった中で、まずはこちら執行部のほうからお願いいたしますのは、やはり自主努力をまずはやっていただいて、それでもどうしてもということであればですね、また、協議等もさせていただきたいと思っております。</p> <p>まずは自主努力をやっていただきたいというのが、今のところの考えであります。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>商工会に対する補助金、毎年多額の現金が出ております。また、プレミアムでは年に2回やってますので、本当にありがたいことであろうと思っておりますけれども。いかにせん会員数もどんどん減っている。全体的に商工会として衰退しているのかなと思っております。</p> <p>そしてこの前、総会の中の監査の報告の中でですね、こういった言葉がありました。事業遂行に係る運営資金は借入金で実施されているため、無駄な利子の発生が続いている。今後の対応として、商工会運営資金の確保に伴う検討を速やかに実施していくことを求める。ということでございまして、そもそも1年間活動するにあたって、当然補助金は出ますけれども、それが何回かに分かれて出るんでしょう。そういった関係で借入金から運営をしていく。</p> <p>これは会計上できるかどうか分かりませんが、もし可能であるならば、前倒しで補助金が出せるのかとか、例えば積立金みたいに、積立金がそもそもあれば借入金する必要もないわけでございまして、そういった積立金、いずれ返してもらえないかん部分ですけど、そういった会計上できるのかできないのか、ちょっと急ですけども、そういったことはできるか、ちょっとできれば答弁を。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>補助金等の交付につきましては、補助金交付規則また個別の要綱においてやっております。その中で概算払いという方法もございまして、事業計画等合わせて概算払いの請求をいただいたら、その設定は協議によりますが、どれぐらいという形で年度当初にお支払いをすとかいうことは可能だと思います。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>私は総会に出て、商工会の担当の方と話したわけではありませんけれども、もしそういったことができてですね、借入金を借りる必要がなければ、監査が言っているように、無駄な利子がなければ健全な運営ができるんだろうと思っておりますのでですね、ぜひとも担当課と商工会で話をさせていただいて、そういったことができればやっていただきたいと思うところでございます。</p> <p>続きまして、商工会から以前言われておりました集団店舗ですね、今、高齢化等々もありまして、経営者ですね。今、何軒かある生鮮食品店等々も将来なくなっていくんじゃないかと心配しておるところでございましてけれども。</p> <p>こういった商工会から提案された集合店舗、これは、その後検討されておるのか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>平成28年2月に商工会のほうから、「東峰村の活性化は商工振興から」との題目でですね、提言をいただいているところであります。</p> <p>ナガノ木工の跡地にですね、集団店舗をというような提案を受けていたわけでございましてけれども、その当時ですね、私も事業者の方にお聞きをいたしました。</p> <p>そうしましたら、もう先がないと。それから、やはりもう変わりたくはないと、というようなこともお聞きいたしておりましたので、提案は受けて、30年度ですね、</p>

	<p>予算審議の中でも議論をさせていただきましたが、やはりちょっと、また大きな業者の方が辞める辞めないの話も、その時期ぐらいから出ておまして、これは、現在のところ検討をやっているというか、検討はやっていないというところであります。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>住民はですね、若い人たちなんかはコンビニも欲しいとかいう話もあります。その集合店舗の中にコンビニと何かいろいろあればですね、本当にいいのかなと思いますけれども、いかんせん経営する人が誰なのか、村営であるのかとか、そういったことも将来考えていかなくちゃいけないと思いますけれども、そういったことの検討をですね、今後お願いして、私の質問を終わります。</p>
休憩	
議長	<p>2時50分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(14時43分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、3番 黒川隆康議員の一般質問を認めます。</p> <p style="text-align: right;">(14時50分)</p>
議長	3番 黒川隆康議員
3番	<p>私は、イッピンプロジェクト事業について、この1点だけ質問したいと思います。</p> <p>現在、観光プロモーション、そしてトーキコーディネーター事業のようにですね、小石原地区の特性を生かした事業の取り組みがなされております。このように地域の資源を活用していくことは、大変重要なことだというふうに考えております。</p> <p>そうした中、まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるイッピンプロジェクト事業ではありますが、六次産業化と合わせて新商品の開発や既存商品の改良等を目指したイッピンプロジェクト事業は、現在ストップしたままであります。</p> <p>特に宝珠山地域は、小石原地域の陶器産業のような観光資源が少なく、宝珠山地域の活性化のためには、イッピンプロジェクト事業は必要な事業であると考えております。</p> <p>この事業について、どのようにこれから取り組んでいかれるおつもりがあるのかどうか、このことについてお尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>議員言われますように、観光プロモーション、トーキコーディネーター、これにつきましては、小石原地区の特性を生かしてですね、やっていこうという形で、現在進めているところであります。</p> <p>そういった中で29年度、イッピンプロジェクトということで12品目の試作品等も作りですね、さあ、これからやっていこうかといったところに、平成29年度の九州北部豪雨災害に遭い、この事業等は中断をしているというところであります。</p> <p>今年度の予算組みにおきましても、このことは十分意識をしておいたわけでございますけれども、宝珠山地区のですね、やはり災害の状況も大きかったし、農地等の回復等もまだまだでありますし、そういったことも鑑みて、今年度の予算の中には盛り込めなかったというところであります。</p> <p>しかし、今、議員言われるように、東峰村は旧宝珠山村と旧小石原と合併した新しい自治体でありますけれども、当然小石原地区におきましては、小石原焼をはじめですね、やっぱり高冷地栽培とか、そういった農産物等につきましても、トマトなんか特にですね、ブランド力があってやっております。</p> <p>そういったところに反して、旧宝珠山村のほうを考えてみますと、なかなか特産品的なこともありません。しかしながら、美しい景観、風景等は残っておりますし、そういったところで、現在、ゲストハウス等のですね、建設等もちまち・ひと・しごと創</p>

	<p>生総合戦略の中でやってきているわけでございます。</p> <p>しかしながら、農産物の特産品を開発しようとしていることにつきましては、やはりこれはですね、この宝珠山地区を残していくためには、絶対やらなければならない仕事だと思っております。</p> <p>当然そういったことも考えまして、以前、旧宝珠山小学校跡地の給食の場所、それから筑前岩屋駅のところの加工場、そういった2点を考えておりましたけれども、今回の災害後ですね、筑前岩屋駅の橋も7m道路、大型車が入れるような拡張した道路もつくることできるようになりましたし、そうしますと岩屋の湧水等も使いまし、筑前岩屋駅の加工場ですね、この辺りをなんとか特産品の開発拠点にしたいと、今思っているところであります。</p> <p>村の持ち物でありますところにつきましては、本定例会において指定管理者のですね、変更等もお願いするようになりますけれども、もう1つ、一番大きい建物は、土地は村でございますけれども、建物はJAというような話を伺っております。</p> <p>先般JAの佐々木支店長のほうともいろんな話をさせていただきまして、結論的に言えば、何かやっぱり東峰村でも、宝珠山地区においても特産品開発というのは重要ですよというところでは、一致をさせていただいておるところであります。</p> <p>そういった中で、何がじゃあ、宝珠山地区において、何と言いますか、武器になるのかということでもありますけれども、これは、以前から申し上げておりますように、宝珠山地区におきましては、米それと柚子、それから岩屋の湧水それと胡椒、そういったところの地区で一番強い物をもってですね、特産品開発をやっていきたいと考えているところであります。</p> <p>米につきましても、今幅広くできますよね、お酒からパン、もっと言えば、もっといろんな商品開発もできると思いますし、柚子につきましても、やっぱりジャムからいろんな形での、当然柚子胡椒とか、そういったところにもできるかと思っております。</p> <p>そういったところを、平成の名水であります岩屋湧水で作った、こういった物語等も、やはり考えやすいのかなと思っております。</p> <p>今後この地方創生総合戦略の中でのイッピンプロジェクト、これは当然動かしていきたいと思っておりますし、また、そういったときになりましたら、議員の皆さん方の協力もひとつよろしくお願いをしたいと思っております。</p> <p>前ちょっと申したかと思っておりますけれども、やはりこの地区をこういう具合にしていきたいんだということにつきましてはですね、マップ等を作りまして、そういったものをまずは議会の皆さんに叩いていただきまして、それでまた村民の方にもいろんな意見を徴収して、それで、やはり村民全体がこの村の将来像を描けていくような、方策というのは今後取っていきますので、そういった中で、またいいアイデアとかですね、いろんなご意見をいただいた上で、本当に村民の方一丸となって、この東峰村の将来像を描いていく、そういったことになればと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。</p>
議 長	3 番 黒川隆康議員
3 番	<p>今ですね、縷々取り組んでいきたいというお話を聞きました。これに取り組んでいく上ではですね、やっぱりしっかりした計画の中で、協議しながらいく必要があると思うんですね。どういう形で取り組んでいくのか、まだ姿が見えないんですね。</p> <p>だから、例えば法人をつくっていくとか、組合みたいなものをですね、設立して、そこで、その中で検討しながらやっていくとか、いろいろあると思うんですね。</p> <p>その中でもですね、今まで加工に携わってきた皆さん、それから農協も含めてですけども、その人たちも入れてですね、やっぱり長年培ってきたいろんな考え方、技術等もありますので、そういうことをやっていくお考えはあるのかどうか、ちょっとお</p>

	尋ねします。
議長	村長
村長	<p>議員ご指摘のとおり、まずはどのように立ち上げていくかというのが、やっぱり重要なことだと思っておりますし、今まで培ってきた技術の伝承等もですね、やっぱりやっていかなければならないかと思っております。</p> <p>まずは産業建設委員会の中でもですね、先にお話をさせていただいて、そして、こういった計画で進んでいきたいというようなこともご説明を申し上げる中でですね、どうしてもやはり委員会等立ち上げて、進まなければならないかと思っております。</p> <p>やはり地方創生のお金を使うにいたしましても、失敗は許されませんので、それはまた国の資金を使いながら、そしてこの村の、特に宝珠山地区の活性化のためにはですね、いろんな知恵を出しながら皆さんと協議し、やっていきたいと思っております。</p>
議長	3番 黒川隆康議員
3番	<p>いろんな委員会立ち上げて、検討していくということであります。</p> <p>ただ、これだけは言っておきたいと思うんですが、運営等に関してはですね、やはり失敗は許されないと思うんです。これを取りかかる以上はですね、やっぱり黒字経営ということが必要になってきます。あくまでもやっぱり黒字経営を目指してやっていくことが必要でありますけれども。</p> <p>でも、それをやっていくにはですね、やっぱり経営ノウハウを持った、きちっとしたですね、経験者がやっぱり必要になってくると思うんですね。</p> <p>ですから、そういったところのお考えは、どういうふうにお持ちなのか、ちょっとお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>宝珠山地区に限って申しますと、宝珠山地区には株式会社ふるさと村という団体と言いますか、会社があります。それも視野に入れながら、先ほど議員言われますように、経営能力とかノウハウとかですね、いろんな点で考えるところもあります。</p> <p>そういった中で、私ども通常地域おこし協力隊を雇っているわけですのでございますけれども、企業のほうからのですね、そういった企業地域おこし協力隊という制度があります。</p> <p>これは、その企業に在籍をしたまま地域おこし協力隊として、例えば東峰村に来ていただいて、そういった特産品の開発、それから販売ルートの確保、そういったところ辺りまで支援をしてくれる制度があります。</p> <p>そういったものも視野に入れながらですね、どちらかと言いますと、やはりそういった人たちのノウハウを使う中でやっぱりやっていかないとですね、議員が言われますように、黒字経営をやっていくためには、ちょっと難しいのかなというのが正直な思いです。</p> <p>そして、企業地域おこし協力隊につきましては、そこでやっていく自信があれば、派遣された会社を辞めて独立をするということも、できるようなシステムということでございますので、いろんな可能性を探りながら、何としてでもやっぱり黒字経営でやっていける。そして、日本の国、増しては世界に誇れるような特産品が開発できればと思っているところであります。</p> <p>なかなか言うは易く行は難しでございますけれども、やはり前を向いて一步一步ですね、そういったところは詰めていかないと、これは人口減少若しくは地域活性化、そういったところの対策が取れないような状態に、いずれかはなると思いますので、そういった時点におきましても、また、議員の皆様方のご協力をよろしくお願いしたいと思っております。</p>
議長	3番 黒川隆康議員

3 番	<p>今おっしゃったようにですね、企業地域協力隊みたいな形ですね、そういうふうな経営ノウハウを持った、しっかり持った方が来て経営していただければ、いいのかなというふうに思います。</p> <p>しっかりとした将来を見つめて、取り組んでいっていただきたいというふうに思っております。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>
散 会	
議 長	<p>これをもちまして、本日の会議を終了します。</p> <p>明日19日は、午前9時30分から開会をします。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(15時05分)</p>

第4回 東峰村議会定例会会議録

令和元年6月19日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和元年 第4回東峰村議会定例会議事日程

令和元年6月19日開議

日程第 1

一般質問

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>6番 高倉寛視議員の質問を認めます。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>私はですね、まず、最初に岩屋キャンプ場の運営について、ということから質問をさせていただきます。</p> <p>1番に、管理運営を村で行うようにということでございましたけど、先日の全協で説明がありましたので、ちょっと変えて質問させていただきます。</p> <p>岩屋キャンプ場の管理運営を、以前はふるさと村が運営やっていたと思います。先日の全協で、4月からは一般社団法人竹棚田が運営をしていくということでございますが、なぜふるさと村から切り離れたのか、そこをまず伺いしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>岩屋キャンプ場の運営につきましては、いろいろと運営形態が変わっております。そういった中で、直近ではふるさと村がやっていたというところでございます。</p> <p>そういった中でコテージの、地方創生によるコテージの問題等もありまして、それで、竹の棚田地区の方々との管理という形で、コテージも含めた一緒に管理をやっていたと、竹棚田のほうにお願いをするというような形で、今進んでいるところであります。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>コテージとバンガロー、何と云うんですかねあれは、宿泊施設のほうがあるから、法人のほうにお願いするというところでございますけど、これは、どういうことでそういうふうな考えになるわけですか。これは、ふるさと村ではできないからということになるわけですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ゲストハウスの関連も含めて岩屋キャンプ場のほうも、竹地区の設立いたしました一般法人のほうにお願いをする。つまりゲストハウスと一緒に括り、今考えているところであります。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>こういうふうにキャンプ運営体制ということで、一般社団法人竹棚田というふうになっております。</p> <p>一般社団法人というのは、営利を目的としない非営利法人であることとありますけれども、岩屋キャンプ場、また、先ほど言われたゲストハウス、利益は出さなくていいと思っているんでしょうか。これは、どのように考えておりますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>一般社団法人は、利益は出してもいいかと私は理解しております。</p> <p>NPO法人とは、そこが違うんじゃないかと思っております。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>ではですね、再度伺いますけれども、どのような運営を考えているのか。</p> <p>まず、新しい施設になれば、中身の皿とか何とか、どういうふうな形になるのか分かりませんが、そういったものの備品、そういったものはどこから出すのでし</p>

	ようか。当初予算はどこから出すんですか。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	備品等につきましては当初の予算のほうでですね、村のほうで準備をしております。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	これは副村長にお伺いいたします。 先日の全協でですね、私の言葉の捉え方が少し違うのかもしれませんが、副村長は、今まで指定管理料を出してきたので、当然出すものと考えておると、確か発言したと思います。 これからですね、再出発をしようとしている中でですね、そんな話を聞いたら、利益を上げようとする向上心も努力することも考えないのではないのでしょうかね。 本当に指定管理料ありきの考えはですね、行政として正しいのですか。
議 長	副村長
副 村 長	先日、指定管理料を払うといったような発言をした記憶はですね、ちょっと今、ないんですけども。 指定管理という方法で行うということはですね、申し上げたかとは思いますが。 指定管理料についてはですね、基本的には支払わないという形での指定管理を、今、考えているところです。以上です。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	私の言ったことがですね、ちょっと間違っていたら謝罪をいたしますが、今、副村長が言われたように、指定管理料は出さない方向で考えているということでしたのでですね、ぜひ、これからもそのようにやっていただきたい。必ずすぐ赤字になつたらすぐ指定管理料というふうなことを言うております。 こういった法人をつくってやるのであれば、やはりそういったことはですね、十二分に考えていただきたいと思います。 それと、次にですね、先日の全協で4年後までの試算の説明がありました、今一度ご説明をお願いいたします。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	前回の資料をご覧いただいているというようところで、説明をしたいと思えます。 まず2019年度、今年度でございますが、収入が394万6千円、支出が264万1,400円、収支の利益が130万4,600円。 2020年、収入が775万円、支出が841万5,600円、差し引きが66万5,600円。 2021年度、収入が1,100万9千円、支出が944万7,500円、差し引きが156万1,500円。 2022年、収入が1,380万3,500円、支出が1,270万3,300円、差し引きが110万200円です。 2020年度が、単年度利益がマイナスとなっておりますが、繰越し計上しますと、プラスの63万9千円となっております。以上です。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	まず、一番最初に聞きます。 2019年度、今年度ですね、これがプラスになるという要因は何ですか。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	まず、キャンプ場の売り上げが300万、それから、レンタル品が63万2千円、それと体験プログラムで24万と計上しております。

	<p>あとは支出については、消耗品とか光熱費、浄化槽、あと役員報酬等と人件費等でございます。</p> <p>キャンプ場売り上げにつきましても、以前の実績に基づきまして、その50%以下での試算としております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	今年度がプラス、来年度はマイナス、この要因は何ですか。
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>人件費の中で、事務局長というのを設けております。そのスタッフが今年につきましては、シンカのほうの委託事業の中でそれを見ておりますが、来年度からそういった委託事業がなくなりますので、その分でマイナスが出ております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>どこの施設もですね、非常に苦しい状態ではございます。ですけどもね、やはりほんと一般社団法人というのがちょっと引かかるんですけど、やはり儲けると言ったら非常に言葉は悪いんですけど、やはり利益を上げて、なるべく村からの一般財源とかをつぎ込まないでいいようなやり方をやっていただきたいと考えております。</p> <p>次の質問に入らせていただきます。</p> <p>つづみの里の管理運営について、ということで質問いたします。</p> <p>つづみの里の管理運営は、以前より民間でやってきました。昨今に経営はですね、大変厳しい状況でございます。</p> <p>今年の前半はですね、国道の改修が4月の中旬頃まで行われていたためですね、お客さんの出入りが非常に入りにくい状況でございました。そのため売り上げがですね、前年に比べ極端に減少しております。</p> <p>このような状態でございます。ですので、やはり指定管理料の見直しはできないのだろうかということを考えてですね、村に相談いたしました。結果は昨年同様でございました。</p> <p>このようにですね、店側に一方的な責任がない場合ですね、やはり村として少しは考えていただけるのが当然ではないかと、私は考えておりますが、そのところはどのように思っておりますか。</p>
議長	村長
村長	<p>指定管理料の算定につきましては、村の指定管理料の算出の方法等は、すべて横並びに一昨年辺りからさせていただいた次第であります。</p> <p>そういった中で以前は、つづみの里には指定管理料は出てなかったわけなんですけれども、そういった形でつづみの里のほうにも、現在230万強の指定管理料を、支払いをさせていただいております。</p> <p>そういったところで、先ほどの議員の発言等もありましたけれども、やはりどの施設におきましても、利潤を上げないと、これは大変なことではございますし、また、地域の活性化にも繋がらないと思っております。</p> <p>そういった中で、できるだけつづみの里も有限会社でございますので、そういった面では利潤を追求していただき、体制等もそのような形で頑張っていたいただければと思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>頑張っていたいただければということでございますけどですね、つづみの里はですね、新しい館長さんが来てくれて、非常にですね、いろいろ頑張っております。</p> <p>本当に、我々もその中にちょっと入ってお手伝いはしておりますが、こればかりはお客さんが来ていただかないことには、どうにもならないわけですね。</p> <p>その中で、これをちょっと昔に戻って申し訳ないんですけど、ポーン太の森、あそ</p>

	<p>ここに災害の後、派遣の職員さんがずっと泊まりましたよね。非常に安い値段で確か借りておられたと思います。</p> <p>そういったことを考えたらずね、やはりポーン太の森とつづみの里と2カ所あるわけですよね。やはりそういうことを考えた場合に、やはり指定管理料が他の施設と同じものでいいのかというのはちょっと考えるところなんですけど。</p> <p>また、先ほどもちょっと言いましたけど、4月まで工事で、本当にお客さんが入りにくい状態で、本当に悲惨な状態でした。</p> <p>こういったものはですね、補償金というものは発生しないのかなと、ちょっと私考えたわけなんですけど、そのところはどのようなものでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員おっしゃいますように、一昨年の豪雨災害以降ですね、どの施設につきましても、やはり来店者の数というのは、減っているというのは事実でございます。</p> <p>また、先ほどのポーン太の森の宿泊料の件につきましても、これはつづみの里のほうと打ち合わせの上、行っているということでございますので、災害復興のための緊急的な処置であったと思っていますので、その辺りはご理解をお願いしたいと思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>続いてですね、その指定管理料について、ちょっと伺います。</p> <p>こんなこと言うと宝珠山の方に怒られるかもしれませんが、宝珠山施設はですね、非常に金額が、いぶき館で570万、親水公園365万、この他ふるさと村とかにも払われていると思います。</p> <p>しかし、先ほど言ったように、つづみの里、ポーン太の森2カ所で231万、これは、合併浄化槽の処理代それだけなんです。</p> <p>ちょっとここで伺いますけれども、いぶき館の570万というのは、どういう支出の仕方をしているのか、内容が分かれば教えていただきたいと思っております。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>いぶき館の、まず570万の算定基礎でございますが、28年から32年度までの指定管理料を見直した際に、歳入と歳出を比較し、歳出がオーバーする分を指定管理料として算出した結果なんで、その結果、歳入のほうですね、約100万弱を3年平均で見っております。</p> <p>また、歳出のほうでは、給料・手当300万強、法定福利費50万程度ですね、あと通信費と水道光熱費で100万ほど、あと衛生管理費などが合わせて100万程度でございます。</p> <p>そうした場合に、歳出のほうの総額が644万ほどになります。それを差し引いて、547万という数字を30年度まで指定管理料として支払っております。</p> <p>本年度につきましては、当初予算の説明でも申し上げましたが、消費増税にあわせて半年分、10月以降の分で約1%のプラスをしておるところでございます。</p> <p>その計算の結果、570万が算出されております。以上です。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>今ですね、課長が説明していただきました。</p> <p>これはもういぶき館の場合、ほとんど人件費とか光熱費とか、そういったもので支払われておりますよね。</p> <p>であるならばですよ、つづみの里とかポーン太の森、それは当てはまらないですか。</p>
議長	村長
村長	先ほども申しましたように、この指定管理料の算出基準というのは、一応統一した算式で行っております。

	そういった中で、この指定管理料等が決まっていると承知しております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	非常に統一したというけど、ちょっと私、これは納得できないような説明でございます。つづみの里と単純にいぶき館と比べた場合に、統一しているような算出の仕方ではないかなと考えております。 今となってはですね、小石原とか宝珠山とか、そういったことは言いたくありません。でも明らかに宝珠山の施設のほうに大きな指定管理料を抛出しております。 つづみの里、ポーン太の森はですね、せっかく今まで村からの支援も受けずに頑張ってきた施設でもあります。やはりこれからのことを考えて、指定管理料を見直していただきたいと私は考えておりますが、どうしてもやっぱり村長が先ほどから言われておりますように、もう決まっておるからこれ以上は出せない、というふうな考えなのでしょうか。
議長	村長
村長	つづみの里は指定管理料なしで、今までやってきてたわけでございます。 そういった中で統一した指定管理料の考えのもと、28年から120万、それから順次上がりまして、31年度では231万まで上がってきているわけでございます。 以前はですね、私もつづみの里の会計等を担当しておりました。非常に経営的には厳しいというのは分かります。しかし、そういった中で、やはり役員自らがいろいろと努力をいたしまして、人件費の削減等には取り組んできたわけでございます。 現在では、つづみの里の駅長と言いましょうか、の方も常駐しておられる。それから、焼物販売のところの人も常駐をされている。そういった収支等もですね、やはり今後考慮していただければよろしいのかなと思っております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	次に行きます。 村がつづみの里を管理運営する考えはありませんか。 村長、先ほどあなたは、以前つづみの里で会計をしておられたということでございました。会計状況を見られてですね、法人、これは又聞きですので、間違っていたら訂正してください。 こんな施設は村に返したほうが良いというようなことを話していたそうですが、それは事実でしょうか。
議長	村長
村長	記憶にございません。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	分かりました。 それで、非常に苦しいというふうなことで、やっておるわけでございますけどですね。もし、あそこを、今の経営を今の人たちが辞めた場合、これは、あくまで仮定の話ではございますが、仮定の話ではございますが、もしあそこを辞めた場合、村としてどのように対処するつもりでしょうか。
議長	村長
村長	仮定の話でございますので、仮定の話でさせていただきますと、当然、村の施設でございますので、村のほうで管理をするということになるかと思っております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	最後の質問に行きます。 国道沿いの支障木について。 今現在、災害復旧で、国道の工事があっちこっち行われております。 以前からですね、これは、私が言いたいのは、ちょっと写真とか撮ってくればよか

	ったんですけど、ちょっとそういったこともありませんけども、自分方の上のほうの黒谷に入るところから小野政司氏、あの直線のところにですね、本当に大きな木が何本ぐらいあるのかな、7、8本あるんじゃないかな。ああいうのは伐採するということはできないでしょうか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>村内の主要国道、今おっしゃられました211号につきましては、道路管理者はご存じのように福岡県となっております。</p> <p>福岡県のほうにお尋ねと言いますか、聞いたところですね、国道沿いの支障木につきましては、道路敷地から出ているものと民地から出ているものがございます。</p> <p>県では、路面の変状把握の他、通行に支障がないかどうか、定期的なパトロールも実施されているところであります。</p> <p>今回ご指摘の、道路敷地内から出ていると言いますか、そういった支障木につきましては、通行に支障があるものがありましたら、道路パトロール時に枝打ちするなど逐次対応しているということでございます。</p> <p>また、民地から道路に出ている支障木につきましては、所有者に対して注意、指導及び伐採等の対応を依頼していると伺っているところでございます。以上でございます。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	枝打ちをしていただくのはありがたいんですけど、あれ本当にもうかなり大きな木になっておるわけですね。やはりああいうのはもう根元からバッサリ切るというふうなわけにはいかないのでしょうか。そういったことは県にお願いできないのですか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	個別のですね、そういった場所と言いますか、そういったところがありましたらですね、お伝えすることは問題なくできます。要望という形でですね、お伝えすることはできます。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>そういうことができるということであればですね、ぜひとも働きかけをお願いしたいと思っております。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>
休憩	
議長	10時5分まで休憩します。 (9時59分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (10時05分)
議長	5番 高橋弘展議員の質問を認めます。 5番 高橋弘展議員
5番	<p>私、3問質問をさせていただきます。</p> <p>まず、1問目に関しましては、東峰村保育所・保育園のあり方について、お尋ねしてまいります。</p> <p>平成29年度において、平成31年度に、社会福祉法人越原会の解散に伴い、小石原保育園が閉園するということで、東峰村保育所審議委員会が立ち上がっていたかと思えます。その中で、これからの東峰村のあり方が検討されてきたかと思えます。</p> <p>幸いにも小石原、ひいては東峰村の保育事情を鑑み、この社会福祉法人越原会を引き継いでいただく方々が手を挙げていただいて、理事交代ということでですね、存続</p>

	<p>が可能になっているかと思えます。本当にありがたい限りです。</p> <p>しかしながら、越原会解散及び小石原保育園閉園という話がですね、子育て世代の方々や地域住民の方々の多くが聞かれて不安になられたかと思えます。</p> <p>その一方で、小石原保育園がですね、結果的に存続できるようになったことが、まだまだしっかりと村内また地域の方々、子育て世代の方々にアナウンスされていないのではないかな、広報であったりそういった部分ですね。</p> <p>というところもありまして、今一度この保育所審議委員会の結果がどういう形になったのか、そして、小石原保育園がどのようにして存続が可能になったのか、村当局からですね、ご説明をお願いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど議員が述べられましたように、平成29年度、児童数が、元々20名定員がですね、11、2名ということで、それから、それ以降については、一桁台辺りになるというような話をお聞きをしております。</p> <p>そういった中で、小石原保育所をどうするのかというのは、非常に大きな課題でありまして、越原会のほうとですね、いろいろ協議等はさせていただいていたところでもあります。</p> <p>そういった中で、平成30年におきましては、第1回保育所審議会を開催をさせていただきまして、答申が出されたわけでございますけれども。</p> <p>答申の内容といたしましては、当面の間2カ所の保育所を残すこと、運営としては、民営化を目指すものとする。それから3点目が、園児の減少によっては1園化を行う。ただし、民営化ができない場合は村営とする。そういった答申がなされております。</p> <p>そういった中で、村といたしましても、当然、1つは村営の保育園、1つは民営の保育所という形でありますけれども、0歳児から5歳児までを預かる保育所につきまして、やはり10kありますので、この距離感というのはですね、非常にやはり配慮しなければいけないものと思っております。</p> <p>そういった中で私としても、村が支援をするにしても1村1園1所の体制は確保していきたいという旨は、越原会のほうにもお伝えをさせていただいていたところでもあります。</p> <p>しかしながら、今でいうと来年度ですか、来年度につきましては、20人の保育の予定に対して一桁、6、7名になるというよう予想も出ておりまして、今回もまた補正のほうで、今年度中にはお願いをしたいと思いますけれども、当然それだけ村からのですね、補助金等も増やさざるを得ない。しかしながら、今からこの村をつくっていく子どもたちでございますので、そういった面においては、村のほうといたしましても、十分な支援等はしていきたいと思っております。</p> <p>第1回の保育所審議会の結論を得まして、その後いろんな、小石原保育所のほうとも詰めさせていただいて、そういった中で今言われました、地域外ですね、支援者の方からいろんなご支援をいただいて、小石原保育所が当面継続できるような状態になっているところについては、非常に支援をしてくれるの方々に対しては感謝を申し上げたいと思っております。</p> <p>ただ、この答申にもありますように、最終的には民営化をやっぱり目指していかなければ、村のほうの負担等が相当大きくなってきますので、そういったところの審議等についても、やはり今後再度検討をしていかなければならないのではないかと思います。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>通告書のすべてをなんかお答えいただいた感じになってしまったんですけれども、整理しながらお尋ねしていきたいんですけれども。</p>

	<p>村長言われるように、今回、理事さんや評議員さんですね、交代することによって、この越原会、小石原保育園存続が可能になったということですが、20人定員の保育園の中で、実際今12人程度ですかね、平成31年、令和元年度がそれぐらいで、来年度が7名という予測も出てきております。</p> <p>やはり定員いっぱい、定員に近い経営ですね、大体保育園というのはようやく経営が成り立つようなシステムと言いますか、運営状況になるかと思えます。</p> <p>という中においては、やはりこの先においても、この小石原保育園の運営、経営においては厳しい部分が続くというのは、言わなくても分かる部分なのではないかなと思います。</p> <p>この検討委員会、審議会の答申報告書についても、この平成30年、29年度に検討されてきた答申においては、先ほど村長が言われたような、当面は2園を残す、民営化を目指す、児童減少によっては1園化、あと職員給与の均一化などが方針として打ち出されております。</p> <p>しかしながら、今度の平成31年3月に出てきた、この東峰村保育所運営検討委員会の中の報告書の中では、民営1カ所に統合した場合が最も運営が安定することを確認、今後の村内保育所の状況を注視しながら必要に応じて改めて検討すると、というような報告が上がってきております。</p> <p>最初の答申書に比べると、何かちょっと緩いと言いますか、なんか今後の方向性がすごいやむやした感じに聞こえてしまいます。</p> <p>最初の時点のときはですね、29年度のときは、もう越原会の解散というのがですね、もう目前に迫っているという中だったので、やはり方向性というのがはっきりと示さないといけない状況だったけれども、いざ存続が決まってしまうと2歩、3歩後退した形ですね、なってしまうのか。喉元過ぎれば熱さを忘れるような感じにちょっと聞こえてしまいます。</p> <p>今、村長からもですね、少しいろいろ方針等が示された形には聞こえますけれども、やはり当面の間、当面という言葉を残したままでは、やはり地域の住民の方々、子育て世代の方々にとっては、いざ預ける保育所が近所がない、近くにないということは、そこで定住ということを考えることは難しいのかなという部分を考えると、やはり村で安心して定住できる環境のためには、この保育所というのは社会的インフラにもなるかと思えます。</p> <p>そこで、今後の村として、村長の口からはっきりと、もしよければ方向性というのを、今公言できる範囲で示していただきながら、ぜひ検討を進めていただきたいと思うんですけども、今後の村内の保育園のあり方について、1村2園・所ですかね、1村1園1所、園になるか所になるか分かりませんが、どのような方向性、村内に何カ所の保育園が適切なのか、適当なのか、方向性をお持ちでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>私の考え方は変わっておりません、1村1園1所ですか、この方針は従前から変わっておりません。</p> <p>それで、この理由につきましては、先ほど言った距離感の問題とか、やっぱり今、議員おっしゃるように、預けられる方ですね、そういった方のことを考えますと、それはなかなか10kというのは難しい。それから、子育てというのは、何と言いましてもこの村の大きな財産でございますので、それにつきましては現在のところ、そういったところを変える考えはありません。</p> <p>ただし、運営の方法についてはですね、村営がいいのか、民営がいいのか、これは今からの議論になるかと思っております。</p> <p>当然民営化になりますと、村のほうからの負担がですね、軽減できるという最大の</p>

	メリットはありますけれども、それによって園のほうの、何と言いますか、園児等に対する、表現がちょっと悪いんですけれども、十分でないようなですね、園を運営していても、これはだめだと思っておりますので、今までどおりの園若しくは所の運営を維持しながら民営化できるのが一番いいのかなと思っております。
議長 5番	5番 高橋弘展議員 次の質問をお答えいただいた形にはなるかと思うんですけれども、民営か村営かということで、それについては、今後検討していく課題だということではあります。おいて、今は民営と村営が並立している形になりますが、民・民になるか村・村となるかという話だと思いますが、これは、経営を統合するという考えでしょうか。
議長 村長	村長 経営を逆に統合しないとですね、端的に言いますと、小石原保育所のほうはですね、これは、民営にしてもやっていけないと思っております。 したがって、経営母体は1つで、2カ所の民営の保育というのが一番望ましいのかなと思っております。 昨年度末にですね、答申をまたいただいておりますし、まだ答申をいただいた期間から時間的にですね、まだ過ぎておりませんが、やはりもう来年小石原保育所7名というような数字が出ている以上ですね、これは、やはりもっと真剣に、今後村の保育をどうしていくのか、それからまた消費税の10%になりますと、保育料辺りまで無料になると言っております。 そういった条件等の変更等もありますので、できればですね、今年度の中旬以降と言いますか、秋以降ぐらいにはですね、これはもう結論的には、今年度出してもらわなくても構わないと思っております。いろいろ議論をしていただいて、継続的でも来年度辺りに向けてですね、しっかりとした保護者も含めた協議をする中で、この保育所の問題をどうするのか、全体的なものとして取り組んでいかなければならないのかなと思っております。
議長 5番	5番 高橋弘展議員 いつ、どのような場で方針を定めるのか、という次の質問についてもお答えいただいた形になるかと思いますが、改めて、今まで2年間続いてきたこういう審議会のほうを、再度立ち上げ直すということでもよろしいのでしょうか。 というのと、あと立ち上げる時期ですね。まず、それがいつになるか、まず、はっきりとお答えをできればお願いいたします。
議長 村長	村長 早ければ秋口ぐらいには再度ですね、立ち上げたいなと思っております。 そして、先ほども言いましたように、年度内での答申というのは時間的に議論が足りないのかと思いますので、来年度に向けた形でもきっちりとした保育問題についての議論をしていただき、そして、答申を得たいなと思っております。
議長 5番	5番 高橋弘展議員 ちょっと秋口という緩い部分ではあるんですけれども、大体9月、10月ぐらいを想定しておいていいのかなという、少し確認と、あとこの決ですよね、いつになったらこの方針がきちっと確定するのかという部分が少しあやふやかなど。 ただ、村長が懸念されるように、早急に結論を出してしまうことも、逆に保護者の方々にとって不安をあおる結果になるのじゃないか。それもよく分かる部分であります。 ただ、大枠の方針というのはいち早く決めていかないと、要は、各論である経営を統合するであつたり、保育園、保育所の先生たちがどうなっていくのかという問題も含んでいるかと思っております。

	<p>そういった部分で、段階的に、例えば今年度は大枠の大綱と言いますか、方針を決定し、それが民営なのか、村営なのか辺りですね、その後どういうスケジュールでやっていくかは、また来年度でもいいのかなと。</p> <p>そういうふうな段階を経て、まず、今年度にある程度の方針を決めるという部分は可能じゃないかなと思いますが、もう一度村長のお答えをお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>なぜ、こういうことを言うかといいますと、小石原保育所が来年度7名になりましたもですね、これは、村のほうがかっちりとこれは支援をしていきたい。この考えには変わりはありませんので、現状のまま推移をしていけるのかなと思っているところです。</p> <p>そういった中で、やはり中間報告的なことでもいいかと思いますがけれども、まずは民営化をするという結論を出すにしてもですね、今の雇用体系辺りをどうするのかと、いろいろな議論をしていかなければならないかと思っています。</p> <p>したがって、まず、民営ありきの話から始まると予想できるんですけども、それが村営になった場合、そこら辺りは単純に、言い方は悪いですが、金額的な比較で、どうしても民営化というような形になっていこうかと思っています。</p> <p>しかしながら、保育の質をですね、落とすまでも民営化をしなきゃいかんのかという問題等もあるかと思っています。</p> <p>これにつきましては、やはり今の保育の質は確保しつつ民営化になって運営できれば、これが最高の目指す到達点かなとは思っているところであります。</p> <p>そういった関係で、いずれにいたしましても、そういった議論をする中で、しかも議員言われますように、保護者の方との意見調整と、それからまた保育所の先生方との意見調整とかですね、これはやはりいろんな面で難しい話になるのではないかと思っていますので、先ほども言いましたように、7名になるのが村としては今の体制は堅持していきたい考えでございますので、そういった形で2年間でもかけてですね、結論を見出していければと思っています。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>村長から2年間というお言葉が今出まして、大体それぐらいを目安に出るということ、想定をさせていただければと思います。</p> <p>その中で、今後秋口にこの委員会が立ち上がるということで、時間もまだ3カ月程度ですね、ありますので、そういったところで、この小規模保育園がどうすれば経営が安定して成り立っていくのか、こういう経営統合のパターンであったり事例等ですね、調べる時間も十分あるかと思っています。両保育所もいろいろネットワークをお持ちだと思いますので、ぜひ協力してですね、この運営委員会が最初から議論が活発にですね、行えるような準備を整えていただきたいなと思います。</p> <p>最後の質問ではありますが、先ほど村長も言明されましたと思いますので、いいかなと思いますが、ぜひ、この厳しい経営状況の中で小石原保育園、まだ方向性が定まらずに存続していく形になるかと思っています。そこへの運営面的サポート、財政的補助ですね、そういった部分がしっかりと確保されるのかどうか、村長からお答えをお願いいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほど述べましたように、この保育所の運営等についてはですね、しっかりと村のほうではサポートしていきたいと考えております。</p> <p>また、議員各位におかれましては事情察知の上ですね、ご協力をお願いしたいと思っていますところでもあります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員

<p>5 番</p>	<p>次の質問にまいらせてもらいます。</p> <p>次の質問は、宝珠山ふるさと村元専務住宅の売却について、お伺いいたします。</p> <p>宝珠山ふるさと村の資本金については、99.7%が村からの出資金であり、合併前の旧宝珠山村時代に出資されたものでもありますので、ぜひ、今回の住宅売却についても明瞭明確な住民への説明が必要であると思っておりますので、この質問をさせていただきます。</p> <p>今回、この事案について取り上げさせていただいたのは、大まかな概略を説明させていただきますと、昨年11月にこのふるさと村所有の元専務住宅が売却されたかと思っております。その購入された方よりも前に豪雨災害により被災し、河川回復工事により家を立ち退かなければならなくなったために、購入を希望された村民の方がおられ、その旨を村長、ふるさと村の社長になりますね、に伝えられていたものの黙殺、要は、その話が全く通じていなかったという事件と申しましょうか、事案ということで、概略説明させていただきます。</p> <p>予め申し上げておきますが、購入を希望されていた方及びその代理をされた方も、現在購入された方に対して、何の悪い感情も持っておられないということで、そういったことを事情配慮していただきながら、ご質問させていただきたいと思っております。</p> <p>この事の発端自体はですね、豪雨災害が発生した2017年11月28日に、購入を希望されていた方の代理人からメールを村長宛、そして当時の岩橋副村長宛に送られ、要望されることから始まります。</p> <p>そのメールを一旦読み上げさせていただきます。個人名等が出てくる部分に関しては、ちょっと伏せさせていただきますながら、その辺かいつまんで説明をさせていただきます。</p> <p>澁谷村長様、岩橋副村長様。</p> <p>前略、毎日お疲れ様です。</p> <p>住宅のお問い合わせになります。先般の災害により被災しました宝珠山大字福井の、購入希望者の自宅が危険区域の河川に面してまして、この購入希望者のお宅と他の2軒と川に面して3軒の住宅が並んで建っております。上側2軒の河川の擁壁が今回の水害で大きく倒壊し、購入希望者の隣のお家ですね、が一部が被災し、現在住宅は解体されました。</p> <p>川の上下流は直線で、この場所だけ川がS字カーブしているため、この3つの住宅に向かって激流がまともに突き当たります。購入希望者宅の護岸が崩壊しなかったのも不思議なくらいで、そうでなかったら家ごと流されていたこととなります。</p> <p>現場視察に来られた土木事務所や専門家の意見は、次の集中豪雨時には非常に危険との指摘を受けております。そこで、本人は現在の住宅に安心して暮らせないので、住み慣れた地区内で優先的に住宅を探しているところです。</p> <p>一方で、地域おこし協力隊2名と他1名が、ふるさと村元専務住宅を年内の12月に退去しますと私に報告がありました。購入希望者の希望は、2人が退去して空き家になった時点で、現在の自宅から約50mのこの住宅に住めればお願いしたいことと、あと将来的に村が払下げしてもらえるのかを聞いてもらいたいと、私に相談がありました。</p> <p>本人としては将来を考えたとき、日田市や杷木町等のほうが便利が良いが、お母さんも一緒なので住み慣れた村で安心できる家があればそれでも良いということです。村内で移住促進活動に取り組んでいる私としては、なんとか村の留まってもらいたいと思っております。</p> <p>今後災害復旧について、購入希望者本人と私で、過日県土と立会いしましたところ、県土木事務所としては、年度内に調査の結果を報告にあがりますが、状況見通しとし</p>
------------	--

	<p>て、今後の国の方針に従って、1、川幅を広げる、2、護岸の強化、3、護岸の嵩上げにこの場所が該当するので、用地賠償含めてご相談させてもらう可能性が大きいようです。年度末の3月末は目前のことなので、購入希望者としては村外を含めて土地、住宅物件を探し始めたところです。希望する該当住宅は、株式会社宝珠山ふるさと村の元専務が不祥事により、債務弁済上やむを得ず村が引き取った経緯の物件ですので、前向きに検討していただきたいと思います。</p> <p>村内になければやむを得ず村から出なければなりませんので、ぜひ、速やかな対応と回答をお願いします。2017年11月28日。</p> <p>この購入希望者の代理人の方からのメールになります。</p> <p>このメールが送られた後、澁谷村長から、代理人のこのメールを送られた方に電話があり、問い合わせの物件は村の所有ではなく株式会社ふるさと村の所有物件となっているというこの報告があり、代理人の方は、そのときに澁谷村長が社長を務めているので、払下げができるかどうか調べて返事を下さいとお願いしたそうです。</p> <p>その後、一切の返事がなかったそうです。</p> <p>質問にまいらせていただきますが、該当する住宅に、現在売却された方、この方は時系列的に言うと、今年の3月に希望を出されたそうです。</p> <p>ということで、現在売却された方よりも先に購入希望の申し出を、村長に対し行われていましたが、なぜ、ふるさと村の役員会で取り上げられることがなかったのか、協議されることがなかったのか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>この件に関しましては、代理人の方からそういう話を聞いておったことは事実でございます。</p> <p>しかしながら、いろんなことがこの災害後ありまして、失念をしていたということで、本当に申し訳なく思っているところでもあります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	結果的に、役員会では一切取り上げられなかったということによろしいでしょうか。
議長	村長
村長	役員会でも取り上げてはいないと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>今年の3月21日に、代理人の方からふるさと村、社長に対してもなんですけれども、どうなっているのかのお尋ねの文書を送られております。その後も何回かやり取り行われていると思いますが、そのときの回答がこちらです。</p> <p>延田住宅について、社長がこの購入希望者に2度ほどお会いしたときに、ご本人から正式な意思表示がなかったことから、正式に申し込みを受けた、現在購入された方と交渉を進め、役員会、株主説明会の承認を得て、売買契約に至りました。</p> <p>この件については社長も、貴殿から相談を受けていた中で配慮が足りなかったことを大変反省していますし、誠に申し訳ないと述べておりました。</p> <p>失念していましたという部分はありましたけれども、2度ほど確認も行っているんですよ。確認を行っているということは覚えていたということでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>この、もう1人の方からの申し込みにつきましては、ふるさと村の専務であります大坪専務のほうにお話が上がっていたということでございまして、そういったところにつきましても、役員会の中では話があっておりました。</p> <p>それと本人にお会いしたというところでございますけれども、初盆を参りに行ったときにですね、直接本人とはお話をさせていただいていたわけでございますけれど</p>

	も、この延田住宅と言いますか、今問題になっていることについての含みもありまして、話をしていたわけでございますけれども、そういった後にですね、またいろんなこともありまして、失念をしておいたということでもあります。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	この初盆のときには、今あるその延田の住宅のことを知ってて、その購入希望者の方に聞かれたわけなんですよ。 じゃあ、なぜ、役員会にそのことを挙げなかったんですか。
議長	村長
村長	その後ですね、私が失念をしていたということでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	失念して、思い出して、また失念するという、ちょっとあんまり理解ができないんですけれども。 この初盆のときに伺ったという時点では、もう売却の流れは進んでおりましたよね。株主説明会等の資料を少し拝見させていただきましたところ、5月の半ばには株主説明会が行われて、そのときに報告を行い、今、購入された方へ、要は、売買の契約を進めていくということの承認を取られているかと思います。 もうその時点で話は進んでいたかと思うんですよ。それを知っているにもかかわらず、購入希望者の方に、初盆を迎えたときにお伺いして、どうなったかと聞くのは、ちょっと後々これを聞いたときに、どういう意味でそれを聞かれたんですかと、僕も耳を疑いましたけれども。どういう意味合いでそれ、そのときに聞かれたんですか。
議長	村長
村長	記憶は定かでございませぬけれども、そういった災害によって家の立ち退き等があるということは、その当時の当人の家に限らず、その3軒ぐらいですね、そういった形については記憶をしておりましたので、そういった関係で家が、今後どのようなのですか、というような話をしたかと思います。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	先ほどの答弁と辻褃がよく合わないんですけれども。 村長は先ほど、延田の住宅、要は、ふるさと村元専務の住宅を念頭に置いても話をしたということだったと思うんですけれども、もうこの時点では契約に向けて進んでいるのであるから、もうその部分、思い出しているのであれば、お断りというか謝罪というか、何なりと時系列を説明せざるを得なかったんじゃないですかね。そういうこともなぜされなかったんでしょうか。
議長	村長
村長	時系列等ちょっと持ち合わせていませんので分かりませんが、先ほどからも申しましたように、この件については失念をしたということで、大変申し訳なく思っているところであります。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	村のほうにちょっと話を戻してお聞きしたいんですけれども。 村民の方々には災害復旧工事に際しては、県や村から、用地買収に応じる必要があったときは、ぜひとも応じていただきたいと、お願いしたいということを村民の方々に、説明会があるたびにおっしゃられているかと思います。 そういうことがある中で、一番にこの話を聞いたときに、何かしらか対応を考えないといけない。要は、村民の流出、村に住みたいという方が村に住めない状況になるということが考えられる中で、何か村長は手を打たれたのでしょうか。その話を聞いたとき。
議長	村長

村 長	ちよっともう一度説明をお願いいたします。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>村民の方々には、用地買収に応じていただきたいという部分でおっしゃってきているかと思います。村としても用地買収を進める。要は、工事に係る部分については、村民の方にお願いと申すかですね、協力を求めている立場かと思っております。</p> <p>その上で、この案件に関しては、もう家を移らなければならないという、一番ケースが難しい、悪いと言ったらあれですけども、パターンだと思っております。</p> <p>そういった部分で村としては、やはり村民の生命・財産、そういった部分をしっかりと確保するために、やはり一緒になって検討しなければならない立場ではないのかなという中で、村長はこの話、ふるさと村の話として受け取ったかもしれませんが、村長の話でもあるかと思っております。</p> <p>そこで、何か災害が起きた年の11月にこのメールを受けて、何か動かされましたでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>災害の年の11月に、このようなメールを受け取っているわけでございますけれども、その後ですね、やっぱりいろんな災害復旧に関しての行事等いろいろありまして、先ほどから申し上げておりますように、この問題に関しましては本当に、この問題に限らず他のこともあるかと思っておりますけれども、すべてに対して対応できていないということにつきましては、大変申し訳なく思っているところです。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>いろんなたぶん解決法もあったかと思うんですが。</p> <p>職員の方々、副村長以下ですね、この案件というのは情報として共有されていたのかどうか、用地買収もかわる、県との絡みもあることかと思っております。</p> <p>そういった中で、村長も常々報連相ということで、報告、連絡、相談、そういった部分重要だとおっしゃっておりますが、その部分ではできていたのでしょうか。</p> <p>副村長にもご回答をお願いしたいと思っておりますが、岩橋副村長にもこのメールが送られております。そういった部分は引き継がれておるのでしょうか、お尋ねします。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>引継ぎがあったかどうかということですが、私としましては、この件についてはですね、詳細な部分は把握をしていなかったというところが実際でございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>もう一度村長にお尋ねします。</p> <p>この案件に関しては、副村長以下、他の職員の方に何か相談、要は、こういう案件があっているということはお伝えされたりはしたんでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	たぶんですね、してないんじゃないかと思っております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>村長、ずっと申し訳ないという部分で、一点張りなんですけれども。</p> <p>もう少し、この案件がなぜこういう形で進んだのかの部分について、お尋ねしていきたい部分があるのですが。</p> <p>まず、今回売却されたことについては、もう異論ないところなんですけれども、村が99.7%支出する第3セクターが土地所有、家を売却ということでもあります。</p> <p>そういった部分で、公募であったり公表であったり、そういった部分が明確に行われるべきではなかったのかなという部分があります。</p> <p>なぜ、こういうふうな売却の経緯を進むことになったのか、なぜ、公募やそういった入札等がふるさと村で行わなかったのか、お尋ねします。</p>

議 長	村長
村 長	<p>言い訳になるかと思えますけれども、ふるさと村、2人の取締役がいるわけですので、99.7%ですか、村のほう株を持っているということで、歴代村長のほうが社長という職を預かっているわけですので、実質的な運営は代表取締役専務のほうが行っているというところがございます。</p> <p>当然役員会等やっておりますので、報告等は受けているというところではありますが、この問題に関しまして、村の施設だから公募云々ということは、当然、やはりやらなければいけなかったのかなと思っておりますが、専務のほうがこの話は、別件の話ですね、現在の話は進めておりましたので、株式会社であるふるさと村としての、専務のそれが考え方はなかったのかなと、想像をする次第であります。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>結論の最後のほうにまいりたいと思えますけれども。</p> <p>村長が配慮不足、要は、失念していたということで、先の購入希望者においては、該当する住宅取得の機会を失ったことになるかと思えます。それを失念、配慮不足というのは、大きなやはり責任があるのかなと思わざるを得ませんし、その案件自体が、村長1人のみですべてが抱えられていたということで、誰も、それを村長が失念したら対処できないような状況で、なおかつ公平なる入札であったり、そういう開かれた公募という部分もない中で、購入希望者の希望自体はすべて失われたこととなります。</p> <p>ちょっと代理人の方の思いと文章を少し読み上げさせていただきますと、問い合わせをした私には回答が一切なく、購入希望者に対して曖昧な回答を続ける澁谷村長に、私が改めて質問状を出したところ、納得いくような具体的な説明は今もってない状態です。村を代表する村長とも言える人物が、村民にとって信用しえない、できない態度を取りつづけることはとても容認できません。</p> <p>一番手に売却の申し入れをした人を無視し、二番手の申し入れの人には速やかに対応して売却譲渡が決定され、そのことについての説明が依頼人と本人にも言わなければならず、責任逃れとしか思えないような言動を繰り返す澁谷村長は、それで済まされると考えているように感じると。</p> <p>本来一般公募すべき内容の物件のはず、村の中でこういうことが起きていることを住民は誰も知らない。私や、議員の私ですね。購入希望者さんは泣き寝入りしてしまうことになるでしょう。結局購入希望者さんは、今年の9月を期限に、現在の自宅を立ち退きしなければならないので、やむなく日田市、吉井町、小郡市等の住宅物件の現地見学、調査、交渉に動いています。</p> <p>購入希望者さんが、澁谷村長の過失によって受けた被害については、澁谷村長に何らかの形で責任をもって弁済すべき内容のものと考えております。</p> <p>そこで購入希望者の方としても、せとひもやはり村内に残りたいということで、この弁済という部分、宝珠山ふるさと村、村長筆頭にしてですね、同様の住宅いろいろ探していただいたり何なりして提供される、そういう責任の取り方は考えていないでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>再度改めてですね、本当に申し訳なく思っておりますし、また、当該者の方とはですね、今後話をまた、させていただきたいと思っておりますし、せとひも、また購入希望者の方が村内に残っていただけるような方策等についてもですね、含めまして話をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>村長にもう1つ、くどくどになりますけれども、申し上げさせていただきたいのは、</p>

	<p>もちろん購入希望者に対しての謝罪、そして対応というのはしていただかなければなりません。</p> <p>もう1つは、やはり代理人の方が一生懸命になってこれ動かれています。いろんな調査であったりですね、住めるような形で購入希望者の方と動かされてきたと思います。その部分に対して、全く1年半近くに渡って回答がない中で、勝手にと言いますか、知らない間に決まっていたということ、かなり失望されております。</p> <p>昨日の同僚議員の一般質問を引用する形で非常に申し訳ありませんが、やはりそういう電話や相談が役場にあつて、職員の方がそれに対して返信しない、返答しない、そういうことがあったら村長どうですかと言ったら、そのときは言語道断だという話、それは、村長が一番今分かっていただかなければならないのかなと、いう部分を感じます。</p> <p>ぜひとも、その代理人の方を含め、再度どういう方向に持っていくのか、検討していただきたいと思いますが、よいでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>代理人の方からはですね、いろいろと今まで提案、それからご支援を受けていた中で、このような結果になったことにつきましては、本当に、誠に申し訳なく思っているところであります。今後ですね、また代理人の方も含め話をさせていただきたいと思っています。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ぜひ、この購入希望者の方が村外に出ないような形で、やはりこの責任を取って、しっかりと村長動いていただくことをご期待いたします。</p> <p>最後の質問にまいります。</p> <p>暴力団等反社会的勢力の排除の取り組みについて、お伺いいたします。</p> <p>近年、暴力団排除の動きがですね、県警を中心に福岡県の中でもですね、大きく行われているおかげもあってですね、すごく安全・安心な町という部分広がって、住みやすい町に繋がっていつている中で、今、この暴力団だけではなく反社会的勢力と言われる、例えばの言うところであると、振り込め詐欺グループであったり、そういった新たな勢力も出てきております。</p> <p>最近のところ言うと、芸能人の方々がその反社会的勢力のグループの宴会に出席をしていたという問題も取り沙汰されている中で、東峰村においても、なかなか今までそういう事案というのは発生してこなかった現状もありますが、この災害以降、やはり多くの方にご支援、ご協力をいただく中で、たくさんの方が東峰村に協力、応援をしていただいているかと思えます。</p> <p>多くの方々は善意で行っていただいているので、やはりその意をくむ部分もあるかと思えますが、逆にそういう部分を狙ってですね、心の隙をついての部分、狙ってくる悪い方々もいらっしゃるということを、同時に考えておかなければなりません。</p> <p>ということで、東峰村の取り組みについて、改めてお伺いしたいんですけども、東峰村暴力団排除条例に基づく誓約書等があるかと思えます。この誓約書等はこういった事案、例えば契約であったり委託事業であったり請負、こういった部分でこの誓約書を記入していただいているのか、お尋ねします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>契約等の案件の所管は総務課になりますので、答弁させていただきます。</p> <p>誓約書につきましては、契約等について、また暴力団の勢力等につきましては、工事関係、業界に入り込む事例が多いというふうに、警察等の協議の中にも伺っております。</p> <p>その中で、暴力団排除条例の第6条の規定によります措置として、工事請負契約ま</p>

	た業務委託契約を締結するにあたりまして、必ず必須の書類として提出をいただいているところでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>一般的市町村の対応という部分ではあるかと思えますし、概ねどの市町村もそういう対応にはなっているかと思えます。</p> <p>工事であったり委託業務という部分が、今までそういう方々が入り込みやすいというかですね、部分であったかと思うんですけども、今はなかなかそういう部分が見えないというかですね、分からない部分も多々発生してきている部分もあるかと思えます。</p> <p>私もボランティアグループのですね、福岡県の補助金を得る際に、そういう助成金を申請する中でも、実はそういう反社会的勢力、暴力団ではありません、関係しませんという部分の誓約書を記入させられた覚えがあります。</p> <p>副村長に少しお尋ねします。</p> <p>県としても、そういった今の市町村の、東峰村の条例で定めているような公共工事であったり、委託業務の契約以外にも幅広くそういった部分取り組みをされていると思いますが、分かる範囲でお答えいただけますでしょうか。</p>
議長	副村長
副村長	<p>私、県にいたときに分かる範囲でお答えいたします。</p> <p>東峰村と同じようにですね、契約を結ぶ際にはですね、そういった形で誓約書を提出していただいているということでございます。以上です。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>たぶんいろんな契約と言いますか、今たぶん、おそらく村の中でも業者と委託契約であったり工事請負契約で、そういった部分での誓約書が多くなっているかと思うんですが。</p> <p>今、先ほど申し上げたように、なかなか個人的な部分であったり、そういった部分では見えなくなっている。契約する部分に関しても、例えば賃貸借の契約であったり、個人の方が何か役職を任命、それが特に村内の方であったりですね、そういった部分も多々出てくるかと思えます。</p> <p>なかなか村外の方々等に関しては分別つかない部分、そこまで調査できるのかという部分でございますので、その法人や団体登録以外、法人ですね、以外にもやはりこういう個人の方々と契約する部分であったり任意団体ですね、そういった部分に関しても、しっかりとこの誓約書等をですね、交わして、まず村として、何かあったときに対処できるような対策を得る必要があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほど総務課長、副村長答えましたように、一応工事関係、主契約者についてですね、反社会的行為の条文等につきましては、交わっていたかと思えます。</p> <p>そういった中で、今、言われるように、俗に言います元請の下の子会社等についてもですね、案件等につきましては、これはたぶんやってないと思えますので、そういった点も含めて、親会社のほうで何か縛りができないかどうか、ちょっとその辺りは調査をさせていただき、そして、また他の自治体等を参考にしながらですね、東峰村での取り組みと言いますか、そういったものは決めていきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>確認になりますけれども、今、工事請負契約であったり、そういう事業関係の契約に関しては取られているということだったんですけども。</p> <p>例えば、土地の賃貸借であったり建物の使用許可、そういった少し大がかりなもの</p>

	<p>にも関わらず誓約書を取られているのか。</p> <p>もう1つ、さっき言いました、村外の方を何かの役職等に任命する際にも、そういう誓約が取られているのか、お尋ねします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>補助金等またそういった賃貸借契約等に係ります部分につきまして、村外の新規事業所と言いますか、新しい事業所等ですね、また伝え聞きますと、住宅の入居申請等があった場合とかですね、そういった場合には、後の質問にもあると思いますが、警察との協定の中で、そういった法人やそういう代表者に対して、そういうような反社会的団体の登録がないかという確認はですね、取っているところでございます。</p> <p>誓約書という形での書面は、取り交わしていないというのが実情でございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>行政のやはり健全な執行を守るためには、ある程度この誓約書という部分は、後々効いてくる部分もあるかと思えます。個人とのですね、関係性を悪くしない程度に、ある程度、これが今の社会の現実なんだという部分を受け入れて、そういう誓約書を書いてもらうのも、もう行政の仕事の一部として捉えてもいいのかなとは思いますが、ぜひ、その検討を行っていただきたいのと、朝倉警察署と協定書を結ばれているということで、村民の方がそういう事案、そういう情報を聞いたり、そういう相談を受けたりする場合に、村にはどういうふうな形で相談をさせていただければいいのか、村を通して警察署に聞いていただければいいのか、最後にお尋ねいたします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>そういった事例がですね、村のほうから、これまでそういう情報を受けたという事案はございませんが、電話等ででもですね、総務課のほうで、そういった窓口になっておりますので、相談を受けましたら、その案件を総務課のほうでお尋ねをして、その情報をですね、警察署のほうに上げて、警察と情報を共有しながら、その事例に対処するという形に立てつけはなっておりますので、そういう形になると思っておりますので、直接警察に電話してくださいという形にはならないというふうには考えております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、その際には、個人の秘匿は確実にしていただきたいのと、あとは、先ほど言わせていただいた誓約書の件に関しては、再度その条例部分かわる部分、いろんな、要は、個人、団体とかかわる部分でございますので、ぜひ、課内、庁内の中でも再検討いただきたいと思えます。</p> <p>以上で終わります。</p>
議 長	以上で、一般質問を終わります。
散 会	
議 長	<p>これをもちまして、本日の会議を終了いたします。</p> <p>明日20日は、午前9時30分から再開します。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時05分)</p>

第4回 東峰村議会定例会会議録

令和元年6月20日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

令和元年 第4回東峰村議会定例会議事日程

令和元年6月20日開議

- 日程第 1 議案第 22号 東峰村森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第 23号 東峰村定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 24号 東峰村簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 25号 東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第 26号 村道路線区域の変更について
- 日程第 6 議案第 27号 令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）
- 日程第 7 報告第 1号 平成30年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告
- 日程第 8 報告第 2号 平成30年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告
- 日程第 9 同意第 3号 東峰村教育委員会委員の任命について
- 日程第10 請願第 1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書
- 日程第11 発議第 2号 天皇陛下御即位を祝す賀詞について
- 追加日程第1 議案第 28号 東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について
- 追加日程第2 議案第 29号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 議案第 30号 損害賠償の額を定めることについて

追加日程第4 議案第31号 損害賠償の額を定めることについて

日程第12 閉会中の継続調査の申出について

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
議 長	これより各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	<p>日程第1 議案第22号「東峰村森林環境譲与税基金条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論がないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第22号「東峰村森林環境譲与税基金条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第23号「東峰村定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>条例に関することとしまして、今度この中原団地建設されて16棟ですかね、建設されておりますが、村民の方が少し疑問に思われているのが、今回長屋形式にされていることです。</p> <p>お尋ねしたいのが、村民の人も疑問に思っていて、ちょっと長屋形式というのが今のライフスタイルを考える上で、やはりプライバシーの問題であったりそういった問題で、ふさわしいかどうかという部分、すごく多くの方疑問に思われたり、何でだろうね、ということで聞かれたりします。</p> <p>なぜ、今回この中原団地が長屋形式で設計、建築が進んでいったのか、経緯のご説明をお願いいたします。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>長屋形式につきましては、元の用地の範囲もありましたけども、用地と、あと希望される、入居される予定の方の戸数を勘案しまして、長屋形式としております。</p> <p>また、長屋形式につきましては、説明会するときにもですね、そういったご意見をいただいておりますけども、どんどん2つの、二戸ーと言いますか、上町住宅のようなイメージをしていたというご意見もいただいておりますけども、そういう事情</p>

	と、あとプライバシーの問題もありましたけども、福岡県のほうとも話をしまして、長屋形式が今のご時世に合わないわけではなくてですね、県としても長屋形式をつくっている事例もあるということもお聞きしております、その旨説明会のときでもご説明さしあげて、最終的にはご理解いただいたというところでございます。
議長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 (反対討論なし)
議長	賛成討論、ありませんね。 ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第23号「東峰村定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第3	
議長	日程第3 議案第24号「東峰村簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高倉寛祝議員
6番	ちょっと伺いたいんですけど、この改正案のところですね、給水人口は少なくなっているのに、1日当たりの給水量が増えているというのは、これはどういうことでこういうふうになるのか、教えてください。
議長	建設水道課長
建設水道課長	今の数値のところにつきましては、過去10カ年の実際の給水量と、あと今後10年間の時系列、人口がどのくらい増えていくとか、そういったことを勘案して決めております。 なので、一概に減ったから増える、減ったから減るということではなくてですね、過去の給水量の実態と、あと将来予測を踏まえてトレンド法と言われるもので推測、設定しているものでございます。
議長	9番 伊藤均議員
9番	この中ですね、竹浄水場系統につきましては、給水人口並びにこの給水量が減ってますよね。これ自体は竹の浄水場のタンク自体が故障して、今、水源の取り方が変わるとかという形になっておるかと思えます。 この関係でこの数字が変わってきたのか、それとも減らしているものが、先ほど説明があった、人口的な要因でしているのか、その辺りのところをお教えいただきたいんですが。
議長	建設水道課長
建設水道課長	取水位置の変更に伴うものではなくて、先ほどご指摘のとおり、ご指摘に即してご説明さしあげましたけども、過去の給水量の実態と、あと将来予測を踏まえて設定したものでございます。
議長	9番 伊藤均議員

9 番	そうしますと、取水口の変更ですね、これによって問題が生じるということは、全く考えなくていいということで判断していいんですかね。
議長	建設水道課長
建設水道課長	はい、そのようにご理解いただければと思います。
議長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 (反対討論なし)
議長	賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第24号「東峰村簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第4	
議長	日程第4 議案第25号「東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について」を、議題といたします。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 大蔵久徳議員
8 番	今回、指定管理者が満了前に辞めたということでございますけども、この契約の満了前に辞めなければならない特別の理由があったのか、お聞きします。
議長	農林観光課長
農林観光課長	岩屋の特産物加工施設につきましては、岩屋地区の方々とJAとで、柚子胡椒等のもので、生産を行っておたわけでございますが、その方たちが高齢者になったということで、事業を撤退したいと申しますか、縮小していきたいと、そういう申し出をJAのほうを受けまして、JAの管理だけでいくとJAの負担が大きいと、電気代、水道代、そういったところの負担が大きいので、JAのほうは撤退したいと、そういうことでございました。 それで、今回新たな指定管理者を募集したということでございます。
議長	6番 高倉寛視議員
6 番	関連でございますけど、ということはですね、農業がちょっと資金的にも無理があるということで、撤退したということでございますと、ということは、また、ここにも指定管理料が入るようになるわけですか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	この施設につきましては、以前から指定管理料は無料でございます。今後におきましても指定管理料の支払いはございません。
議長	5番 高橋弘展議員
5 番	今度この東峰村農業生産組合ということに、議案としてはなっておりますが、この方々はこういったものを生産予定ということで、指定管理を請けられる予定でありますでしょうか。

議 長	農林観光課長
農林観光課長	今回、農業生産組合のほうから提案いただいておりますが、味噌の生産とですね、柚子胡椒、柚子ペースト、そういったところを主に生産加工を行うようでございます。
議 長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第25号「東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第26号「村道路線区域の変更について」を、議題といたします。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第26号「村道路線区域の変更について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第27号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)」を、議題といたします。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高倉寛視議員
6 番	36ページ、8款土木費の中で委託料が、その他委託料で690万ほど上がっております。このその他委託料というのは、どういうふうなことを委託しておるのでしょうか。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	その他委託料につきましては、工事請負の分と監理委託の分の2つを合わせて、その他委託料として計上しております。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	監理委託というのは、どういうことなんですか。委託料を2つ、今。

	<p>どういふうなことをするための委託なのかを、ちょっと詳しく教えていただけますか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>監理委託というのは、工事進捗に伴いまして、これは福岡県に委託して、うちが出しているんですけども、工事施工業者の調整等の取りまとめ、あとは工事監督の分を委託して、福岡県から委託している分でございます。それを監理委託としております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>8款1項1目土木総務費、その19節の部分で、がけ地近接等危険住宅移転補助金ですね、これは、土砂災害防止法の特別警戒区域ですか、そこ辺になっているんだろうと思いますけれども。</p> <p>実際、今までこういった予算を使ったことがあるのか。それと、村が移転地を斡旋するようなことがあるのか、お聞きします。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>実績としては、ございません。</p> <p>あと、村が場所を考えるとということも、そういった事象がなかったのがありますけれども、今のところ考えてはおりません。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>35ページの2款1項31目プレミアム付商品券事業、及び36ページの7款1項1目商工振興費のプレミアム商品券のほうの、どちらについてもお尋ねいたします。</p> <p>この両方につきましては、完全に同じ時期、同じタイミングでこの商品券の販売というか交付と言いますか、が始まるということによろしいのでしょうか。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>2款1項31目のですね、プレミアム付商品券のほうの販売につきましては、10月から翌年の3月までの販売を考えております。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>商工費で組んでおりますプレミアム商品券につきましても、利用期間は10月から来年の3月まででございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>この商品券、用途と言いますか、目的となる部分が、意味合いが違う商品券かと思えます。</p> <p>今、住民税務課長が述べられた部分に関しては低所得者向けというふうに聞いておりますし、従来の部分に関しては、農林観光課長の分は商工振興にあたる部分だと思いますが。</p> <p>なかなかこのプレミアム商品券というものが出るということ自体は、やはり住民にとってはかなり恩恵があるというかですね、ものなので、特に低所得者の方は、今回どちらも購入ということで聞いているので、じゃあ、要は低所得者向けのほうを購入して、さらにまた振興向けのほうもチャンスがあるけれども、そっちも購入という、同時期にですね、購入の機会ができるというのは、少ななかタイミングとしてどうなのかなと、どうなのかなというかですね、その公平性というかですね、がちょっと疑義を感じるんですが、その辺の調整というのは何かできなかったんでしょうか。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>2款1項31目のほうのプレミアム付商品券につきましては、対象者のほうがですね、低所得者とですね、平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子どもが属する世帯が対象となっております、販売の期間についてはですね、国のほうからですね、そういった指示のほう、両方とも買ってはいけないとかですね、対象ということですね、国のほうからは説明を受けておるわけですね、両方</p>

	とも買えるとかですね、そういうところのまだ説明のほうはですね、国のほうからは聞いていませんけど、ということで、すみませんが。
議長	住民課長、もう少し明瞭な説明をしないと。 農林観光課長
農林観光課長	商工費のプレミアム商品券につきましては、従来どおりの商品券ということで1割のプレミアムでございます。1人当たり5万円の購入限度額を設定して、今回も販売することになろうと思えますし、期間につきましては、福岡県のほうより、10月から3月を基本的に実施機関としてくださいということの説明は受けております。 理由につきましては、補足説明で行いましたように、消費税増税前の駆け込み需要を防ぐためということで、10月から3月を設定しているものでございます。以上です。
議長	住民税務課長
住民税務課長	住民税務課の分もですね、県のほうからですね、販売としましては10月から3月までを販売の期間としてくださいということと、また、子育てにあたる支援ということで、低所得者と子育て世代の支援という説明もあっておりますので、その期間中に買えるということでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	前の答弁のところ、どちらも購入できるのかというのは、分からないというのは、それはまだ指針が全く示されていないということでしょうかということと、今回のどちらもあるということ自体は、低所得者、子育て世代の方々はプレミアム商品券のほうを主に使っていただいて、それ以外の方は従来どおりのを使ってくれというふうな形の、その仕分け方になっているのでしょうか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	商工費におけるプレミアム商品券についてはですね、購入者の制限を特に設けようとしているものではございません。以上です。
議長	住民税務課長
住民税務課長	こちらのほうですね、対象者が決まっておりますので、その方が購入できるということで、2つの制度が違いますので、別々というふうに考えていただければいいと思います。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	最初のほうに聞いた、要は、どちらも購入できるという指針に関しては、国等からは、県等からは全く出てないということでしょうか。
議長	住民税務課長
住民税務課長	議員が言われますようにですね、別制度ですので、そういった指針のほうはですね、国から示されてないところございまして、制度が違うということですね、両方とも購入できるということになると思います。
議長	もう1問認めます。 5番 高橋弘展議員
5番	何が聞きたいかということ、同じ時期によく似たというかですね、同じタイプの形の商品券が出るので、片方は対象者が決まっている。片方は無制限というかですね、対象者がいないということで、その対象者がいる方にとっては、対象がない部分の機会も若干損失というか、同じ支出するタイミングで、なんかもったいないというような感じを受けるんですね。同時期に機会の損失と言いますか、というのもあって、最後の質問なんですけども、この対象者のほうが決まっている低所得者、子育て世代の部分に関しては、完全にもう対象者が決まった部分で額が設定されて、期間中であればいつでも、その方は対象分購入ができるということによろしいのでしょうか。
議長	住民税務課長

住民税務課長	議員さん言われますとおりですね、対象者が金額分購入ができるということになります。
議長	他に。 9番 伊藤均議員
9番	<p>35ページ、6款2項8目の荒廃森林整備事業、この中で、今回843万というようにことで補正が上がっております。</p> <p>それで、これについて事業がですね、予想されるという形で補正を上げられてあるかと思えます。</p> <p>ただ、これ今、ちょっと資料がないんで言えないところがあるんですが、数年前は、この森林整備事業の中で予算を組んどって、予算を使えなかったとか使いきれなかった。例えば、森林組合さんのほうが、事業が手一杯でもう事業はできませんよと、いったような案件があったと思うんですよ。</p> <p>それで今回について、荒廃森林は大事なことなんですけど、元々4,400万程度のもので、予算を組んでおいて、また、この分について補正をします。</p> <p>このものについては、しっかり年度内に荒廃森林をやっていくということになるのかと思えますけれども、その辺りのところは、予算は組んだけど森林整備が、人が足りなくてできなかったというようなことが今までありましたんで、この辺りのところをしっかりとできるのか、というところを含んでですね、お答えいただきたいと思いますが。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>この8目の荒廃森林整備事業、元々4,475万あるわけですが、この事業費につきましては、29年の北部九州豪雨災害による流木等の整備、そういったものをですね、東峰村と朝倉市、両市村には特別枠というような形でですね、事業費を付けてもらっております。この事業費については、概ね現時点でですね、見積もり等を取ったところ利用ができそうです。</p> <p>それから、今回補正いたします843万でございますが、結果的に843万という数字になりますが、これは積立金と委託料と。これは1回積立を行い、そして繰入れをした後に委託料を出すということですので、実質お金が動くのは421万5千円になるわけでございます。</p> <p>それで、この421万5千円につきましては、荒廃森林整備事業の事業内容と若干異なりまして、森林経営管理法に基づく事業。これについては、村が林地台帳と申しますか、そういったものを2年かけて整理したわけですが、その事業者のほうにですね、今回、森林経営管理法を進めるがための準備作業を委託する費用に充てるものでございます。</p> <p>委託内容といたしましては、樹種、流木の密度、樹高の分布、材積の算定、収量比数、傾斜区分とか、そういったものをですね、山そのものの林層の調査をですね、まず行ってもらうための委託料でございます。以上です。</p>
議長	他に、質疑はありませんか。 9番 伊藤均議員
9番	<p>36ページの11款災害復旧費、この関係なんですが、繰越した事故繰越しといったような災害復旧費、たくさんあります。</p> <p>確かにこれは、目的別に繰り越しておりますので、その中で受け入れ業者というか、そういうものがなかなか決まらないために、こういう形で繰越しが出ておるということは、承知はしておるんですが、そうした場合にはですね、小規模災害自体が、今度また4,200万という形で補正を上げられております。</p> <p>全部が乗らない分とか、いろいろあるかと思えますが、じゃあ、この金額がですね、</p>

	<p>補正で上げるものなのか、当初予算でなぜできなかったのかと、この辺りのところをですね、お聞かせ願いたい。金額的にも大変大きゅうございますので、そういうところの要因をですね、教えていただきたいと思いますが。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>まず、単災、この事業につきましては、当初災害の査定に乗らなかったもの、もしくは応急的に行うべきものを財源としてですね、起債として手当するものということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>公共災につきましては60万以上が査定の対象と、それから河川につきましては、河床とか川底から1m以上とか、車道とか道路とかですね、いろんな規定がございます。</p> <p>こちらにつきましては、候補地というか、単災のですね、今現在180カ所ございまして、これを計画的に進めておるところではございますが、この単災の査定と申しますか、事務的な審査が年に2回行われます。5月と10月の2回でございますが、予算編成の時期では見込みのですね、当初は3,000万ですね、を計上させていただいておりました。</p> <p>今回、災害査定の5月の審査におきまして認められたもの、できるだけ計画的に計上はさせていただいておりますが、それが実施という段階に入ってきますので、その設計委託料ということで、多額の委託料の計上ということでご理解いただきたいと思っております。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>5月に査定があったということでお話があるんですが、実質言って、災害をですね、早く進めるということになれば、ある程度のは設計委託ですから、設計業者がですね、忙しくてできないという理由はあるかと思うんですよ。</p> <p>ただ、やはり補正でどうしても上げなきゃいけないという要因にはですね、なかなか納得しにくいところがあるのかなと。</p> <p>じゃあ、計画的なですね、災害復旧ということがなされないということは、言い過ぎになるかと思っております。ただ、遅れる要因にもなるんじゃないかというところは、出てくるんじゃないかと思っておりますので、もう一度その辺りのところをお聞かせいただきたいと思っております。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>今現在、災害の公共災の対象としてはですね、95%を超える発注率ということになっております。</p> <p>この単災事業につきましては、先ほどの答弁のとおり180カ所、こちらは対象となるべきものなのかどうかということで、その180カ所のうち、今年の10月からですね、今年の5月、2回目の審査を受けております。</p> <p>ですので、予算編成が12月という時期もございまして、この金額を把握することがちょっと足りなかったという部分は申し上げておきたいと思っておりますが、ぜひ、この事業をですね、次の10月には工事のほうの審査もございまして、そのための実施設計ということでありまして、ご理解いただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p>
議 長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>

議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第 2 7 号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第 7	
議 長	<p>日程第 7 報告第 1 号「平成 3 0 年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>報告第 1 号「平成 3 0 年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を、終了します。</p>
日程第 8	
議 長	<p>日程第 8 報告第 2 号「平成 3 0 年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5 番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>事故繰越しということで、予算上に関しては最終年という形になるかと思えます。</p> <p>災害復旧関連について、お尋ねいたします。</p> <p>農地・農業用施設、林道施設、地がけのほうが今回事故繰越しで上がってきておりますが、工事、ぜひとも完了していただかなければならないんですけども。</p> <p>この 3 件について、未だ工事業者が決まっていなかったりとか、そういった案件は今のところあるのかなのか、お尋ねいたします。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	すべて契約相手決定しております。
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑をこれで終結します。</p> <p>報告第 2 号「平成 3 0 年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告」を、これで終了します。</p>
日程第 9	
議 長	<p>日程第 9 同意第 3 号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>同意第 3 号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。</p>

	<p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 請願第1号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書」を、議題といたします。 紹介議員、長澤議員の説明を求めます。 7番 長澤貞義議員</p>
7番	<p>請願第1号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書」の説明につきましては、意見書の朗読をもって代えたいと思います。 まず、請願者を紹介しておきます。 住所は、福岡県久留米市東合川町141-1。 請願者は、福岡県建設労働組合北筑後支部 支部長 下川 博己です。 それでは、意見書の朗読をいたします。 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書 宛先、東峰村議会議長宛になっています。 趣旨を朗読いたします。 アスベストを大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの国民に広がっています。 アスベスト被害について、欧米諸国においては、製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では建設業従事者に最も多くの被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材などとして建設現場で使用され、そして国においても建築基準法などで不燃化、耐火工法としてアスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。特に建設業は重層下請構造や「従事者が数多くの現場に渡って就労する」ことから、労働災害として認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。 また、被害者の多くが高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者の救済に向けて速やかな対処が求められます。 よって、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題が早期に解決されることが求められています。 また、こうした被害者を速やかに、また被害者の負担をできる限り少なくして救済するためには「被害者救済基金」の設立が望まれます。 建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決が急務となっていることに鑑みて、意見書を提出いたします。 送付先がですね、紹介しときます。 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣、以上でございます。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑のある方は。</p>

	(質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結します。 採決します。 請願第1号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、採択することに決定をいたしました。 この意見書につきましては、後日、関係省庁に提出をいたします。
日程第11	
議長	日程第11 発議第2号「天皇陛下御即位を祝す賀詞について」を、議題といたします。 補足説明を伊藤議員に求めます。 9番 伊藤均議員
9番	発議第2号、東峰村議長 佐々木紀嘉殿。 「天皇陛下御即位を祝す賀詞について」 上記議案を別紙のとおり提出する。 令和元年6月18日提出、議会運営委員長 伊藤均名です。 理由、天皇陛下御即位にあたり東峰村民を代表して、謹んで慶賀の意を表するため。 天皇陛下御即位を祝す賀詞 天皇陛下におかせられましたは、御即位なされましたことは、東峰村民等しく慶賀にたえないところであります。ここに東峰村議会は、村民を代表して天皇皇后両陛下の益々の御健勝をお祈りするとともに、謹んでお祝いを申し上げます。 東峰村議会 以上でございます。
議長	説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 発議第2号「天皇陛下御即位を祝す賀詞について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
議長	追加日程について、お諮りをいたします。

	<p>本日、村長から、議案第28号「東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について」、議案第29号「工事請負契約の締結について」、議案第30号「損害賠償の額を定めることについて」、議案第31号「損害賠償の額を定めることについて」が提出されております。</p> <p>これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思いません。</p> <p>ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第28号「東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について」を日程に追加し、追加日程第1、</p> <p>議案第29号「工事請負契約の締結について」を日程に追加し、追加日程第2、</p> <p>議案第30号「損害賠償の額を定めることについて」を日程に追加し、追加日程第3、</p> <p>議案第31号「損害賠償の額を定めることについて」を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定をしました。</p>
休憩	
議長	<p>10時25分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時15分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時25分)</p>
議長	<p>村長に提案理由の説明を求めます。 村長</p>
村長	<p>追加議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第28号、東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定につきましては、岩屋キャンプ場コテージ等の一部改修を終えましたので、新たに指定管理者を指定するものであります。</p> <p>議案第29号、工事請負契約の締結につきましては、古民家ゲストハウス建築工事の工事請負契約を締結するにあたりまして、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>前回、臨時議会の中で出ささせていただいたものを、再提案をしております。</p> <p>議案第30号、損害賠償の額を定めることにつきましては、次のとおり自動車事故の損害賠償の額を、決定通知が来ましたので、これに基づきまして地方自治法第96条第1項13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>議案第31号、損害賠償の額を定めることにつきましても自動車事故でございますけれども、これにつきましても地方自治法第96条第1項13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>以上、提案を申し上げます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
追加日程第1	
議長	<p>追加日程第1 議案第28号「東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。 企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>議案第28号「東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について」</p>

	<p>次のとおり東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和元年6月20日提出、東峰村長名。</p> <p>1、指定管理施設の名称及び所在 名称 東峰村岩屋キャンプ場・山村広場 所在 東峰村大字宝珠山4171番地 他21筆</p> <p>2、指定管理者 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山5453番地 一般社団法人 竹棚田 代表理事 伊藤英紀 指定期間 令和元年7月1日から令和6年3月31日まで 提案理由、岩屋キャンプ場コテージ等の一部改修工事を終えたので、新たに指定管理者を指定するものです。</p> <p>当岩屋キャンプ場のコテージは7棟ありますが、内4棟の改修工事を終わりました。7月1日よりオープンを予定しております。</p> <p>残り3棟につきましては、今年度工事を行うところです。</p> <p>一般社団法人につきましては、竹棚田保全委員会、棚田守り隊、シンカ、村で組織されております。以上です。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>こういうふうですね、法人をつくられております。</p> <p>それで、昨日の説明会の中でも、指定管理料は発生しないということでございましたので、これを重々守るように。そここのところのお約束を、ここでしていただきたいんですけど。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>全協それと今回の議員の質問を受けましたとおり、この件につきましては、指定管理料は払わないということを申し上げておきたいと思っております。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>この指定管理を行う法人について、少しお尋ねしたいんですけども。</p> <p>この理事の中に副村長が入られる形になるかと思っております。</p> <p>今、副村長に関しましては、県からの出向という形で、大体2年間で来られていると思いますが、副村長が代わられるごとにこの理事というのが、村から出る理事のポストと言いますか、代わっていくのか。それごとにまた登記を毎回やり直すのか、ということをお尋ねします。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>ご質問のとおり、副村長は2年間ということで来ておりますので、副村長が代わるたびに登記の再登録、そういったことは必要になるかと思っております。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>その際の登記変更に対する費用というのは、村が拠出するのでしょうか、それとも竹棚田の方が拠出するということによろしいでしょうか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>あくまでも法人の関係でございますので、法人のほうでしていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>

5 番	昨日、全員協議会で質問していて、数名から、調べておきますといった事項があったかと思いますが、その辺の説明をお願いいたします。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>昨日の質問、リネン費はどこに計上されているかという件だと思いますが、昨日の資料のほうのですね、消耗品、こちらの中で計上しております。</p> <p>リネン費につきましては、布団、シーツ等ありますが、布団につきましては購入をするところでございます。シーツにつきましては、リースという形で行いたいと思っております。</p> <p>シーツレンタル料が約300円程度かかるということでございますので、その試算でいきますと、消耗品の以内で収まるというところで試算しております。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>伊藤議員のほうから質問がございました。</p> <p>人件費の内訳はということでございます。</p> <p>コテージの清掃スタッフということで、コテージの清掃につきましては、1棟につきまして、2名で、1時間で清掃をするというところで試算をしております。</p> <p>2019年度利用棟数としましては、168で試算をしております。それで2名で1時間、336時間になります。これを1日8時間で換算して割返しますと、42日間のスタッフが必要というところでございます。</p>
議 長	<p>質問はありませんか。</p> <p>ないようですから、質問を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p>
議 長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第28号「東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
追加日程第2	
議 長	<p>追加日程第2 議案第29号「工事請負契約の締結について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>議案第29号「工事請負契約の締結について」</p> <p>古民家ゲストハウス建築工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和元年6月20日提出、東峰村長名。</p> <p>契約の目的 古民家ゲストハウス建築工事</p> <p>契約の方法 一般競争入札</p> <p>契約の金額 6,490万円</p>

	<p>契約の相手方 福岡県飯塚市有井354-21庄内ビル1階 株式会社 南里住建 代表取締役 南里一仁 備考に、工期、工事の場所、工事の概要等明記しております。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>お尋ねしたいのが、先般5月31日の臨時会において否決されました。その際にも何点か質疑が上がっていたかと思いますが、その1つで、同僚議員のほうから、この工事入札の予定価格と入札価格の差である部分の疑義について、質問があつておつたかと思いますが。そういった部分に関して、何か不正的なことが働いたのではないかという疑問が投げかけられていたかと思いますが。 そういったところで、東峰村にも東峰村公正入札調査委員会等が、設置要領等が決まっておるかと思いますが、その疑義に対して、そういった部分設置されたのか、あるいはそういうふうな調査が行われたのか、お尋ねします。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>ただ今の質問につきましては、そういった委員会等の設置、それから審議等はしておりません。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>なぜ、行わないんでしょう。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>あくまでも一般競争入札でございますので、その請負比率等につきましては、幅がいろいろあります。類似の案件等もございましたし、今まではそういったことをやってきておりません。適正に応札をされたと解釈しております。</p>
議長	<p>5番 高橋議員、3回目です。</p>
5番	<p>議場にて疑義が生じ、ましてや議案が否決され、その契約そのものについてが、否決という部分にあつているにもかかわらず、そういった疑義に対して対処されないことに対して、すごく疑問に感じます。 そういう疑義に対して、もう一度お尋ねしますが、なぜ対処されなかったのか。対処されることによって疑問が晴れ、よりこの契約が正しいという部分が証明されるのではないかなと思うのですが、そういった部分に関して、なぜ対応されなかったのか、再度お尋ねします。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>東峰村公正入札調査委員会設置要領の中に「入札談合に関する情報等があつた場合」、そういったところのことが要綱の中にあります。 そういった情報等はございませんので、入札調査委員会の設置は行わなかつたということです。</p>
議長	<p>8番 大蔵久徳議員</p>
8番	<p>前回の臨時会において、一般競争入札が公平に行われたか疑問の余地があるというところで、否決がされたわけでございます。 それから全協を行いまして、説明がありましたけれども、その説明で村長は十分だとお考えか、お聞きします。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>先ほども申しましたように、これの談合の情報とかですね、そういった情報等があれば当然調査委員会等を設置し、そして調査をいたしますけれども、ご承知のように、一般競争入札で応札をされた方、それにつきましては、極端に言えば、予定価格どお</p>

	りであっても、そういった事実がない限りはですね、適正だと考えておるところであります。
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>ゲストハウスはですね、昨年不落が続きましたね。返納して、また補正予算債ですかね、それによって特別な計らいで予算付けができております。こういった意味でも、実際これを返すわけにはいかんわけですね。</p> <p>その意味でもネックになったのが入札であったと、私は思うわけです。だから、今後継続した調査をしてもらいたいし、村長、何もなかったと言います。しかしながら、そういった調査を続けていただければいいかなと思います。</p> <p>また、今後の、他の入札においても、改革を行っていただくべきだと思いますけど、そういった検討はできませんか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員の提案のとおりですね、そういったことがなかったのかというのは、やはり内部的にですね、まず調査をさせていただきたいと思います。</p> <p>当然、談合とかですね、そういった情報等があれば、これは当然要綱に基づいた処置は取らせていただきたいと思います。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>先ほどの高橋議員のときに、何も情報はなかったということでしたがけれども、この間の議会のときに、私たちがこれは疑わしいのではないかと、いうふうな情報は与えているはずなんですけど、そういうのは情報にはならんわけですか。</p>
議長	村長
村長	<p>一般にですね、そういった入札前とか、そういった情報等につきましては、第三者の方からの情報等により、これは、この東峰村役場の組織がどういう具合かというのは、一度ありましたですね。</p> <p>それは、東峰学園の入札に関して談合の情報等があつて、それは対処したと思いますけれども、今回の場合につきましては、そういう情報はありませんでしたので、適正に入札が行われたと解釈をしています。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>第三者ということでございます。</p> <p>我々議員は、そういった情報をもし出したとして、村としては、もし出した場合ですね、村としては、別に第三者じゃないから何もしないということなんでしょうか。</p>
議長	副村長
副村長	<p>入札調査委員会につきましては、委員長が副村長ということになっておりますので、私からご説明させていただきます。</p> <p>当然ですね、基本的には第三者からの談合に関する情報を想定しているわけですが、議員の皆様からですね、具体的な談合に関する情報があった場合につきましては、当然ですね、入札調査委員会の審議の対象にはなるだろうというふうには思っておりますけれども、今回の件につきましてはですね、落札率が高かったというようなお話はございましたけれども、具体的に、では談合に関する情報があったというふうにはですね、こちらとしては考えていなかったところがございます。以上です。</p>
議長	他に、質疑。 7番 長澤貞義議員
7番	<p>今回、再提案ということですが、再議と再提案と違いですね、これの説明ができましたらお願いします。</p>
議長	副村長

副 村 長	<p>再議につきましてはですね、同一の会期中です、同一の内容について再び提案をすることについては、再議ということで考えております。</p> <p>今回につきましてはですね、前回の臨時議会とはまた別の、今回の定例会で改めて提案するというので、再議ではなく再度の提案であるというふうに考えておるところでございます。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>まず、反対討論はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>反対の立場から討論させていただきます。</p> <p>先ほどからこの入札に関しての公平性について、質疑が数名の議員から上がっております。5月31日の臨時会においても、その部分があったかと思えます。</p> <p>それに対して、やはり納得のいく答弁というのが選られてないという部分で、先ほどの大蔵議員の質問に対しての答弁の中でも、今後もそういった部分については調査をしていく、調査をしていかなければならないといった部分も発言しているにも関わらず、今回の部分に関してはないという部分、調査をしていないのにも、ないと言いきれる部分に関しては、一切説明がつかないのかなと感じざるを得ません。</p> <p>否決という5月31日の結果をもって、この再提案の前にやはり調査、そういった部分で、何もなしという部分で、公正であったという部分が証明されてから、やはりこういった再提案はなされるべきかなという部分で、今回、反対の討論とさせていただきます。</p>
議 長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>3番 黒川隆康議員</p>
3 番	<p>私は、賛成の立場から討論を行います。</p> <p>この事業につきましては、当初の計画より大幅に建築内容の変更とともに、事業費も合わせて低減されております。また、工事費は予定価格内に収まっており、工事請負契約は妥当であると考えております。</p> <p>よって、この議案については、賛成をいたします。</p> <p>また、この事業については、竹地区の皆さんが長期にわたり協議を重ね、取り組むことを決断したもので、この事業を行うことによって、地域の振興に寄与していただくものと期待をしておるところであります。以上です。</p>
議 長	<p>討論はありませんか。</p> <p>1番 梶原伯夫議員</p>
1 番	<p>私も賛成の立場で討論させていただきます。</p> <p>さっき同僚議員の黒川議員が申しましたように、いろいろそのところも一緒であります。竹地区の方、また地元の議員さんですね、一生懸命これを、地元活性化のためにやっつけよう、一般社団法人までつくって頑張っていくということでありますので、私は、これは本村のためにも大いに役に立つと信じておりますので、賛成をしたいと思います。</p>
議 長	<p>討論はありませんか。</p> <p>7番 長澤貞義議員</p>
7 番	<p>私は、反対の立場で討論いたします。</p> <p>この入札の件に関してですね、全体を否定するわけではございませんので、今日の工事請負契約の件に関して反対でございます。</p>
議 長	<p>討論はありませんか。</p>

	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第29号「工事請負契約を締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
追加日程第3	
議長	<p>追加日程第3 議案第30号「損害賠償の額を定めることについて」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>追加日程の3ページをお願いいたします。 議案第30号「損害賠償の額を定めることについて」 次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項13号の規定により議会の議決を求めます。 令和元年6月20日提出、東峰村長名でございます。 内容につきましては、東峰村は、次のとおり損害を賠償する。 損害賠償額 74万7,215円 賠償の相手方 福岡県うきは市に在住する方で、議案にお示しのとおりでございます。 事故の概要につきましては、平成30年8月30日午後3時56分頃、東峰村「食」の自立支援事業の受託事業所である、東峰村社会福祉協議会職員が運転する村所有の公有自動車が、東峰村大字宝珠山297番地付近の県道において接触した事故の、損害賠償に関する分の件でございます。 説明は以上です。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 大蔵久徳議員</p>
8番	<p>事故の内容を聞きますと、一時停止をしないで、そのままトラックにぶつかったという話を聞いております。人身事故にならなくてよかったと思いますけれども、こういった事故の再発防止等々はどんなふうにご考えておられるのか、お聞きします。</p>
議長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>公用車の運転につきましてですね、昨年いろいろ災害復旧等で現場も多かったとは思いますが、接触とかですね、現場を誤って路側にタイヤをぶつけたとかですね、そういう事例がございました。 庁議と課長会等で集まったときにですね、そういった公用車の安全運転については、十分注意をして運転をするようにというふうに、課長会の中でですね、共有の認識を数度にわたってですね、会議のときにもったというところで、ちょっと研修とかまではですね、まだできてないというところでございます。</p>
議長	<p>9番 伊藤均議員</p>
9番	<p>もうこの事故についてはですね、いろいろ質疑をするところではありません。 先ほど同僚議員がですね、じゃあ、どういうふうに指示をしているのかと、いう意見がありました。 今、実質災害復旧の中で小石原等たくさん通っております。残念ながら、ここ数年</p>

	<p>が事故がずっとあつとると、その前までは全く事故というものがなかったというか、非常に少なかったと。</p> <p>じゃあ、これは意識的なものですね、やっぱ欠けとるんじゃないかと。</p> <p>今、総務課長のほうから指示、そういった課長会でやったということではありますが、指示徹底がなされていないと考えざるを得ないと、私は思うところです。</p> <p>ですからもう一度ですね、この再発防止に関して、職員にしっかり指示徹底をしていただくようなですね、方策を取っていただくことはできないのか。</p> <p>それから、じゃあ、どうやったらできると。先ほどの答弁の中ではですね、ちょっと足りないのかなという気がいたしております。</p> <p>今までの中身等を踏まえてですね、もう一度お答えをいただきたいと思いますが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>全員の職員の方々には、なかなか行き渡っていなかったというようなご質問だと思えます。</p> <p>朝倉警察署等ですね、要請をお願いをいたしまして計画を、事故再発防止、交通運転等ですね、やはり講習会等を開きたいと思っております。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>4番 泉 守議員</p>
4 番	<p>ちょっとお尋ねしますがね、この損害賠償につきましてはですね、保険、我々は事故やったときに、損害賠償保険にかたっておるんですけどね、だから、自分が手出しをしないで済むわけですけど、この点についてはどういうふうになっておるんですか。保険にかたっていないわけですか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>失礼いたしました。</p> <p>昨日説明いたしておりましたので、抜けておりました。</p> <p>この損害賠償額につきましては、町村会の保険にかたっておりますので、全額保険のほうから支払われるということを申し添えておきます。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第30号「損害賠償の額を定めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
追加日程第4	
議 長	<p>追加日程第4 議案第31号「損害賠償の額を定めることについて」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第31号「損害賠償の額を定めることについて」</p> <p>次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項13</p>

	<p>号の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和元年6月20日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>内容につきましては、東峰村は次のとおり損害を賠償する。</p> <p>損害賠償額 3万2,511円</p> <p>賠償の相手方 朝倉郡東峰村大字小石原鼓にお住いの、議案に記載のとおりの方でございます。</p> <p>事故の概要といたしまして、平成31年4月15日午後4時30分頃、東峰村住民税務課職員が運転する公有自動車が、被害者宅の敷地内に車両を進入させたところ、有害鳥獣侵入防止網の支持ロープに車両上部のルーフキャリアに接触し、家の雨どいと支柱を破損させた件でございます。</p> <p>先ほどと同様、これにも保険に入っておりましたので、全額保険のほうからですね、支払われるということで申し添えておきます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第31号「損害賠償の額を定めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、地方創生検証特別、少しお待ちください。</p> <p>暫時休憩します。</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p>失礼しました。</p> <p>地方創生検証特別委員会から閉会中の継続調査申出書が出されております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出があつております。これを許可します。</p>

	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>今月18日から本日までの第4回定例会におきましては、議員の皆様のご慎重審議をいただき、原案どおりご可決をいただきましたことにつきまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>さて、今月1日のほたる祭り、8日の棚田の火祭りには、村内外からたくさんの方々に来ていただき大盛會に終えることができました。祭りの開催にご尽力をいただいた方々に心から感謝を申し上げます。</p> <p>また、今後とも本村の発展のために、継続的な交流人口の増加を図り、地域の活性化にしっかりと取り組んでいきますので、関係者の皆様方のご尽力を重ねてお願いをする次第であります。</p> <p>来月の7月5日には、一昨年の豪雨災害で尊い命を亡くされた方々に対し、福岡県知事をはじめ関係機関の皆様のご出席により、追悼式典を挙げていたします。</p> <p>九州北部はまだ梅雨に入っておりませんが、今後全国的にこれから梅雨末期の季節となります。6月23日に防災訓練を行います。本年の梅雨を安全・安心で、村民挙げて乗り切りたいと思うところです。</p> <p>農繁期も終わり、これから夏本番のうだるような季節となりますので、議員の皆様におかれましては、お体をご自愛され、さらなるご活躍を祈念申し上げますとともに、今後とも私が進める持続可能な村づくりに、より一層のご理解とご協力をお願いし、私の閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>これをもちまして、令和元年第4回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 (11時05分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>議 長</p> <p>議 員</p> <p>議 員</p>